

米国カリフォルニア州は「プラスチック汚染防止及び包装生産者責任法 (SB 54)」の下、  
材料、製品ごとのリサイクル率を公表

(一財) 化学研究評価機構  
食品接触材料安全センター 石動正和

2025年12月31日、米国カリフォルニア州は「プラスチック汚染防止及び包装生産者責任法 (SB 54)」の下、材料カテゴリ (CMC) リストのリサイクル可能性、堆肥化可能性の評価を更新するとともに、材料、製品ごとのリサイクル率を初めて示した。このリストは、欧州 PPWR リサイクル性能等級のカリフォルニア版と見なすことができる。(→p.3)

解説

2022年7月1日米国カリフォルニア州は、「プラスチック汚染防止及び包装材料生産者責任法」を公布した。プラスチック生産者に **EPR** を課し、設定された目標をクリアした事業だけが存続する形を取っている。(→p.16)

・使い捨てプラスチック包装と食品サービスウエアを「対象材料」とし、関連する事業者に次のサイクル率を課す:2028年30%、2030年40%、2032年65%(セクション42050(c))。

・**EPR** の下「生産者責任組織 (PRO)」の枠組みを導入し、既に実績のある対象材料の生産者からの申請、行政の認可により結成する (セクション42051(b)(2))。この組織には2032年1月1日までに対象材料の重量及び数量で25%の削減を課す(セクション42057(a)(1))。また2027年から10年間、年5億ドルのカリフォルニアプラスチック汚染緩和基金納付を課す (セクション42064(e))。一方、連邦内歳入法1986セクション501(c)(3)に基づき同法の課税は免除される (セクション42041(x))。

・プラスチック廃棄物は、**PE,PP,PET** の1つ又は複数のみからなる混合物とされる (セクション42041(aa)(4)(B)(i))。

・発泡ポリスチレン製 (押出發泡成形を含む) 食品サービスウエアについて、次のリサイクル率を課し、この率を満たさないとき上市が禁止される:2025年25%、2028年30%、2030年50%、2032年以降65% (セクション42057(i))。

・生鮮食品の対象材料にリサイクルの要件は課せられない (セクション 42060(b)(2))。これにより魚箱などは対象外と判断される。

2024 年 1 月 8 日、SB 54 の下、EPR 推進を担う生産者責任組織(PRO)として Circular Action Alliance (CAA)を指名したことを公表した。また 1 月 15 日 WTO 通報 (G/TBT/N/USA/2088) により、SB 54 の下にカバーされる材料カテゴリ (CMC) リストを公表し、意見募集を始めた。この中に、各種材料製品のリサイクル可能性、堆肥化可能性が (Yes か No かで) 評価されており注目された。(→p.85)

-----

カリフォルニア州「SB 54 がカバーする材料カテゴリ・リスト 2026 年 1 月最新版 (DRRR-2025-1762)」 2025 年 12 月 31 日

[https://www2.calrecycle.ca.gov/Docs/Publications/Details/1764?utm\\_medium=email&utm\\_source=govdelivery](https://www2.calrecycle.ca.gov/Docs/Publications/Details/1764?utm_medium=email&utm_source=govdelivery)

プラスチック汚染防止及び包装生産者責任法  
対象材料カテゴリ (CMC) リストの更新  
2025 年 12 月 31 日公表

カリフォルニア州では毎年、数百万トンもの使い捨て包装材料及びプラスチック製食器が廃棄されており、埋立地廃棄物の大部分を占め、州全体に広がる環境汚染の一因となっている。

プラスチック汚染防止及び包装生産者責任法（上院法案 (SB 54、Allen、2022 年制定法第 75 章、以下「本法」) は、カリフォルニア州における使い捨て包装材及び使い捨てプラスチック製食器 (対象材料) に関連する廃棄物を削減するため拡大製造者責任プログラムを確立している。

この法律は、2032 年までに以下の事項を義務付けている：

- ・プラスチック製対象材料は、発生源を 25%削減すること；
- ・対象材料は、リサイクル可能であるか、堆肥化可能と表示できるものでなければならない；及び、
- ・プラスチック製の対象材料は、65%のリサイクル率を達成する必要がある。

CalRecycle は、リサイクル可能と見なされ、堆肥化可能と表示できる対象材料のカテゴリに関する初期評価を 2023 年 12 月に公表し、2024 年 12 月 31 日 CMC リストを更新した。CalRecycle は 2032 年まで、毎年リストを更新する必要がある[PRC 42061(e)]。

このリストは、対象材料のカテゴリ自体と、CalRecycle が本法の目的において「リサイクル可能」又は「堆肥化可能」と表示できる要件を満たすカテゴリを決定する基準を定めている。CMC リストには、初めて、各 CMC の推定リサイクル率が含まれており、これは定期的な CMC リスト更新の一環として毎年更新される[PRC 42061(b)]。

更新された CMC リスト

表 1 は、2026 年 1 月 1 日発行分の最新 CMC リストであり、以下の要素が含まれる：

- ・対象材料カテゴリ (CMC) - 各対象材料カテゴリは、対象材料を特徴付ける材料の種類

と形状の組み合わせを特定する。これらのカテゴリは、対象材料を構成する取り外し可能な各コンポーネントに個別に適用される。この更新では、2025年9月2日に発行された CMC を使用している。

・CMC によるリサイクル可能性の判定 - これには、どのカテゴリが本法の目的において「リサイクル可能」と見なされる要件を満たしているかの判定が含まれる。前回の更新以降の変更は、新しいデータを反映している。

・CMC による堆肥化可能性の判定 - これには、どのカテゴリが本法の目的において「堆肥化可能」と表示できる要件を満たしているかの判定が含まれる。前回の更新以降の変更は、合成物質を含む製品について、公共資源法 (PRC) 第 42357 条(g)(1)(B)(i)及び(ii)に基づき、2025年6月11日局長が延長を認めたことによるものである。

・CMC 別リサイクル率 - これは、対象物質が年間にリサイクルされた割合の推定値について、リサイクル量を廃棄量で除したものである。リサイクル量には、責任ある最終市場が本法の目的においてまだ特定されていないため、物質が責任ある最終市場に到達したかどうかは考慮されていない。リサイクル率の推定に使用された方法論とデータソースの詳細については、州全体のニーズ評価報告書を参照されたい。

CMC リストは、特定のラベルが PRC セクション 42355.51 又は 42357 に違反しているかどうかを判断するものではないので注意されたい。CalRecycle は、SB 54 の目的のみでリサイクル性と堆肥化性を評価し、他の法律に基づく責任を判断するものではない。

#### 表の見方

表の 1 列目から 4 列目までは、各カテゴリで対象となる物質について説明している。

・表の 1 列目は、各 CMC に関連付けられたカテゴリ識別コード (カテゴリ ID) を示しています。各カテゴリ ID は、CMC リストの発行年を示す数字で始まる。例えば、カテゴリ「25\_M1N」の「25」は、2025年9月2日の CMC 更新を指す。

・各カテゴリ ID には、CMC の材質クラスを示す 1 文字又は 2 文字の文字が付与されている：

- G = ガラス
- C = セラミック
- M = 金属
- PF = 紙及び繊維
- P = プラスチック

▪ WO = 木材及びその他の有機材料

・「N」で終わるカテゴリ ID は、プラスチック成分を含まない材料のカテゴリであることを示す。

・「P」で終わるカテゴリ ID は、プラスチック成分を含む材料のカテゴリであることを示す。

・アスタリスク (\*) は、前回の CMC リスト (2024 年 12 月 31 日発行以降) 以降、カテゴリが変更されたことを示す。

・注: CMC が変更されると、新しいカテゴリ ID が割り当てられ、以前のカテゴリ ID は廃止される。そのため、カテゴリ ID は番号順にならない場合がある。

・2 列目は、対象材料の主要な材料区分 (セラミック、ガラス、金属、紙及び繊維、プラスチック、又は木材及びその他の有機材料) を示す。

・3 列目は、対象材料の主要な材料タイプを示す。材料タイプは各材料区分に固有のものである。

・4 列目は、その CMC に含まれる対象材料の形態 (対象材料にプラスチック部品が含まれているかどうかを含む) を示す。

・材料形態が「全ての形態」と記載されている場合、そのカテゴリには、その材料タイプに含まれる対象材料の全ての形態が含まれる。

・材料形態に「その他」という用語が含まれている場合、そのカテゴリには、その材料タイプの形態の他の特定のカテゴリに属さない、その材料タイプの全ての形態が含まれる。新しい形態を構成するイノベーションは、「その他の形態」カテゴリに該当する。

CMC の詳細な説明、及び対象材料を特定の CMC に分類する方法についてのガイダンスについては、CalRecycle の対象材料カテゴリ・リストのウェブページにある最新の CMC 生産者報告ガイダンス文書を参照されたい。

5 列目は、リサイクル可能性の判断が記載されている。「Y」と表示されているものは、利用可能なデータと現在の仮定に基づき、CalRecycle が PRC セクション 42061(c)の目的において、当該カテゴリをリサイクル可能と判断していることを意味する。CalRecycle は評価

において、カリフォルニア州の管轄区域におけるリサイクル・プログラムの収集と、大規模移送／処理施設の選別行動に関する情報を考慮した。この評価は、大規模移送／処理施設によって選別・販売された材料の最終目的地又は処分地については考慮していない。また、この評価は、材料カテゴリではなく特定の製品のみにも適用される PRC セクション 42355.51(d)(3)から(d)(6)も考慮していない。リサイクル可能性の判断は、SB 343 材料特性調査改訂版予備調査結果報告書に記載されている結果に基づいている。SB 343 (アレン、第 507 章、2021 年法令) の詳細については、CalRecycle のウェブページを参照されたい。

6 列目は堆肥化可能性の判定を示している。対象となる個々の資材が PRC セクション 42050(b)の堆肥化可能性に関する基準を満たすには、「堆肥化可能」と表示することが合法であるための要件を満たす必要がある。しかし、これらの要件の殆どは必然的に材料ごとに適用されるのに対し、CMC リストは対象となる材料をカテゴリごとにのみ適用する。従って、「Y」と表示されている場合は、入手可能なデータと現在の想定に基づき、CalRecycle が PRC セクション 42061(d)の目的において、あるカテゴリが堆肥化可能であると判断していることを意味する。これは、当該カテゴリが PRC セクション 42357(g)(1)(B)の要件を満たす可能性のある材料を包含しているためである。このセクションには、セクション 42357 の中でカテゴリごとに適用される唯一の基準、「堆肥化可能」と表示できる材料は、米国農務省の国家有機プログラム (NOP) の下で許容される有機農業資材であるという基準が含まれている。このような投入物となるためには、(1) 紙類は新聞紙又は段ボールなどの再生紙でなければならず、光沢コーティングや着色インクが使用されていないこと、(2) 木質材料は未処理の木材 (又はその他の有機材料) で、合成物質が添加されていないこと、(3) 繊維類は合成物質が添加されていないことが必要である。これらの制限は連邦法に定められており、CalRecycle によって変更はできない。最新情報については、NOP のウェブサイト参照されたい。この評価では、PRC 42357(g)(1)(C) から (E) は考慮されていない。これらの規定は、材料のカテゴリではなく、特定の製品に適用される。

2025 年 6 月 11 日、局長は PRC 42357(g)(1)(B)(i) 及び (ii) に基づき、合成物質を含む製品に対する適用延長を承認した。2027 年 6 月 30 日までの延長は、前項で述べた NOP 関連の要件を除き、「堆肥化可能」と合法的に表示するための全ての要件を満たす製品に対して、PRC 42357(g)(1)(B)によって課せられた制限を延期するものである。従って、プラスチック部品を含むいくつかの CMC は、堆肥化可能なプラスチック部品を含む材料を含む可能性があるため、堆肥化可能と見なされる。例えば、25\_Pf1P-紙および繊維-クラフト紙-プラスチック部品を含む全ての形態は、プラスチック部品が堆肥化可能なプラスチック部品であるクラフト紙で覆われた材料を含む可能性があるため、今回の更新では堆肥化可能と見なされた。

7 列目はリサイクル率を示す。リサイクル率は、対象材料のうち、年間にリサイクルされた材料の割合について、リサイクル量を廃棄量で除した値として推定される。リサイクル量は、責任ある最終市場が本法の目的においてまだ特定されていないため、材料が責任ある最終市場に到達したかどうかは考慮されていない。処分量は、カリフォルニア州において埋立地、変換、及びエンジニアリング都市固形廃棄物（EMSW）への転換に送られた対象物質の量として推定される。2024 暦年における入手可能な最良のデータを用いて、CMC のグループごとにリサイクル率を共同で推定した。グループ内の各 CMC は同じリサイクル率を持つと推定される。例えば、セラミック材料クラス内の全ての CMC は、データがグループレベルでしか入手できなかったため、まとめて推定された。リサイクル率の推定に使用された方法論、前提条件、及びデータソースの詳細については、州全体のニーズ評価レポートを参照されたい。

規制の策定に関する最新情報を含む、この法律に関する詳細については、SB 54 のウェブページにアクセスし、SB 54 リストサーバに登録されたい。新しい情報が随時提供される。

表 1. 対象材料分類リスト（2026 年 1 月 1 日現在）

分類 ID	材料区分 [1]	材料タイプ [1]	形状[2],[3]	リサイ クル可 能性[4]	堆肥化 可能性 [4]	リサイ クル率 [5] [6] [7]
25_G1N	ガラス	ガラス	プラスチック成分を含まないボトル及びびん	Y	空欄	65%
25_G1P	ガラス	ガラス	プラスチック成分を含むボトル及びびん	Y	空欄	65%
25_G2N	ガラス	ガラス	プラスチック成分を含まないその他の形態	空欄	空欄	65%
25_G2P	ガラス	ガラス	プラスチック成分を含むその他の形態	空欄	空欄	65%
25_G3N	ガラス	ガラス	小型 - プラスチック部品を含まない 2 辺以上の寸法が 2 インチ以下	Y	空欄	65%
25_G3P	ガラス	ガラス	小型 - プラスチック部品を含む 2 辺以上の寸法が 2 インチ以下	Y	空欄	65%
25_C1N	セラミック	セラミック	プラスチック部品を含まない全ての形態	空欄	空欄	0%

25_C1P	セラミック	セラミック	プラスチック部品を含む全ての形態	空欄	空欄	0%
25_C2N	セラミック	セラミック	小型 - プラスチック部品を含まない2辺以上の寸法が2インチ以下	空欄	空欄	情報不足
25_C2P	セラミック	セラミック	小型 - プラスチック部品を含む2辺以上の寸法が2インチ以下	空欄	空欄	情報不足
25_M1N	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含まない非エアゾール容器	Y	空欄	<39%
25_M1P	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含む非エアゾール容器	Y	空欄	<39%
25_M4P	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含むエアゾール缶	Y	空欄	<39%
25_M2N	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含まない箔シート	Y	空欄	<9%
25_M2P	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含む箔シート	Y	空欄	<9%
25_M3N	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含まない箔成形容器	Y	空欄	<9%
25_M3P	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含む箔成形容器	Y	空欄	<9%
25_M5N	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含まないその他の形態	Y	空欄	<9%
25_M5P	金属	アルミニウム	プラスチック部品を含むその他の形態	Y	空欄	<9%
25_M6N	金属	ブリキ/スチール/バimetal	プラスチック部品を含まない非エアゾール容器	Y	空欄	<45%
25_M6P	金属	ブリキ/スチール/バimetal	プラスチック部品を含む非エアゾール容器	Y	空欄	<45%
25_M7P	金属	ブリキ/スチール/バimetal	プラスチック部品を含むエアゾール缶	Y	空欄	<45%
25_M8N	金属	ブリキ/スチール/バimetal	プラスチック部品を含まない非エアゾール容器	Y	空欄	<45%

		チール/バ イメタル	ないその他の形態			
25_M8P	金属	ブリキ/ス チール/バ イメタル	プラスチック部品を含む その他の形態	Y	空欄	<45%
25_M9N	金属	その他の 非鉄金属	プラスチック部品を含ま ない全ての形態	Y	空欄	情報不 足
25_M9P	金属	その他の 非鉄金属	プラスチック部品を含む 全ての形態	Y	空欄	情報不 足
25_M10N	金属	その他の 鉄金属	プラスチック部品を含ま ない全ての形態	Y	空欄	25%
25_M10P	金属	その他の 鉄金属	プラスチック部品を含む 全ての形態	Y	空欄	25%
25_M12N	金属	金属	小型・2辺以上の長さが2 インチ以下で、プラスチッ ク部品を含まない形態	Y	空欄	情報不 足
25_M12P	金属	金属	小型・2辺以上が2インチ 以下でプラスチック部品 を含む形態	空欄	空欄	情報不 足
25_PF1N	紙と繊維	クラフト 紙	プラスチック部品を含ま ない全ての形態	Y	Y	30%
25_PF1P	紙と繊維	クラフト 紙	プラスチック部品を含む 全ての形態	Y	Y*	30%
25_PF14P	紙と繊維	成形繊維	プラスチック部品を含む 全ての形態	空欄	Y*	7%
25_PF14N	紙と繊維	成形繊維	プラスチック部品を含ま ない全ての形態	Y	Y	7%
25_PF15P	紙と繊維	ラミネー ト複合材 料	アセプティックカートン	空欄	空欄	<1%
25_PF5P	紙と繊維	ラミネー ト複合材 料	ゲブルトップカートン	空欄	空欄	<1%
25_PF17P*	紙と繊維	ラミネー ト複合材 料	プラスチックコーティン グ/ライニングを施した板 紙	空欄	Y*	<6%

25_P7P	紙と繊維	ラミネート複合材料	プラスチック成分を含む その他の形態	空欄	Y*	<6%
25_P8N	紙と繊維	OCC	ワックス加工段ボール（プラスチック成分なし）	空欄	Y	0%
25_P8P	紙と繊維	OCC	ワックス加工段ボール（プラスチック成分あり）	空欄	空欄	0%
25_P9N	紙と繊維	OCC	段ボール（プラスチック成分なし）	Y	Y	68%
25_P9P	紙と繊維	OCC	段ボール（プラスチック成分あり）	Y	空欄	68%
25_P10N	紙及び繊維	板紙	プラスチック成分を含まない全ての形態	Y	Y	30%
25_P10P	紙及び繊維	板紙	プラスチック成分を含む全ての形態	Y	Y*	30%
25_P11N	紙及び繊維	白紙	プラスチック成分を含まない全ての形態	Y	Y	71%
25_P11P	紙及び繊維	白紙	プラスチック成分を含む全ての形態	Y	Y*	71%
25_P12N	紙及び繊維	その他/混合紙	プラスチック成分を含まない全ての形態	Y	Y	71%
25_P12P	紙及び繊維	その他/混合紙	プラスチック部品を含む全ての形態	Y	Y*	71%
25_P16N	紙及び繊維	紙及び繊維	小型 - プラスチック部品を含まない2辺以上の長さが2インチ以下	空欄	Y	情報不足
25_P16P	紙及び繊維	紙及び繊維	小型 - プラスチック部品を含む2辺以上の長さが2インチ以下	空欄	Y*	情報不足
25_P1P	プラスチック	PET (#1)	ボトル、水差し、瓶（透明/ナチュラル）	Y	空欄	16%
25_P2P	プラスチック	PET (#1)	ボトル、水差し、瓶（着色/カラー）	Y	空欄	5%
25_P38P	プラスチック	PET (#1)	その他の硬質容器、カップ、蓋、皿、トレイ、タブ	Y	空欄	4%

25_P39P	プラスチック	PET (#1)	その他の硬質品	Y	空欄	4%
25_P5P	プラスチック	PET (#1)	軟質及びフィルム製品	空欄	空欄	情報不足
25_P6P	プラスチック	HDPE (#2)	ボトル、水差し、瓶 (透明 / ナチュラル)	Y	空欄	19%
25_P7P	プラスチック	HDPE (#2)	ボトル、水差し、瓶 (着色 / カラー)	Y	空欄	19%
25_P8P	プラスチック	HDPE (#2)	バケツ・ペール缶	Y	空欄	0%
25_P40P	プラスチック	HDPE (#2)	その他硬質品	Y	空欄	<23%
25_P10P	プラスチック	HDPE (#2)	軟質及びフィルム製品	空欄	空欄	5%
25_P11P	プラスチック	PVC (#3)	硬質品	空欄	空欄	情報不足
25_P12P	プラスチック	PVC (#3)	軟質及びフィルム製品	空欄	空欄	情報不足
25_P13P	プラスチック	LDPE (#4)	ボトル、水差し、瓶	空欄	空欄	情報不足
25_P14P	プラスチック	LDPE (#4)	その他の硬質品	空欄	空欄	0%
25_P15P	プラスチック	LDPE (#4)	透明非袋用フィルム	空欄	空欄	5%
25_P16P	プラスチック	LDPE (#4)	その他の軟質製品及びフィルム製品	空欄	空欄	5%
25_P17P	プラスチック	PP (#5)	ボトル、水差し、瓶	Y	空欄	2%
25_P41P	プラスチック	PP (#5)	その他の硬質容器、カップ、蓋、皿、トレイ、タブ	Y	空欄	2%
25_P20P	プラスチック	PP (#5)	その他の硬質製品	Y	空欄	2%
25_P19P	プラスチック	PP (#5)	食器類	空欄	空欄	情報不足
25_P21P	プラスチック	PP (#5)	透明非袋用フィルム	空欄	空欄	情報不足

25_P22P	プラスチック	PP (#5)	その他の軟質製品及びフィルム品目	空欄	空欄	情報不足
25_P23P	プラスチック	PS (#6)	膨張/発泡成形品(ヒンジ付き容器、皿、カップ、タブ、トレイ、その他の発泡容器)	空欄	空欄	<1%
25_P42P	プラスチック	PS (#6)	その他の膨張/発泡成形品	空欄	空欄	<1%
25_P27P	プラスチック	PS (#6)	食器	空欄	空欄	<1%
25_P43P	プラスチック	PS (#6)	固形ヒンジ付き容器、皿、カップ、タブ、トレイ、その他の固形成形品	空欄	空欄	<2%
25_P29P	プラスチック	PS (#6)	軟質及びフィルム製品	空欄	空欄	情報不足
25_P44P	プラスチック	堆肥化可能なプラスチック及びポリマー	硬質製品	空欄	Y*	18%
25_P45P	プラスチック	堆肥化可能なプラスチック及びポリマー	軟質及びフィルム製品	空欄	Y*	4%
25_P46P	プラスチック	ラミネート複合材料	パウチ及び封筒	空欄	空欄	<2%
25_P33P	プラスチック	ラミネート複合材料	その他の形態	空欄	空欄	<2%
25_P34P	プラスチック	その他/混合プラスチック	繊維製品	空欄	空欄	<33%
25_P35P	プラスチック	その他/混合プラスチック	硬質製品	空欄	空欄	<3%

		チック				
25_P36P	プラスチック	その他/混合プラスチック	軟質及びフィルム製品	空欄	空欄	情報不足
25_P47P	プラスチック	プラスチック	小型・2辺以上が2インチ以下	空欄	空欄	情報不足
25_WO1N	木材及びその他の有機材料	木材	プラスチック成分を含まない全ての未処理形態	空欄	Y	情報不足
25_WO1P	木材及びその他の有機材料	木材	プラスチック成分を含む全ての未処理形態	空欄	空欄	情報不足
25_WO2N	木材及びその他の有機材料	木材	プラスチック成分を含まない全ての処理済み又は塗装済み形態	空欄	空欄	情報不足
25_WO2P	木材及びその他の有機材料	木材	プラスチック成分を含む全ての処理済み又は塗装済み形態成分	空欄	空欄	情報不足
25_WO3N	木材及びその他の有機材料	その他/混合有機	プラスチック成分を含まない繊維製品	空欄	空欄	情報不足
25_WO3P	木材及びその他の有機材料	その他/混合有機	プラスチック成分を含む繊維製品	空欄	空欄	情報不足
25_WO4N	木材及びその他の有機材料	その他/混合有機	プラスチック成分を含まないその他の形態	空欄	Y	情報不足
25_WO4P	木材及びその他の有機材料	その他/混合有機	プラスチック成分を含むその他の形態	空欄	空欄	情報不足
25_WO6N	木材及びその他の有機材料	木材及びその他の有機材料	小型・プラスチック成分を含まない2辺以上の寸法が2インチ以下	空欄	Y	情報不足
25_WO6P	木材及びその他の有機材料	木材及びその他の有機材料	小型・2辺以上で2インチ以下のプラスチック部品を含む	空欄	空欄	情報不足

分類 ID	材料区分 [1]	材料タイプ [1]	形状[2],[3]	リサイクル可能性 [4]	堆肥化可能性 [4]	リサイクル率 [5] [6] [7]
-------	-------------	--------------	-----------	-----------------	---------------	--------------------------

脚注：

[1]複数の材料で構成される品目の場合、「材料クラス」及び「材料タイプ」は、品目の重量に占める割合が最も大きい材料を指す。

[2] 小型 - 2 インチ以下の 2 辺以上とは、長さ、幅、高さなどの寸法を指す。軟質製品の場合、これは製品を平らに置いた状態で測定される。測定対象が円形の場合は、直径が適切な測定値である。

[3]「プラスチック部品を含む」と表示されている形状は、プラスチックを含むものの、製品の重量に占めるプラスチックの割合が最も高い材料ではない製品を指す。

[4]このリストへの掲載は、リサイクル性及び堆肥化可能性に関するカテゴリベースの評価を反映したものであり、製品固有のリサイクル性又は堆肥化可能性の決定を意味するものではない。

[5]「未満」或いは「<#%」と表示されている値は、現在入手可能な最終市場情報が限られており、リサイクル率の推定は利用可能な処理業者からの排出データに基づいている。他の修飾語を付さずにパーセンテージで表示されている値は、特定の対象材料カテゴリ又は対象材料カテゴリのグループが最終処理場に送られる量に関する情報に基づいている。リサイクル率の計算方法は、州全体のニーズ評価報告書に記載されているとおり。

[6] 結合された行は、結合された対象材料カテゴリのグループに関する情報は入手可能だが、グループ内の個々の対象材料カテゴリの具体的なリサイクル率を決定するには情報が不十分であることを示している。

[7] 情報不足とは、この対象材料カテゴリが最終市場に送られる量に関するデータが現在不十分であることを示している。小型カテゴリのリサイクル又は処理に関する具体的な情報は入手できない。

\* これらの CMC が堆肥化可能と判断されたことは、CMC 内の全ての対象材料が堆肥化可能であることを意味するものではなく、CMC 内の対象材料が国家有機プログラムの要件を

満たしていないため堆肥化可能と表示できないわけではないことを意味する。

#### 略語一覧

CalRecycle : カリフォルニア州資源リサイクル回収局

CMC : 対象材料カテゴリ

HDPE : 高密度ポリエチレン

LDPE : 低密度ポリエチレン

OCC : 古い段ボール

PET: ポリエチレンテレフタレート

PP: ポリプロピレン

PRC: 公共資源法 (カリフォルニア州法)

PS: ポリスチレン

PVC: ポリ塩化ビニル

カリフォルニア州「SB-54 固形廃棄物：報告、包装、及びプラスチック食品サービスウェア」2022年7月1日

[https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=202120220SB54](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=202120220SB54)

上院法案第 54 号

## 第 75 章

固形廃棄物に関連する公的資源法セクション 41821.5 を改正し、第 3 章（セクション 42040 から始まる）を第 30 節第 3 部に追加し、セクション 42064 を廃止する法律。

[2022 年 6 月 30 日知事により承認。2022 年 6 月 30 日国務長官に提出。]

## 立法顧問のダイジェスト

SB 54、Allen。固形廃棄物：報告、包装、及びプラスチック製食品サービスウェア。

(1) カリフォルニア統合廃棄物管理法 1989 は、資源リサイクル及び回収局により管理されており、一般に固形廃棄物の処分、管理、及びリサイクルを規制する。この法律は、処理施設の運営者が処理施設で処分される処分トン数に関する情報を部門に提出することを要求し、固形廃棄物処理業者と中継基地の運営者がその要件の目的で処分施設の運営者に情報を提供することを要求する。この法律は、リサイクル及び堆肥化の操作及び施設が、他のリサイクル又は堆肥化施設又は特定の事業体に廃棄、販売、又は輸送される材料の種類及び量に関する定期的情報を部門に提出することを要求する。

この法案は、これらの報告要件は、部門により採用された規制に従ってエンドユーザーとして定義された施設により使用される材料、又はそれらの規制に従って免除される材料には適用されないと規定する。法案は又、リサイクルは、そうでなければ固形廃棄物となる材料の処理に限定されず、固形廃棄物を構成する材料が廃棄されたかどうかに関わりなく、主にその処理の原料として価値がある無害な材料に適用されるプロセスも含むことを明確にする。法案は更に、リサイクル事業又は施設が部門により採択された特定の規制に従って登録及び報告する必要があるかどうかに関わりなく、その事業又は施設が実際にそうでない限り、リサイクル事業、固形廃棄物の処理又は施設は固形廃棄物処理業者ではないことを明確にする。

(2) カリフォルニア統合廃棄物管理法 1989 は、とりわけ固形廃棄物、プラスチック包装容器、及び使い捨て食品サービスウェアの廃棄、管理、及びリサイクルを規制する。

カリフォルニア州法 2018 の持続可能な包装は、州の施設にある食品サービス施設が、国有財産のコンセッションネアとして運営されているか、機能しているか、州機関に食品サービスを提供する契約を結んでいるとき、食品サービスウエアの種類が、リユース可能、リサイクル可能、又は堆肥化可能な承認済み食品サービスウエアの種類を含むインターネット Web サイトで公開及び維持しているリストにない限り、食品サービスウエアのタイプを使用し調理済み食品の配送を禁止する。

既存の法律は、毎年発生する固形廃棄物の 75%以上を発生源の削減、リサイクル、又は堆肥化することが州の政策目標であると立法宣言している。

この法案は、プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法を制定し、提供された特定の使い捨て包装及びプラスチック使い捨て食品サービスウエアを対象とする。その包括的な法定スキームの一部として、法案は、定義されるように、これら対象材料の生産者に、プラスチック対象材料を調達することを要求し、対象材料が販売、配送、又は州の内に又は州へ輸入されることを保証する。2032 年 1 月 1 日、リサイクル可能又は堆肥化可能であり、州の内に又は州へ、販売、配送、又は輸入されるプラスチック対象材料が指定されたリサイクル率を満たしていることを確認する。特にこの法案は、2032 年 1 月 1 日以降、プラスチック対象材料の 65%以上をリサイクルすることを要求し、特定の状況で指定されたリサイクル率を増減することを部門に許可する。この法案は、特定の材料のタイプとフォームが州内でリサイクル可能であると見なされることを要求し、特定の状況下でそれらの材料タイプとフォームにリサイクル可能としてラベル付けすることを許可する。

この法案は、生産者が発生源削減に規定されているように、生産者責任組織 (PRO) の生産者責任計画に参加することを承認されない限り、州内での対象材料の販売、販売への供給、輸入、又は配送、対象材料の収集、処理、及びリサイクルを禁止する。或いは、法案は、PRO の計画に参加することなく、生産者が個別に法律を遵守することを要求する。この法案は、登録、報告、記録管理、監査の要件、予算と年次報告書の作成など、法律に関連し PRO と生産者に様々な要件を課す。この法案は、PRO 又は生産者が偽証罪の罰則の下、特定の認証を提供することを要求することになる。偽証罪の範囲を拡大することにより、法案は州が義務付けた地方プログラムを課すことになる。この法案は、PRO が参加生産者に対し、法の要件が PRO により満たされることを保証するのに十分な料金を設定することを要求するため税金が課せられる。法案は、PRO の費用、法案が作成する生産者責任諮問委員会の費用、及び PRO の予算で指定されたその他の費用を含む、料金からの収入が使われる可能性のある目的を指定する。

この法案では、PRO が 2027 暦年に開始し、2037 年 1 月 1 日まで、提供されている通り、毎年 5 億ドルの追加料金をカリフォルニア州税務局（CDTFA）に送金し、法案が作成し、追加料金の徴収と管理に適用される要件の概要を説明するプラスチック汚染軽減基金としてカリフォルニアに預ける必要がある。この法案は、PRO が参加生産者に、その金額を引き上げてそれらのお金を送金するのに十分な金額の環境緩和追加料金を設定して課すことを要求し、PRO がプラスチック対象材料を販売するプラスチック樹脂メーカーから、規定の通り、PRO の参加者である生産者に最大 1 億 5000 万ドルを集めることを承認する。以上、法案は税金を課す。この法案は、プラスチックの環境影響を緩和することに関連する目的で、州議会による割り当てに応じ、特定の州機関によりカリフォルニアプラスチック汚染緩和基金の資金を支出することを要求することになる。この法案は、予算法 2019 の特定歳出を含め、これらの歳出が他の資金源からのこれらの目的のための資金を置き換えたり削減したりすることを禁じる。

この法案は、規定通り法を実施するための規則を採用することを部門に要求し、インターネット Web サイトに特定の情報とリストを公開することを部門に要求する。この法案は、指定されている場合を除き、地域の管轄区域及びリサイクルサービスプロバイダーが、収集及びリサイクルプログラムに部門が発行するリストに含まれる対象材料を含めることを要求する。地方の管轄区域に追加の要件を課すことにより、法案は州が義務付けた地方プログラムを課すことになる。この法案は、法の要件を達成するため対象材料に必要な手順と投資を決定するため、設計された 1 つ以上の初期の州全体のニーズ評価を準備するか、完了するために独立した第三者請負業者を選択することを部門に要求する。この法案は、PRO がニーズ評価を開発する費用を部門に払い戻すことを要求し、それにより税金を課す。

この法案では、PRO が「カリフォルニアサーキュラーエコノミー管理費」という名前の料金を部門に支払う必要があり、部門及びその他州機関が包括的に実施し、実施するためのコストをカバーするのに十分な金額を部門に法廷制度を設定する必要がある。この法案では、法案が作成するカリフォルニアサーキュラーエコノミー基金に管理費を預ける必要がある。この法案は、州議会が法に基づく部門の活動のため、部門に充当したときに基金の資金を利用できるようにし、部門の活動の初期費用を賄うために使用された他の基金からの未払いのローンを返済する。この法案は、法の下で資金を受け取る部門と機関に、法の実施に関して議会に特定の情報を報告することを要求することになる。法案は、PRO 又は生産者が法律に従って設定された特定の目標を達成していないと部門が判断した場合、規定に従って、法律の特定の規定を含む規制を採用することを部門に要求する。

この法案は、法律の要件に準拠していない事業者に対し、指定されている場合を除き、違反ごとに 1 日当たり 50,000 ドルを超えない金額の行政罰を課す権限を部門に与えることを含

め、その施行を規定する。この法案は、法案が作成するサーキュラーエコノミーペナルティアカウントに徴収されたペナルティを預けることを部門に要求する。この法案は、州議会が法案を推進する目的で充当すると、口座の預金を利用できるようにする。

(3) 既存の憲法の規定は、公的機関の会議又は公務員及び機関の文書へのアクセス権を制限する法令が、制限によって保護された利益及びその利益を保護する必要性を実証する調査結果とともに採択されることを要求する。

この法案は、その趣旨を立法上で見出すことになる。

(4) カリフォルニア州憲法は、州が義務付けた特定の費用を地方機関及び学区に払い戻すことを州に義務付ける。法定規定は、その償還を行うための手順を確立する。

この法案は、特定の義務に関して、特定の理由でこの法律によって償還が要求されないことを規定する。

その他の義務に関して、この法案は、州の指令委員会が法案に州が義務付けた費用が含まれていると判断した場合、上記の法定規定に従ってそれらの費用の払い戻しを行うと規定する。

(5) この法案には、カリフォルニア州憲法第 XIII A 条セクション 3 の意味する範囲内で納税者がより高い税金を支払うことになる州法の変更が含まれるため、議会の各メンバーシップの 2/3 の承認が必要になる。

投票：2/3 予算：否決 財政委員会：可決 ローカルプログラム：可決

法案

カリフォルニア州の人々は次を制定する：

SEC 1.公共ソース法典セクション 41821.5 は、次のように改正される：

41821.5. (a) 処分施設の運営者は、各処分施設で処分される管轄区域又は原産地別の処分トン数に関する情報を、部門及び情報を要求する郡に、部門が規定する形式で提出するものとする。処分施設の運営者がその情報を提供できるようにするために、固形廃棄物処理業者と中継基地の運営者は、処分施設に配達する固形廃棄物の出所に関する情報を処分施設の

運営者に提供しなければならない。

(b) (1) リサイクル及び堆肥化の操作及び施設は、州内外のエンドユーザーである他のリサイクル又は堆肥化施設に廃棄、販売、又は輸送される材料の種類と量、州、又は州内又は州外で販売する輸出業者、ブローカー、又は輸送業者に関する定期的情報を部門に提出するものとする。

(2) リサイクル又は堆肥可能物の輸出業者、ブローカー、自己運搬業者、及び輸送業者は、処分、販売、又は輸送される材料の種類、数量、及び仕向地に関する定期的情報を部門に提出するものとする。部門は、「セルフハウラー」を定義するこのセクションを実装する規則を作成し、少なくとも、自社の従業員と設備を利用して、自社の食品廃棄物を1週間に1立方ヤード以上生成し、及びその個人又は団体により所有及び運営されていない場所又は施設へ輸送する個人又は団体を含めるものとする。

(3) このサブディビジョンに従って提出された報告の情報は、施設全体の集計ベースで部門に提供される場合があり、契約条件（価格設定、クレジット条件、ボリュームディスカウント、及び取引条件その他専有情報を含む）などの財務データ、資料の出所の管轄、又は資料を受け取る組織に関する情報が除外される場合がある。部門は、要求に応じ、会社ごとに集計されたこの情報を管轄区域に提供する場合がある。会社ごとに集計されたもの以外の集計情報は公開情報である。

(4) (A) (3) 項にかかわらず、この細目に従って提出される報告書の情報には、プラスチック廃棄物の混合物である輸出材料の管轄区域又は原産地が含まれるものとする。このサブパラグラフは、セクション 18015 で樹脂タイプに割り当てられているプラスチック樹脂 1、2、又は 5 のみからなるプラスチック廃棄物、又はこれら樹脂の組み合わせのみからなるプラスチック廃棄物の混合物には適用されない。

(B) 部門は、管轄区域又は原産地に関する情報、及びプラスチック廃棄物の混合物である輸出材料のトン数情報を公開するものとする。

(C) この細分化の目的のため、「輸出」はセクション 41781.4 に記載されているのと同じ定義を持つ。

(5) このセクションに従って課される報告要件は、このセクションに従って部門により採用された規則に従ってエンドユーザーとして定義された施設によって使用される材料、又はそれらの規則に従って免除される材料には適用されない。

(c) 部門は、このセクションを実施するために合理的かつ必要な慣行と手順を要求し、取扱い、処理、又は廃棄される固形廃棄物とリサイクル可能な材料の代表的な会計を提供する、このセクションに従った規則を採用するものとする。部門により承認されたこれらの規制は、廃棄物及びリサイクルの取扱い、処理、又は処分作業に不当な負担を課したり、固形廃棄物及びリサイクル可能物の安全な取扱い、処理、及び処分を妨害したりしてはならない。部門は、これらの規則に次の両方を含めるものとする：

(1) セクション 41821.7 により承認された執行の開始前に、遵守する機会が提供されることを保証する手順。

(2) セクション 45016 に規定されるものと同様のペナルティ額を決定する際に考慮すべき要素。

(d) このセクションに従って採択された規制により要求される情報の提出を拒否又は提出しなかった人は、個別の規定、又は違反が続く場合、違反が続く日ごとに、違反ごとに 500 ドル (500 ドル) 以上 5,000 ドル (5,000 ドル) 以下の民事罰の責任を負う。

(e) 故意又は意図的に虚偽の報告を提出した者、又は部門又はその代表者に記録の検査又は検査を許可することを拒否した者、又は部門の検査のために記録を保持しなかった者、又は、このセクションに従って採択された規制により要求される記録を改ざんする目的で記録のエントリを変更、キャンセル、又は抹消した者は、個別の規定の違反ごとに 500 ドル (500 ドル) 以上の、又違反が続く場合は、違反が続く日ごとに 1 万ドル (\$ 10,000) 以上の民事罰の責任を負う。

(f) 本条に基づく責任は、民事訴訟において課される場合があり、又は本条に従って行政的に課される場合がある。

(g) (1) 民法第 4 部第 1 部タイトル 5 (セクション 3426 から始まる) 及び証拠法第 8 部第 4 章第 11 条 (セクション 1060 から始まる) に係らず、全ての施設、又はオペレーターは、部門がサブディビジョン (a) 及び (b) に従って必要な報告の情報を検証し又は検証できるようにすることを合理的に要求され、施行規則は部門による検査及びコピーの対象となるものとするが、機密情報であり、カリフォルニア公共記録法 (政府法典タイトル 1 デイビジョン 10 (セクション 7920.000 から始まる)) に基づく開示の対象とはならない。

(2) 民法第 4 部第 1 部のタイトル 5 (セクション 3426 から始まる) 及び証拠法第 8 部第 4 章第 11 条 (セクション 1060 から始まる) に係らず、政府機関の従業員は、許可され

た固形廃棄物施設、2015年7月1日以降に施設で受け取り、政府機関の地理的管轄内で発生したトン数に関連する記録を検査及びコピーする。これらの記録は、許可された固形廃棄物施設で受け取った廃棄物の運搬業者、車両、数量、日付、種類、及び出所を識別する重量タグに限定されるものとする。これらの記録は、サブディビジョン (a) の目的で、又地方料金の徴収を実施するために必要に応じて、これらの政府機関が利用できるものとするが、これらの記録は機密情報であり、カリフォルニア公共記録法 (第 10 節) (政府法典のタイトル 1 のセクション 7920.000 から始まる) に基づく開示の対象とはならない。特定の埋立地を使用する運送業者の名前は、地方のプログラムに資金を提供したり、地方のフランチャイズを執行したりする行政又は司法の執行の一環として必要な場合を除き、政府機関により開示されないものとする。

(3) 政府機関は、(2) 項に基づく権限を行使するため、差止命令又は宣言的救済を上級裁判所に申し立てることができる。これらの手続において対応する訴状及び聴聞会の時間は、可能な限り早い時期にこれらの問題に関する決定を確保することを目的として、裁判所の裁判官により設定されるものとする。

(4) このセクションの目的上、「政府機関」とは、セクション 40145 で識別される組織、又はセクション 40976 に従って形成された組織である。

(5) このサブディビジョンの目的上、「処分」及び「処分施設」は、それぞれセクション 40120.1 及び 40121 で規定されているものと同じ意味を持つ。

(6) このサブディビジョンにおけるいかなるものも、2015年12月31日読んだように、このセクション及び実施規則により提供された可能性のある政府機関の権限を制限又拡大すると解釈されないものとする。

(7) (1) 項に従って部門による、又は (2) 項に従って政府機関の従業員による検査及びコピーの対象となる記録は、記録に含まれる機密価格情報を除外するため、契約条件 (価格設定、クレジット条件、ボリュームディスカウント、及びその他の独自のビジネス条件に関する情報を含む) などは、編集された情報が部門に報告する必要のある情報でない場合、検査前にオペレーターにより編集される場合がある。

(h) 統一電子取引法 (民法第 3 部第 2 部タイトル 2.5 (セクション 1633.1 から始まる)) に係らず、このセクションで要求される記録は、部門により確立された電子レポート形式システムを使用し電子的に提出されるものとする。

(i) このセクションに従って提供される全ての記録は、セクション 40062 の対象となるものとする。

(j) このセクションの目的のため：

(1) リサイクル作業及び施設は、セクション 40180 で定義されるリサイクルを実施する施設である。ただしリサイクルは、そうでなければ固形廃棄物となる材料の処理に限定されず、主に材料が廃棄されたか固形廃棄物を構成するかに関係なく、その処理のための原料のような価値のある無害な材料に適用されるプロセスも含まれる。

(2) 本条に従って部門が採択した規則に従ってリサイクル事業又は施設が登録及び報告する必要があるかどうかに係らず、その事業又は施設が実際にそうでない限り、リサイクル事業又は固形廃棄物の処理施設は、固形廃棄物処理業者ではない。

SEC.2. 第3章（セクション 42040 から始まる）が、公共リソース法典ディビジョン 30 パート 3 につきの通り追加される：

### 第3章 プラスチック汚染防止及び包装生産者責任法

#### 第1条 一般規定

42040. (a) この章は、プラスチック汚染防止及び包装生産者責任法として知られ、引用される場合がある。

(b) 州議会は、以下の全てを見出し宣言する：

(1) 不利な立場にある低所得のコミュニティは、プラスチック汚染と化石燃料の採掘による人の健康と環境影響により不釣り合いに影響を受けている。

(2) (A) 地域の管轄区域は、カリフォルニアにおける固形廃棄物の管理とリサイクルの取り組みのバックボーンである。この章で確立された新たな州全体の包括的サーキュラーエコノミーのフレームワークは、材料の収集、処理、リサイクルにかかる費用の負担を地域の管轄区域からプラスチック製品の生産者に移すことを目的とする。

(B) この章の実施に関連して発生した新たな費用とその実施規則について、地方の管轄区域が財政的に完全になることを保証することは、この章を制定する際の州議会の意図である。

(3) (A) 2021年には、米国の消費後のプラスチック廃棄物の僅か5%しかリサイクルされず、米国が数百万トンのプラスチック廃棄物を中国に輸出した2014年の最高値の9.5%から減少した。それでも、この材料の多くは焼却又は環境に投棄され、リサイクルされなかった。

(B) 議会の意図は、このプログラムの対象となる使い捨て包装及び食品サービスウェアの生産者が、その材料の寿命管理に関連する費用を負担することを保証するように設計された生産者責任プログラムを確立することにある。材料がリサイクル可能又は堆肥化可能であることを確認されたい。この標準化により、リサイクルと堆肥化に関する消費者の混乱が減り、料金支払者のコストが削減され、システムの効率が向上する。

(C) これらの改善により、カリフォルニア州は、廃品回収に適していることが判明した場合、地域の管轄区域がリサイクル可能又は堆肥化可能として識別された材料を収集するため、今後、廃品回収プログラムをより調和できるようにすることも議会の意図である。

(4) リサイクルは、金属、ガラス、紙、一部のプラスチック樹脂などの一部の天然資源をリサイクル利用する効果的方法である。ただし、状況によって、リサイクルは費用がかかり、対象材料の寿命を処理するための効果のない手段となる。こうした状況では、州議会は、一部の材料タイプがこの章の要件を効果的に満たすことができないことを認め、生産者は、包装又は食品サービスウェアを排除、再設計、又はこの章の要件をより効率的に満たすことができる対象材料のカテゴリにシフトする必要がある。

42041.この章では、次の定義が適用される。

(a) 「諮問委員会」とは、セクション 42070 に従って設立された生産者責任諮問委員会を意味する。

(b) 「バルク又は大包装」とは、大量の製品を大きな包装に包装することを意味し、それによって同じ量の製品に対して複数の小さな包装単位の必要性を相殺する。

(c) 「カリフォルニアサーキュラーエコノミー管理手数料」とは、セクション 42053.5 に従って部門が課す手数料を意味する。

(d) 「圧縮物」又は「圧縮」とは、以前の大量の製品と同じ目的で少量の製品を使用できるように製品を再配合することにより、製品に必要な包装の量を減らすことを意味する。

(e) (1) 「対象材料」とは、次の両方を意味する：

(A) 内容物が使用又は開梱された後、定期的に取りサイクル、廃棄、又は廃棄され、通常は生産者が再充填又はリユースしない使い捨て包装。

(B) プラスチックコート紙又はプラスチックコート板紙、製造プロセス中に意図的にプラスチックが添加された紙又は板紙、及び多層フレキシブル材料を含むがこれらに限定されないプラスチック使い捨て食品サービスウェア。このサブパラグラフの目的上、「使い捨て食品サービスウェア」には次の両方が含まれる：

(i) トレイ、プレート、ボウル、クラムシェル、蓋、カップ、調理器具、攪拌機、ヒンジ付き又は蓋付きの容器、及びストロー。

(ii) 外食産業に販売されるラップ又はラッパー及びバッグ。

(2) (1) 項に係らず、「対象資料」には次のいずれも含まれない：

(A) 次の製品のいずれかに使用される包装：

(i) 連邦食品医薬品化粧品法 (21 U.S.C. Secs.321 (g)、321 (h)、及び 353 (b) (1)) で指定される、医療製品及びデバイス又は処方薬として定義される製品。

(ii) 動物用寄生虫駆除剤製品を含むがこれに限定されない、動物用医薬品に使用される薬物。

(iii) 連邦食品医薬品化粧品法 (21U.S.C.Sec.301 et seq.)、連邦ウイルス-血清-毒素法 (21U.S.C.Sec.151 et seq.)、又は連邦殺虫剤、殺菌剤、及び殺鼠剤法 (7U.S.C.Sec.136 et seq.) など動物に意図される製品

(iv) 合衆国法典第 21 編セクション 321 (z) に定義される乳児用調製粉乳。

(v) 合衆国法典第 21 編セクション 360ee (b) (3) で定義される医療食品。

(vi) 疾病の国際分類第 10 次改訂、又は部門により決定されたその他の病状による癌、慢性腎臓病、糖尿病、栄養失調、又は生殖の失敗に直接関連する特別な食事の必要性のために栄養ニーズを満たすために栄養補給又は唯一の栄養源を必要とする人に使用される強化経口栄養補助食品。

(B) 連邦殺虫剤・殺菌剤・殺虫剤法 (7U.S.C.Sec.136 et seq.) により規制される製品を収容するため使用される包装。

(C) 輸送用に危険物又は危険物として連邦規則に分類された製品を収容及び出荷するため使用されるプラスチック包装容器。

(D) 連邦労働安全衛生局の危険通信基準 2012 (29 C.F.R. 1910.1200) により規制されている危険物又は可燃性の製品を収容するため使用される包装。

(E) カリフォルニア飲料容器リサイクル及び削減法 (ディビジョン 12.1 (セクション 14500 から始まる)) の対象となる飲料容器。

(F) 部門によって決定され、5 年以上の寿命を持つ製品の長期保護又は保管に使用される包装。

(G) パート 7 第 5 章 (セクション 48700 から始まる) に従って確立された建築用塗料回収プログラムの対象となる製品に関連する包装。

(H) (i) 対象材料が以下の全ての基準を満たしていると生産者が部門に証明する対象材料：

(I) 対象材料は、住宅のリサイクル回収サービスで回収されない。

(II) 対象材料は、混合リサイクル処理施設で他の材料から分離されない。

(III) 対象材料は、責任ある最終市場でリサイクルされる。

(IV) この材料は、2027 年 1 月 1 日より前の 3 年連続で 65% のリサイクル率を示し、それ以降は、2 年ごとに部門に示されているように、毎年 70% 以上のリサイクル率を示している。

(ii) 生産者により州内又は州で販売された対象材料の一部のみが条項 (i) の基準を満たしている場合、条項 (i) の基準を満たしている対象材料の一部のみがこの章から免除される。また基準を満たさない部分は、この章の対象材料である。

(f) 「対象材料のカテゴリ」とは、部門により決定され、同様のタイプ及び形態の対象材料を含むカテゴリを意味する。

(g) 「廃品回収」とは、対象となる材料を含むがこれらに限定されないで、地域の管轄区域

又は地域の管轄区域との契約に基づくリサイクル又は堆肥化サービスプロバイダーによる材料の収集を含むプログラムを意味する。

(h) 「部門」とは、資源のリサイクル及び回収部門を意味する。

(i) 「不利なコミュニティ」とは、健康安全法典セクション 39711 に従ってカリフォルニア環境保護庁によって特定された地域、又は政府法典のセクション 65302.10 に従って不利な非法人コミュニティとして特定された地域を意味する。

(j) 発生源の削減に関する「除去する」又は「除去」とは、プラスチック部品を非プラスチック部品に交換せずに、規制範囲にある材料からプラスチック部品を除去することを意味する。

(k) 「発泡ポリスチレン」とは、発泡したポリスチレン、及びスチレンモノマーを利用し、ポリマーの球（発泡可能なビーズ状のポリスチレン）の溶融、射出成型、発泡成形、及び押出ブロー成形（押出発泡ポリスチレン）を含むがこれらに限定されない任意の技術により処理された熱可塑性石油化学材料である発泡ポリスチレン又は押出成形される発泡体を意味する。

(l) 「地方管轄」とは、政府法典タイトル 1 ディビジョン 7 第 5 章（セクション 6500 から始まる）又はパート 2 第 1 章第 3 条（セクション 40970 から始まる）に従って形成された市、郡、市及び郡、地域機関、又は固形廃棄物収集サービスを提供する特別地区を意味する。

(m) 「軽量化」とは、包装又は食品サービスウェアを機能的に変更することなく、特定の包装又は食品サービスウェアに使用される材料の重量又は量を減らすことを意味する。「軽量化」には、リサイクル可能又は堆肥化可能な被覆材料がリサイクル不可能又は堆肥化不可能になる、又はリサイクル又は堆肥化される可能性が低くなるような変更は含まれない。

(n) 「低所得コミュニティ」とは、健康安全法典セクション 50093 に従って採用された、制限世帯収入が州全体の中央値の 80% 以下であるか、住宅及びコミュニティ開発局の州所得リストで低所得として指定された閾値以下の世帯収入を持つ地域を意味する。

(o) 「マルス料金」とは、対象材料の環境又は公衆衛生への悪影響のため、対象材料に対して PRO が参加者の生産者に課す料金を意味する。

(p) 「材料回収施設」又は「MRF」とは、ブローカー又は最終市場に販売する規格グレー

ドの商品に機械的又は手動で分類するため、対象材料を含むがこれらに限定されないリサイクル可能な材料を受け取るリサイクル施設を意味する。

(q) 「ニーズ評価」とは、セクション 42067 に従って作成されたニーズ評価を意味する。

(r) 「最適」又は「最適化」とは、最小限の材料で製品又包装のニーズを満たすことにより、包装に使用される対象材料の量を制限することを意味する。これには、不要なコンポーネントの排除、適切なサイズ設定、集中、バルク又は大きな形の包装の使用が含まれるが、これらに限定されない。

(s) 「包装」とは、原材料から加工品に至るまで、生産者がユーザー又は消費者のため、商品を封じ込め、保護、取扱い、配送、又は展示するため使用する、分離可能で別個の材料コンポーネントを意味する。「包装」には、以下の全てが含まれるが、これらに限定されない：

(1) ユーザー又は消費者に製品の個々の供給又はユニットを提供することを目的とし、製品、食品、又は飲料を最も密接に含む販売包装又は一次包装。

(2) 製品をバンドル、バルク販売、ブランド化、又は展示を目的としたグループ化された包装又は二次包装。

(3) 輸送中に製品を保護することを目的とした輸送用包装又は三次包装。

(4) 以下の両方を除き、製品に直接吊るされた、又は製品に取り付けられ、包装機能を実行する、包装に統合された包装部品及び補助要素：

(A) 部門により決定された、独立したプラスチック部品ではない、最小限の重量又は体積の包装又は食品サービスウェアの要素。

(B) 製品の全てのコンポーネント又は要素が、一緒に消費又は廃棄されることを意図している場合、製品の不可欠な部分であるコンポーネント又は要素。

(t) 「プラスチック」とは、様々な剛性及び柔軟性のある形態に成形できる有機物質の重合により化学合成された合成又は半合成材料を意味し、コーティング及び接着剤を含む。「プラスチック」には、ポリエチレンテレフタレート (PET)、高密度ポリエチレン (HDPE)、塩化ポリビニル (PVC)、低密度ポリエチレン (LDPE)、ポリプロピレン (PP)、ポリスチレン (PS)、ポリ乳酸 (PLA)、ポリヒドロキシアルカノエート (PHA) 及びポリヒドロキシブチレート (PHB)、脂肪族バイオポリエステルなどがある。「プラスチック」には、天然ゴム、又はタンパク質やデンプンなど天然に存在するポリマーは含まれない。

(u)「プラスチック部品」とは、部分的又は全体的にプラスチックで作られた単一の対象材料を意味する。プラスチック部品は、対象材料の全体、又は対象材料の別個の又は分離可能な部分を構成し得る。

(v)「処理」とは、責任ある最終市場に販売するための規格を満たすよう材料を分類、分離、破壊又はフレック化、及び洗浄することを意味する。

(w) (1)「生産者」とは、対象材料を使用する製品を製造し、その製品が営利企業で使用、販売、販売のため供給、又はその状態で配送され販売されるブランド又は商標の所有者又はライセンス保持者である人を意味する。

(2) (1) 項の目的で生産者である人が州にいない場合、対象材料の生産者は所有者であり、所有者が州にいない場合は、ブランドの独占的ライセンス、又は対象材料を使用した対象製品が営利企業で使用、販売、販売への供給、又は州内で配送される商標保持者である。このサブディビジョンの目的において、ライセンス保持者とは、対象材料にされた、又は対象材料から作られた製品の製造、販売、又は配送に関連し、州で商標又はブランドを使用する独占的権利を保有する人を意味する。

(3) (1) 項又は (2) 項の目的で生産者である人が州にいない場合、対象材料の生産者は、州内の又は州への対象材料を使用する製品を販売、販売のため供給、又は配送する人を意味する。

(4)「生産者」には、農産物が栽培又は飼育された場所で農産物を生産、収穫、包装する者は含まれない。

(5) この章の目的上、対象材料の販売は、対象材料が州の購入者に配送された場合、州で行われたと見なされるものとする。

(x)「生産者責任組織」又は「PRO」とは、連邦内歳入法 1986 セクション 501 (c) (3) に基づいて課税が免除され、この章の要件を満たす計画を実施する目的で設立された組織を意味する。

(y)「生産者責任計画」又は「計画」とは、文脈上特段の定めがない限り、セクション 42051.1 に準拠し、PRO により作成された計画、又はこの章を個別に遵守する責任を負うことを選択し生産者により作成され、諮問委員会及び部門に提出された計画を意味する。

(z) 「インバウンド夾雑率」とは、材料回収施設又はその他リサイクル又は堆肥化施設に到着するリサイクル不可能又は堆肥化不可能な材料の量を意味する。

(aa) (1) 「リサイクル」又は「リサイクル化」とは、最終的に陸地又は水又は大気中に廃棄される材料を収集、選別、洗浄、処理、及び再構成し、それらを元に戻す、又は維持するプロセスを意味する。それらの中で、市場で使用するのに必要な品質基準を満たす、堆肥、新しい、リユースされた、又は再構成された製品の回収材料の形での経済の主流を含む。

(2) 「リサイクル」又は「リサイクル化」には、次のいずれも含まれない：

(A) 燃焼。

(B) 焼却。

(C) エネルギー生成。

(D) 燃料生産。ただし、発生源で分離された有機物質の嫌気性消化は除く。

(E) その他の形態の処分。

(3) リサイクルされたと見なされるためには、対象材料は責任ある最終市場に送られるものとする。

(4) (A) 部門は、規制を採用して、州外に出荷され、リサイクルのために他の国に輸出される対象材料のガイドラインと検証要件を定義できる。これには、処理要件や汚染基準が含まれる。

(B) 他国に輸出されるプラスチック廃棄物の混合物について、PRO 又は生産者は、使用されるプロセスとリサイクル技術が部門により決定された次の要件の両方を満たしていることを部門に証明するものとする：

(i) プラスチック廃棄物は、ポリエチレン、ポリプロピレン、又はポリエチレンテレフタレート の 1 つ又は複数のみからなるプラスチックタイプの混合物であり、輸出は各材料の個別のリサイクルに向けられる。

(ii) プラスチック廃棄物の輸出は、目的地の管轄区域の適用法又は条約により禁止されておらず、目的地の管轄区域へのプラスチック廃棄物の輸入は、その目的地の管轄区域

の全ての適用法及び条約に従って行われる。

(C) 他の州又は国に輸出されるプラスチック廃棄物の混合物について、PRO 又は生産者は、使用されるリサイクル技術がこのサブディビジョンの要件を満たしていることを部門に証明するものとする。

(D) サブパラグラフ (B) 及び (C) の要件を満たす際、PRO 又は生産者は、この認証を検証するため必要な文書を提供し、偽証罪の罰則の下で認証を行うものとする。

(5) 部門の規制は、有害廃棄物の発生、温室効果ガスの発生、環境影響、環境正義への影響、及び公衆衛生への影響を最小限に抑えるリサイクルを奨励するものとする。規制には、大量の有害廃棄物を生成するプラスチックリサイクル技術を除外するため基準を含めるものとする。

(ab) 「リサイクル率」とは、最終的にリサイクルされ、州で販売、販売への供給、配送又は輸入された対象材料の全体的及びカテゴリ別の割合を意味する。リサイクル率は、特定の年にリサイクルされた対象材料の量を、セクション 40192 サブディビジョン (b) で定義されるように、そして、部門が規制によってリサイクル率を計算するための新しい方法論を採用するまで、廃棄された対象材料の合計量で割ったもの、及びリサイクルされた対象材料の量として計算されるものとする。

(ac) 「リサイクルサービスプロバイダー」とは、地域の管轄区域に代わって固形廃棄物処理サービスを提供する固形廃棄物企業を意味する。

(ad) 「責任ある最終市場」とは、環境に利益をもたらし、公衆衛生及び労働者の健康と安全へのリスクを最小限に抑える方法で、材料のリサイクルと回収又は汚染物質の処分が行われる材料市場を意味する。部門は、責任ある最終市場を特定し、環境への利益に関する基準を確立し、公衆衛生及び労働者の健康と安全へのリスクを最小限に抑えるための規制を採用する場合がある。

(ae) (1) 「小売業者」又は「卸売業者」とは、次のような、州内の対象材料を購入者に販売する、又は州内の対象材料を購入者に提供する個人又は団体を意味する：

(A) 販売店又はカタログを含むリモート提供。

(B) インターネットを介して電子的に。

(C) 電話。

(D) メール。

(E) 直接販売。

(2) (3) 項に記載されているオンラインマーケットプレイスを使用して第三者販売者として対象材料を販売する人は、そうした取引の目的で、小売業者又は卸売業者と見なされるものとする。オンラインマーケットプレイスの所有者又は運営者は、そうした販売の小売業者又は卸売業者とは見なされないものとする。

(3) この細分化の目的において、「オンラインマーケットプレイス」とは、次の全てが当てはまる、消費者向けの電子的にアクセスされるプラットフォームを意味する：

(A) プラットフォームには、注文処理、支払い、保管、配送、又は配送サービスを提供する以外に、プラットフォームの所有者又は運営者が取引に関与することなく、第三者の販売者が、州の消費者に消費者製品を直接販売できるようにする機能が含まれる。

(B) 第三者の販売者は、サブパラグラフ (A) で説明されている機能を使用し、州内の消費者に直接販売する。注文の受領時及び注文履行プロセス全体を含む、取引中の任意の時点でのオンラインマーケットプレイスにおいて、消費者製品の所有権は、第三者の販売者から直接消費者に渡され、所有者又は運営者により保持されない。

(C) サブパラグラフ (E) で規定されている場合を除き、プラットフォームの所有者又は運営者は、この州の消費者製品の包装及び出荷に使用される対象材料を直接的又は間接的に管理しない。

(D) プラットフォームを運用する個人又は団体は、消費者製品を購入するためプラットフォームの使用を管理する消費者との契約上又は同様の関係を持つ。

(E) 第三者の販売者は、プラットフォームの利用規約又はその他強制力のある合意に従って、プラットフォームを使用し、この章の要件を満たさない州の対象資料を販売、販売、又は配布しないことに同意する。

(af) 包装又は食品サービスウェアに関し、「リユース可能」又は「詰め替え可能」又は「リユース」又は「詰め替え」とは、次のいずれかを意味する：

(1) 生産者がリユース又は補充する包装又は食品サービスウェアの場合、次の全てを満

たしている：

(A) 同じ製品、又はサプライチェーンでの別の目的のある包装の使用に複数回使用されるよう明示的に設計及び販売されている。

(B) 複数の用途で元の状態で適切に機能する耐久性を備え設計されている。

(C) 適切なインフラストラクチャによりサポートされているため、包装又は食品サービスウェアを複数のサイクルで便利かつ安全にリユース又は補充できる。

(D) 必要に応じ、繰り返し回収、検査、修理し、サプライチェーンに再発行しリユース又は複数サイクルの補充を行う。

(2) 消費者がリユース又は補充する包装又は食品サービスウェアの場合、次の全てを満たしている：

(A) 同じ製品に複数回使用されるように明示的に設計及び販売されている。

(B) 複数の用途で元の状態で適切に機能する耐久性を備えて設計されている。

(C) 包装又は食品サービスウェアを消費者が何度も便利かつ安全にリユース又は補充できるようにするため、補充できるバルク又は大型の包装に適切かつ便利な可用性と小売インフラストラクチャによりサポートされている。

(ag) 「適切なサイズ」又は「適当なサイズ」とは、不要なスペースを削減するか、包装の不要なコンポーネントを排除することにより、商品の包装に使用される材料の量を削減することを意味する。

(ah) 「農村地域」は、健康安全法典セクション 50101 で定義されているのと同じ意味を持つ。

(ai) 「使い捨て」とは、従来、1回の使用後に廃棄されるか、リユース可能又は詰め替え可能であるには十分な耐久性又は洗浄可能性がない、又は意図されていないものを意味する。

(aj) 「ソース削減」とは、セクション 42057 サブディビジョン (b) に従って確立されたベースラインと比較し、生産者による作成された対象材料の量の削減を意味する。ソース削減の方法には、対象材料のシフト、リユース可能又は詰め替え可能な包装又はリユース可能な製品、又は不要な包装の排除が含まれるが、これに限定されない。「ソース削減」には、次

のいずれも含まれない：

(1) リサイクル可能又は堆肥化可能な他対象材料を、リサイクル不可能又は堆肥化不可能な対象材料、又はリサイクル又は堆肥化される可能性が低い対象材料と交換する。

(2) 未使用の対象材料から消費後のリサイクル材への切り替え。

(ak) 「発生源削減計画」とは、セクション 42057 に従って PRO 計画の一部として作成された計画を意味する。

(al) 「未使用の資金」とは、組織が契約、請求、又は同様のメカニズムに従って支払う義務をまだ負っていない PRO の予算の資金を意味する。「未使用の資金」には、カリフォルニアのサーキュラーエコノミー管理費は含まれない。

## 第2条 生産者責任

42050. セクション 41780.01 で確立された政策目標と、セクション 40051 で確立された廃棄物階層と一致して、彼らがプロデューサーであるため州で販売のための提供、配送又は輸入、又は配送される対象材料の生産者は、材料に関して次の全てを達成するものとする：

(a) 全てのプラスチック対象材料は、セクション 42057 及びセクション 42060 サブディビジョン (a) パラグラフ (6) で確立された要件に従ってソースが削減される。

(b) 2032 年 1 月 1 日以降に州内で又は州への販売への供給、配送又は輸入される全ての対象材料が、州内でリサイクル可能であるか、第 5.7 章 (セクション 42355 から始まる) に従って「堆肥化可能」とラベル付けされる資格があることを確認する。

(c) 州内で又は州への販売への供給、配送又は輸入される全てのプラスチック対象材料が、次のリサイクル率を達成していることを確認する：

(1) 2028 年 1 月 1 日以降、対象材料の 30% 以上。

(2) 2030 年 1 月 1 日以降、対象材料の 40% 以上。

(3) 2032 年 1 月 1 日以降、対象材料の 65% 以上。

42051. (a) 2024 年 1 月 1 日までに、対象材料の生産者は、この章に準拠する目的で PRO を結成し、PRO に参加するものとする。PRO の統治機関は、セクション 42061.5 で説明されるように、PRO がこの章に従って承認された PRO になるための要件をどのように満た

すかを説明する申請書を部門に提出するものとする。部門が PRO を承認した場合、PRO はこの章の要件の実行に進むものとする。2024 年 1 月 1 日までに複数の PRO の申請が部門に提出された場合、部門は、提案されたどの PRO がこの章を最も効果的に実装できるかを決定するものとする。

(b) (1) (2) 項に規定されている場合を除き、セクション 42063 に基づく計画の承認時、又は 2027 年 1 月 1 日からのいずれか早い方の時点で、生産者は、この章の要件を満たすため、対象材料の発生源の削減、収集、処理、及びリサイクルについて部門により承認された PRO の計画への参加が生産者に承認されない限り、州内の対象材料の販売、販売への供給、輸入、又は配送を行ってはならない。事業者が生産者としての資格を持たず、2027 年 1 月 1 日より前にこの章の対象ではないが、2027 年 1 月 1 日以降に、対象材料の販売、販売への供給、輸入、又は配送を開始することにより生産者になる場合、生産者は 6 か月以内に、州内で PRO の参加者になり、この章を遵守するものとする。

(2) (A) (1) 項に係らず、生産者が部門にデモンストレーションでき、部門が独自の裁量で生産者が以下の全ての基準、又は 2027 年 1 月 1 日より前の 3 年連続で 65% のリサイクル率を示すことができ、その日以降は、年間 70% 以上のリサイクル率を示す：

(i) 2013 暦年から 2022 暦年まで、生産者は、補充、リユース、又は除去に移行することにより、対象材料のネットでも 5% 以上発生源削減を達成した。

(ii) 2013 暦年から 2022 暦年まで、生産者は、最適化、集中、適切なサイジング、バルキング、非プラスチック包装への移行、又は軽量化、又は消費者の使用数を増やし、対象材料のネットでも 8% 以上の発生源削減を達成した。

(iii) 州に販売、販売への供給、配送、又は輸入された生産者の対象材料の 75% は、2023 年 1 月 1 日時点で 30% のリサイクル率を満たす対象材料のカテゴリに属している。

(B) この章を個別に遵守することを選択した生産者は、以下の全てを含むがこれらに限定されない、この章を遵守する個人の責任を負うものとする：

(i) レビュー、更新、及び承認プロセスを含むがこれらに限定されない、生産者責任計画の該当する全ての要件を満たす計画を作成及び実装する。計画には、レビュー、更新、承認プロセスを含むがこれらに限定されない、セクション 42057 サブディビジョン (d) に従って作成された PRO ソース削減計画の該当する全ての要件を満たす生産者ソース削減計画が含まれるものとする。

(ii) 対象材料のプロデューサーのシェアに基づいて、PRO に参加している他のプロ

デューサーと同程度にこの章の実装に関連するコストを完全にカバーしている。

(iii) 部門が決定した方法で、セクション 42052 及び 42057 に従って、販売、リサイクル、堆肥化、及び発生源削減のデータを部門に毎年報告する。

(c) 生産者が PRO 計画に参加するかどうかに係りなく、州内の各生産者は、この章に従って規制で規定された方法で、その主要な事業所の住所を部門に提出するものとする。各生産者は、30 日以内に事業所の住所に変更があった場合、部門に通知するものとする。PRO は、セクション 42051.3 サブディビジョン (a) パラグラフ (3) サブパラグラフ (B) に従って、計画、更新、又は年次報告書に、生産者の主要な事業所住所を含めることにより、プロデューサーに代わってこのサブディビジョンの要件を満たすことができる。それ以外の場合、住所及び住所の変更を部門に通知する。

(d) 承認された計画を持つ PRO の各参加者は、この章の要件に準拠するものとする。PRO は、次のいずれかが発生した場合、30 暦日以内に部門に通知するものとする：

(1) PRO が参加プロデューサーから料金、記録、又は情報を取得しようとして失敗した、又はセクション 42052 又は 42053 に従って、不完全又は不正確な記録又は情報を受け取って 3 か月の期間が終了した。

(2) 生産者が PRO の承認済みプランに参加しなくなった日。

(3) 参加した生産者による違反の事例。

(e) PRO は、各カテゴリがセクション 42050 サブディビジョン (c) で要求されるリサイクル率をより適切に満たすことができるよう、各対象材料のカテゴリに十分に焦点を当てるため、小委員会又は対象材料のカテゴリによる表現を含む他の同様の構造に組織化できる。

42051.1. (a) 生産者責任計画の承認の条件として、PRO 計画は、セクション 42060 に従って部門により採用された規則に準拠するものとする。PRO は、生産者が計画はこの章への準拠の対象となることを保証するため、部門に必要な規定を含む計画と予算を提出するものとする。

(b) 計画には、以下の全てが含まれるものとする：

(1) この章の要件を満たし、ニーズ評価で特定されたニーズと投資に対処するため PRO が実施するアクションと投資。

(2) セクション 42057 に従って要求される発生源削減計画。PRO がこの章の要件を達成することを合理的に予想しない対象資料については、PRO は、対象材料のカテゴリの使用を中止するため、タイムラインと対策を計画に含めるものとする。

(3) リサイクル要件を達成するため利用される技術及び手段。これには、手段及び技術がセクション 42041 サブディビジョン (aa) で指定された条件を満たすことの実証が含まれる。

(c) 計画には、可能な限り客観的で測定可能な基準を含め、以下の全てを説明するものとする：

(1) PRO がこの章の要件をどのように満たすか。これには、経済的に効率的かつ実用的な方法で、対象材料がニーズ評価に基づくセクション 42050 の要件を確実に達成するよう、必要なインフラストラクチャと実行可能な責任ある最終市場を提供する方法が含まれるがこれに限定されない。

(2) PRO がどのようにサポート及び達成し、予算がどのように資金を提供するか、この章の要件を満たすための対象材料の収集、処理、リサイクル、又は堆肥化、及び実行可能な責任ある最終市場の開発。これには、責任ある最終市場に販売するために、材料を分類、分離、破壊又はフレック化し、規格に合わせて処理する必要な対策が含まれるがこれらに限定されない。この段落の目的において、「規格」とは、新製品に再処理するためにリサイクル材の購入者又は複数の購入者により発行された第三者の購入規格を意味する。

(3) (A) 計画が、地域の固形廃棄物処理要件及びセクション 40004 に記載される意図に従ってサービスを提供する固形廃棄物ネットワークのパフォーマンスを補完し、それと矛盾せず、破壊的な又は悪影響を及ぼさない方法。また、PRO が既存の収集プログラムとリサイクル、堆肥化、選別、及び処理インフラストラクチャをどのように活用及び利用するか。

(B) セクション 42060.5 サブディビジョン (b)、(c)、(d)、及び (e) で指定されている場合を除き、指定されたシステムとして固形廃棄物収集プログラム及び固形廃棄物施設を利用する方法で、計画が対象材料の路上収集と処理のためどのように実施されるか。

(4) セクション 40059 に従って、計画及び計画に従って実施される活動が、固形廃棄物処理に適用される州及び地方の法律、規則、規制に準拠し、既存のフランチャイズに違反しない方法でどのように実施されるかについての合意。

(5) リサイクルのために収集された対象材料が、実行可能な責任ある目的に転送されることを保証することを含め、この章で要求される目標、基準、及び慣行に従って、対象材料がどのように収集、処理、管理され、リサイクル、再製造、又は堆肥化されるか計画が製造など、カリフォルニアで実行可能な責任ある最終市場、新しい包装又は製品に加工するため、市場をどのように強化又は拡大するかを含むがこれに限定されない。

(6) 処理中の対象材料のコストをカバーするため行われる投資を含め、実行可能な責任ある最終市場で、路上収集プログラムにより収集されなかった対象材料が収集及びリサイクルされることを保証し、又は加工業者やリサイクル業者によりリサイクルされるための処理業者又はリサイクル業者との取り決め。

(7) リユース又は補充インフラストラクチャを確立し資金を提供するため、施設の改修、又はプラスチック対象材料を排除するため、その他必要なインフラストラクチャ、プラスチックから非プラスチック対象材料のカテゴリへの移行、又は実行される、又は実行されるその他の対策、セクション 42057 に従ってソース削減要件を実装する取決め。

(8) 使用済みリサイクル材の量を含め、使用済みリサイクル材が対象材料にどのように組み込まれるか。

(9) セクション 40051 で確立された廃棄物階層と一致する方法で計画がどのように実施されるか。

(d) (1) 計画には、セクション 42053 の規定に準拠した PRO の参加者の料金が含まれ、料金の計算が記載され、PRO が参加者である生産者から PRO の承認された計画の料金を徴収するプロセスが説明されるものとする。

(2) 計画には、料金体系の説明と、PRO の承認された計画の参加者である生産者に実際に請求される料金のスケジュールを含めるものとする。

(e) 計画には、収集及び堆肥化の収集及びリユース及び補充システムのリサイクル及び堆肥化への適切な参加を促進するため、教育及び促進を利用する取り組みが含まれるものとする。PRO は、これらの取り組みと既存の教育及びプロモーションの取り組みとの間の調整を確実にするものとする。これらには、以下の全てが含まれるがこれらに限定されない：

(1) インバウンド夾雑物又は不要な物質の割合を減らすための教育と関与。

(2) 収集サービス及びリユース及び補充システムへの一貫して高いレベルの市民参加及

び使用を得るためのアウトリーチ。

(3) 適切なリサイクル、堆肥化、リユース及び補充行動に関する教育と住民との関わり。

(4) 計画の目標を達成するため必要な、州全体及び地域への働きかけの拡大に対するサポート。

(f) 計画には、PRO の承認された計画の参加者である生産者が組織の解散又は計画の取り消しの場合、義務を果たし続けることを保証する、PRO の業務を解決するための閉鎖又は移転計画が含まれるものとする。部門によって、それは部門、諮問委員会、地方の管轄区域、及び解散する請負業者に通知するためのプロセスを説明する。閉鎖又は譲渡計画は、PRO の承認された計画の参加者が参加者になるまで、PRO が解散した場合、PRO が全ての義務を果たすことができるように、セクション 42056 に従って確立された信託基金又はエスクロー口座に別の PRO の承認された計画への十分な準備金を提供するものとする。

(g) (1) 計画には、本章に基づいて、地域の管轄区域、リサイクルサービスプロバイダー、代替収集システムなどが負担する費用を決定及び支払うためのプロセスが含まれるものとする。これらの費用の支払いは、サブディビジョン (j) に従って予算に反映されるものとする。

(2) 計画には、PRO と地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーとの間で発生する、(1) 項に従って合理的な費用を決定及び支払いのための紛争を解決するプロセスが含まれるものとする。このプロセスは、PRO がこの章に関連するコストをカバーし、部門による計画の承認時に有効になることを確認するために、諮問委員会によりレビューされるものとする。

(h) 計画には、セクション 42057 サブディビジョン (c) で指定されたソース削減データを含めるものとする。

(i) (1) 計画には、ニーズ評価と、ニーズ評価で特定されたニーズを満たし、予算に通知するための推奨投資の検討が含まれるものとする。

(2) 予算は、セクション 40004 又はセクション 40059 に従って締結された合意に違反する活動への投資を提案してはならず、特定された活動に資金を支払うメカニズムを含むものとする。

(3) 予算には、以下の全てを達成する要素が含まれる場合があるがこれらに限定されない。

(A) 可能な限り、路上収集サービスへのアクセスの拡大又は改善。

(B) 廃品回収サービス又は路上収集サービスが実行不可能なその他のメカニズムへのアクセスの拡大、又は必要に応じ、この章の要件を達成するために路上収集サービスを補完する。

(C) 公共スペースでの収集サービスへのアクセスの拡大。

(D) 人工知能やロボット工学など高度な技術を利用し、対象材料の識別と分類を改善するリサイクルセンター又は MRF 内で、革新的な強化された収集、堆肥化、リサイクルシステム及び革新的なリサイクルシステムの展開を提供又は実行可能性の促進。

(E) 集合住宅のリサイクル又は堆肥化サービスへのオンプレミスアクセスの作成。

(F) 遠隔地又は農村地域から一元化された仕分け施設、ブローカー、又は実行可能な責任ある最終市場への材料の効率的輸送に資金提供、提出、又は促進。

(G) 実行可能な責任ある最終市場を満たす望ましい材料の分離、処理、包装、リサイクル、堆肥化、再製造、及び輸送のコストをカバーする十分な品質インセンティブ支払い、助成金、及びその他メカニズムを開発することにより、品質規格、又は堆肥化施設へのインバウンド夾雑物の割合を減らすため、既存の材料リサイクル又は堆肥化インフラストラクチャを強化する。

(H) リユース、補充、及び堆肥化インフラストラクチャへの投資を含むがこれらに限定されない発生源削減計画を実施するために必要なインフラストラクチャ又はその他メカニズム。

(I) 計画に基づく全ての対象材料のリサイクル率を達成し、対象材料がリサイクル可能又は堆肥化可能であることを保証するため、必要なインフラストラクチャ又はその他の活動。

(4) 予算を作成する際に、PRO は、対象材料のカテゴリに基づいて PRO が行う投資を示す場合がある。

(j) (1) 計画には、この章の実施に必要な費用を完全に賄うよう設計された予算が含まれるものとする。予算には、計画への完全な資金提供と、以下の全てを含むがこれらに限定されない。計画の実施に関連するその他全ての費用が含まれるが、これらに限定されない：

(A) 予算とニーズに資金を提供するための計画で特定された行動と投資、及びニーズ評価で特定された投資。

(B) 地域の管轄区域、リサイクルサービスプロバイダー、及びその他収集プログラムによって発生したこの章に関連する費用、及び消費者への働きかけと教育に関連する費用。対象材料の材料回収施設、ブローカー、又は実行可能な責任ある最終市場への輸送。必要に応じ、対象材料を洗浄、分類、集約、及び包装包し、それらの材料を実行可能な責任ある最終市場に持ち込む。この章で地方自治体に要求される廃棄物の流れのサンプリングと報告。対象となる資料の準備と分類を改善するために料金支払者を教育するために発生した費用。リサイクル率を達成するため必要な収集、選別、除染、再製造、及びその他のインフラストラクチャの改善。これらの費用には、路上と路上以外の両方の収集プログラムに関連する費用が含まれ、人口密度、実行可能な責任ある最終市場までの距離、及びその他の関連要因に基づいて変動する可能性がある。

(C) 部門及びカリフォルニア州税務局が負担した費用の払い戻し。

(D) PRO の管理。

(E) セクション 42064 に関連する環境緩和活動。

(F) 対象各材料のカテゴリの実行可能な責任ある最終市場を開発及び維持するための投資。

(G) この章の他の要件を達成するために必要なその他投資不利な立場にある、又は低所得のコミュニティや農村地域で、計画を実施し、発生源の削減、リサイクル可能性と堆肥化可能性、リサイクル率、及び計画の実施が環境又は公衆衛生への悪影響を回避及び最小化を保証することを含むがこれらに限定されない。

(H) 合理的であり、個別に指示できる場合、材料タイプから得られた資金は、その特定の材料タイプに必要な投資に費やされる場合がある。

(2) 生産者又は PRO は、以下の目的のいずれかのため、計画の実施のために集められた収入を費やしてはならない：

(A) セクション 42081 に従って行政上の民事罰を支払うこと。

(B) 生産者又は組織と州との間の訴訟に関連する費用を支払うこと。

(C) 地方、州、又は連邦政府機関により検討されている法律の通過、否決、承認、又は改正に関し主に PRO を代表する立場にある人を補償するため、又、検討中の、又は前の立法会期中に検討された立法の通過、否決、承認、又は改正を奨励する目的で、立法会期の 30 暦日前又はその間に有料広告のためのこれらの資金について、PRO はその使用を使用又は許可しないものとする。

(D) 焼却、工学的都市固形廃棄物の転換、エネルギー又は燃料の生産を助成、奨励、又はその他の方法で支援すること。ただし、発生源で分離された有機物質の嫌気性消化を使用して生産された燃料、又はその他の処分活動を除く。

(3) (A) PRO は、財務会計基準審議会の会計基準更新 2016-14、非営利団体（トピック 958）の要件に従って、年間営業費用の 60%を超えるプログラム準備金の合計を維持、及びその標準に対し将来更新してはならない。

(B) 部門は、PRO の年間予算を承認する際、この章の要件を実装するために増額が必要であると部門が判断した場合、総準備金を PRO の年間営業費用の最大 75%まで増額を承認できる。

(C) PRO の準備金がサブパラグラフ (A) 又は (B) で指定された金額を超える場合、部門は PRO 又は参加した生産者にこの章の要件の実装への支出を増やすよう要求する場合がある。

(k) サブディビジョン (l) と整合して、計画の一部として、PRO 又は参加者の生産者は、収集及びリサイクル又は堆肥化されていない様々なカテゴリの対象材料を収集及びリサイクル又は堆肥化するため、ドロップオフリサイクルサービス及び小売業者の回収を含むがこれらに限定されない廃品回収プログラムなど様々な手段に依存する場合がある。

(l) (1) 計画には、以下のいずれかの状況下での対象材料の路上リサイクル及び堆肥収集が含まれるものとする：

(A) 対象材料のカテゴリは、廃品回収に適したものにすることができ、リサイクル又は堆肥化のため、廃品回収を受け取る施設により効果的に分類できる。

(B) 処理および選別サービスを提供するリサイクル施設は、地域の管轄区域と協議して、対象材料のカテゴリをリサイクル又は堆肥化の受け入れ可能な材料として含めることに同意し、リサイクル及び再製造又は堆肥化に必要な品質を達成する方法で材料を収集及び分類することに同意する。

(C) 廃品回収及びリサイクル又は堆肥化サービスの提供者は、費用の取決めに同意する。

(2) MRF が対象材料の追加の選別及びリサイクルのために別の選別施設に材料を送ることを選択した場合、PRO は、対象材料の輸送コストをカバーするため PRO が開発する基準に基づいて最初の MRF にレポートを提供するものとする。材料には、有毒又は危険な材料が含まれていないこと。

(m) 計画には、計画に参加する生産者が計画及びこの章の要件を確実に遵守するための具体的措置を含めるものとする。これらの措置には、少なくとも以下の要素の全てが含まれるものとする：

(1) PRO に提供する必要のある正確でタイムリーな情報を提供しなかった場合、又は計画又はこの章のコンプライアンスに対する適切なインセンティブの要件に重大な違反をした場合の料金を含むがこれらに限定されない。PRO による料金の査定に係らず、部門は、この章に違反した個々の生産者又は PRO に対し、第 5 条（セクション 42080 から始まる）に従って執行措置を講じることができる。

(2) PRO が、合理的な時間内に、計画又はこの章の要件に対する生産者の違反を認識できるようにするプロトコル。

(3) 生産者のパフォーマンスが PRO の計画へのプロデューサーの参加の終了に値する時期を決定する基準、及びその決定を行うためのプロセス。

(4) 計画に参加する各生産者が少なくとも過去 3 年間、計画及びこの章の要件を遵守しているかどうか実証するのに十分な記録を維持することを PRO に要求する記録維持プロトコル。これらのプロトコルは、要求に応じて部門が全ての記録に合理的にアクセスできるようにするものとする。

(5) 計画には、セクション 42057 サブディビジョン (c) で要求される特定のデータ情報を含めるものとする。

(n) PRO は、計画の実施により、不利な立場にある、又は低所得のコミュニティ、農村地域、及び州外の脆弱なコミュニティに対する環境又は公衆衛生への悪影響を回避又は最小限に抑えることを保証するものとする。

42051.2. (a) 計画を承認のために部門に提出する前に、PRO は、セクション 42070 サブディビジョン (h) に従って、レビューとコメントのため提案された計画を諮問委員会に提出するものとする。諮問委員会に 60 暦日以内に書面によるコメントを提供できる。PRO は、パブリックコメントとともにコメントを検討し、これらのコメントを計画に組み込むことができる。

(b) (1) PRO は、諮問委員会のコメント受理から 120 暦日以内に、諮問委員会又は一般の人々からのコメントに応じ、改訂がある場合はその計画を部門に提出するものとする。

(2) 部門は、この章に準拠しているかどうか計画を確認するものとする。PRO から計画を受理から 90 暦日以内に、部門は、セクション 42063 に従って、承認、不承認、条件付き承認、追加情報、又は承認又は不承認に関する決定のタイムラインとともに回答する。

(3) 部門が (2) 項に従って計画を条件付きで承認する場合、部門は、計画又は計画の一部がこの章に準拠していないことを書面で説明し、PRO は条件が満たされていることを確認し、改訂された計画を 12 か月以内に再提出するよう求めるものとする。

(4) 部門が (2) 項に従って計画を不承認とした場合、部門は計画がこの章に準拠していないことを書面で説明し、PRO は計画を部門に再提出するものとする。PRO により再提出された計画がこの章の要件に準拠していないと部門が判断した場合、部門がこの章の要件に準拠していると判断した計画を組織が提出するまで、PRO はこの章に準拠しているとは見なされない。

(5) 承認された計画は公的記録であるものとする。ただし、PRO により部門に報告された財務、生産、又は販売データは、カリフォルニア公共記録法（政府法典タイトル 1 第 10 部（セクション 7920.000 から始まる））の目的のための公的記録ではなく、一般の検査に公開されないものとする。部門は、財務、生産、又は販売のデータを要約形式でのみ公開するものとする。これにより、情報が特定の生産者、小売業者、卸売業者、又はその他組織に帰属することはない。

(c) 部門による計画の承認又は条件付き承認後、90 暦日以内に、PRO は承認された計画を実施し、PRO のインターネット Web サイトに計画を掲載するものとする。

(d) (1) サブディビジョン (e) に規定されている場合を除き、このセクションに基づいて部門により承認された計画は5年間有効である。

(2) PRO は、計画の5年間の有効期限の180 暦日前までに、提案された更新された計画を提出し、諮問委員会によってレビューされ、更に5年間部門により承認されるものとする。この項に基づいて承認のため提出され更新された計画は、セクション 42051.1 を含むこの章の要件を満たし、以前に承認された計画からの改訂を説明するものとする。部門は、この項に基づいて提出された計画が承認又は却下されるまで、以前に承認された計画の延長を許可する場合がある。

(e) (1) セクション 42050 に規定された義務を果たすための対策を修正し、料金の設定と徴収を修正し、地方自治体又はリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用に関してこの章の実施を変更する計画の修正、又、対象材料を調達するための費用を含め、計画を実施するための費用の資金調達を変更する場合、提案された修正案がコメントのために諮問委員会に提出され、部門によって承認されない限り、承認された計画に対して行われぬものとする。その提出とレビューは、サブディビジョン (d) に記載されているのと同じプロセスに従って実施されるものとする。

(2) このセクションに基づいて承認のために提出された計画又は計画修正についての部門の拒否又は取り消しは、以前に承認された計画又はこの章の要件に従った義務から PRO 又は参加生産者をフリーにしない。

(3) 本条に基づく承認のための計画修正の提出は、計画修正に関する部門による措置の前に、承認された計画に従った義務から PRO 又は参加生産者をフリーにしない。

(4) 部門は、修正案がこの章の要件を満たす可能性が合理的に高い行動をもたらすのに十分であるかどうかの決定に基づいて、提案された計画修正案を承認又は却下できる。

42051.3. (a) (1) PRO は毎年部門に提出し、PRO が承認された計画をどのように実施しているか、PRO がこの章の施行規則要件をどのように遵守しているかを説明する年次報告書と予算をインターネット Web サイトで公開するものとする。

(2) 年次報告書は、セクション 42050 の要件を満たす、又は超えるために行われた進捗状況を詳細に説明し、PRO がそれらの要件を満たす可能性が合理的にあるかどうかの評価を含めるものとする。PRO がこれらの要件を合理的に満たす可能性が低い場合、PRO は、

要件を確実に満たすために実装する追加の対策を含めるため、計画の修正を部門に提出するものとする。

(3) 年次報告書には、以下の全てを含めるものとする：

(A) PRO のコストと収益。これには、次の年にこの章を実装するための全コストをカバーするのに十分な収益を確保するため必要な、更新された予算と料金表の更新が含まれる。

(B) 計画の各参加者の名前と連絡先情報の最新リスト。

(C) 消費者へのアウトリーチ活動と教育の説明。

(D) 以下の全てを含むがこれらに限定されない、計画の各規定を実施するために PRO が取った活動に関する報告：

(i) カバーされた材料を収集、輸送、処理、リサイクル又は堆肥化するため使用される方法の説明。

(ii) リサイクル技術及びリサイクル要件を達成するために利用される手段。これには、手段及び技術がセクション 42041 サブディビジョン (aa) で指定された条件を満たすことの実証が含まれる。

(iii) 発生源削減目標の達成における進展。

(iv) 現在のリサイクル率と、リサイクル率を満たすため行われた進捗状況、及びリサイクル率の要件を達成するため行われた投資。

(E) セクション 42057 サブディビジョン (c) で指定されたソース削減データ。

(b) (1) 年次報告書を受理から 90 暦日以内に、部門はセクション 42063 に従って報告書を確認し、年次報告書の不備を PRO に通知するものとする。部門からこの通知を受理から 60 暦日以内に、PRO は部門の通知に応じ、追加情報、変更、又は修正を提供するものとする。

(2) 完了したと見なされる年次報告書を受理から 90 暦日以内に、部門はこの章に準拠しているかどうか報告書を検討し、年次報告書を承認、不承認、又は条件付きで承認するものとする。このレビューの一環として、部門は年次報告書を評価し、PRO が計画の実施と、セクション 42051.2 サブディビジョン (e) パラグラフ (1) に基づく計画の修正又は保留中

の修正に照らし、計画及びこの章の要件を満たす可能性が相当高いかどうか判断するものとする。

(3) (A) 部門が年次報告書を条件付きで承認又は不承認にした場合、PRO は、条件付き承認又は不承認から 30 暦日以内に、部門の決定理由を記載した改訂年次報告書を再提出するものとする。

(B) 部門は、PRO が改訂された年次報告書を再提出した日から 60 暦日以内に、最終的な年次報告書を承認又は却下するものとする。

(4) 部門が、パラグラフ (3) サブパラグラフ (A) に従って提出された改訂年次報告書を不承認とした場合、PRO は、パラグラフ (3) サブパラグラフ (B) に従ってレビューされることを条件として、部門による承認に必要な改訂を含む追加の最終年次報告書を 1 回だけ提出できるものとする。

(5) PRO が部門の承認を得た年次報告書を提出しなかった場合、部門は PRO がこの章に準拠しなくなったと見なすことができる。

42052. (a) PRO は、部門のリサイクル及び廃棄報告システム、又は部門により確立された代替報告システムに登録し、PRO の承認に参加する各生産者に代わって次の全ての情報を毎年システムに提出するものとする：

(1) 部門が必要とみなす、州内で又は州へ製造、販売、流通、又は輸入された、対象材料のカテゴリ別及びプラスチック部品の種類別の、対象材料の総重量及びプラスチック部品の数の総量。セクション 42060 サブディビジョン (a) パラグラフ (2) に従って部門が決定した形式、方法、及び頻度で、この章への準拠を決定する。

(2) 部門が (2) 項に従って部門が決定した形式及び方法で本章の遵守を決定するため必要であると部門が判断した場合、セクション 42060 サブディビジョン (a) のリサイクル対象材料のカテゴリ別の対象材料の総重量及びプラスチック部品の数の総量。

(3) 路上収集プログラムを通じて収集されなかった対象材料について、PRO は、収集された対象材料の量と種類を含む、回収とドロップオフ、及び代替の収集とリサイクルプログラムのパフォーマンスを示すデータを収集、検証し、及びシステムに提出するものとする。

(4) セクション 42060 サブディビジョン (a) に従ってデータを収集及び報告するために、部門が必要と見なす追加情報。

(b) PRO は、PRO の承認された計画の参加者である生産者に、別の PRO の計画又は別の部門が承認したスチュワードシップ組織の計画に従って報告し、生産者は部門に直接報告する必要があることを PRO の対象資料に報告することを要求してはならない。

(c) 生産者又は PRO は、追加データの部門からの要求に 14 暦日以内に応答するものとする。部門は、60 暦日を超えてはならない応答のための追加の時間を与えることができる。時間の延長が必要かどうかを判断するため、部門は少なくとも次の全ての考慮事項を検討するものとする：

(1) 要求されたデータの量。

(2) 生産者又は PRO がデータをすぐに利用できるかどうか。

(3) セクション 42050 への準拠を確実にするためデータが必要かどうか。

(4) 生産者又は PRO が、第三者からデータを取得する必要があるかどうか。

(5) 生産者又は PRO が、以前のデータ要求にタイムリーに準拠しているかどうか。

(d) 生産者又は PRO は、州内の又は州への販売、販売への供給、配送、又は輸入に提供された対象材料の記録を、生産者が監査中のこの章へ準拠しているかどうか、当局が決定するため保管するものとする。

(e) 生産者によって提供され、このセクションの下で収集されたデータは、この章の目的のために PRO によってのみ使用されるものとする。PRO は、この章に従って生産者から提供された全ての情報を機密情報と見なし、他の生産者又は一般の人々に情報を開示するか、商業目的での情報の使用を許可するものとする。このセクションでは、PRO が部門から要求されたデータを提供したり、特定の責任組織に関連するデータを識別しない集約データを公表したりすることを禁止しない。

(f) PRO は、要求に応じ、PRO の登録済み参加者の連絡先情報を部門に提供するものとする。

42053. (a) (1) セクション 42051.1 に基づく生産者責任計画の一環として、PRO は、この章の要件が PRO によって満たされ、計画が完全に実施されることを保証するのに十分な参加者の料金を設定するものとする。料金は、サブディビジョン (c) に従って PRO が作成す

る料金表に基づくものとする。料金表の作成により、計画に含まれる PRO 予算が完全に賄われるようにする必要がある。料金は、領収書又は請求書の個別の項目として消費者に渡されないものとする。

(2) PRO は、承認された予算を完全にカバーするために、少なくとも毎年、又は必要に応じてより頻繁に料金表を調整するものとする。

(3) PRO の承認された計画の参加生産者は、このセクションで要求される料金を支払い、要求に応じ、PRO がこの章に基づく PRO の要件を満たすために必要な記録又はその他の情報を PRO に提供するものとする。

(b) 運用の最初の 2 年間、及びセクション 42051.1 に従って作成された計画の準備中に、PRO は、計画の実施にかかる推定コスト、運用コスト、完了コスト評価に基づいて、セクション 42064 の環境緩和要件をカバーするためのコスト、及び部門に払い戻すための必要コストについて各生産者の料金表を決定するものとする。操業の 3 年目以降は、各生産者は、サブディビジョン (d) に記載されている要素に基づいて、PRO 計画で定められた年会費を支払うものとする。

(c) サブディビジョン (a) に従って要求される料金表には、次の全てが含まれるものとする：

(1) サブディビジョン (d) で説明されるように、対象となる材料の固有の特性のために生産者に課せられる個別の評価。

(2) サブディビジョン (e) に基づく調整。

(3) カリフォルニアのサーキュラーエコノミー管理手数料。

(4) 諮問委員会を運営するための費用の部門への払い戻し。

(5) セクション 42064 に関連する環境緩和活動に関連する料金。

(6) PRO の費用。これには、スタッフ、及び生産者責任計画の策定と実施に関連する費用が含まれるがこれらに限定されない。

(7) セクション 42051.1 サブディビジョン (j) に記載されるその他の費用。

(d) PRO は、サブディビジョン (a) に従って必要な料金表を構成し、対象材料のカテゴリごとに、次の要素に基づいて説明するものとする：

(1) 対象となる各材料カテゴリがこの章の要件を満たしていることを確認するためのコスト。リサイクル又は堆肥化がより簡単で安価な対象材料、又は同様の対象材料又は堆肥化がより容易な材料にリサイクルされるように設計された対象材料は、より低い料金の対象となる。費用には、次の全てが含まれる場合がある：

(A) 各対象材料のカテゴリの実行可能な責任ある最終市場を開発及び維持コスト。

(B) 汚染を収集、分類、回避、又は除去し、集約し、定義されたストリームに輸送して、廃品回収又はその他手段による対象材料の再製造の実行可能な責任ある最終市場をサポートするコスト。

(C) 実行可能な責任ある最終市場に受け入れられるのに十分な方法と品質で対象材料を処理及び輸送するため、地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーが負担するコスト。これには、堆肥化施設での認定されていない堆肥化可能な製品によるインバウンド夾雑物の割合を削減又は軽減するため、地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用が含まれる。これらの費用は、地域の管轄により異なる場合がある。

(D) 計画を実施し、発生源の削減、リサイクル可能性と堆肥化可能性、リサイクル率、及び計画の実施が、環境又は公衆衛生への悪影響を回避し、最小化することを保証することを含むがこれらに限定されない。不利な立場にある、又は低所得のコミュニティや農村地域が、この章の他の要件を達成するため必要なその他のコスト。

(E) この章で要求される廃棄物の流れのサンプリングと報告、及び必要に応じて対象材料の準備と分類を改善するため、料金支払人を教育するため発生する費用について、地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用。

(2) プラスチックリサイクル業者協会により、リサイクル又は堆肥化に有害となる可能性のあるインク、ラベル、接着剤などの特定の要素を組み込むことにより、対象材料のリサイクル又は堆肥化がより困難になった場合、設計ガイド又は他の関連業界団体、又は部門により確立された基準、その対象材料の料金は、その対象材料を管理するためのコストアップを説明するのに十分でなければならない。

(3) 独立した指標に基づく対象材料の商品価値、又は対象材料と同等の品質の材料の報告された商品価値。

(4) セクション 42057 に従って生産者が発生源削減要件を満たすのを支援するため PRO が負担する費用。

(e) サブディビジョン (a) に従って必要な料金は、参加生産者一のマルス料金又はクレジットを使用して調整され、これらの調整は、該当する場合、次のいずれかに基づいて行われる：

(1) 参加生産者の対象資料に含まれる使用済みリサイクル材の割合。使用済みリサイクル材の割合は、リサイクル材が将来のリサイクルの可能性を妨げない限り、割合が対象材料の最小要件を超えていることを確認する検証サービスを実行するため、部門によって承認された独立した第三者を通じて検証されるものとする。

(2) 包装の適切なサイジング、最適化、及び増量に関連するソースの削減、又は包装を削減するため包装された製品の集中。

(3) 対象材料の処理、マーケティング、仕分け、リサイクル又は堆肥化を簡素化する包装材料の標準化。

(4) 環境健康ハザード評価局、有害物質管理局、又は部門により特定された危険物の存在。

(5) 明確かつ正確な廃棄、リサイクル又は堆肥化、又はリユース及び補充のラベルと指示を含む、選別と適切な廃棄に関連する消費者行動を改善するセクション 42355.51 により生産者が講じた措置。

(6) 発生源の削減を加速し、持続的で堅牢なリユース及び補充システムに投資するため生産者が講じた措置。PRO は、同様の対象材料の生産者が達成している以上の発生源削減を達成したことに對し、生産者がクレジットを受け取ることを可能にするメカニズムを作成する場合がある。そのクレジットの収入は、同様の製品のソース削減を達成していない悪意のある生産者に料金を請求することにより支払われるものとする。

(7) リサイクル可能材料に由来するプラスチック対象材料は、リサイクル不可能材料に由来するプラスチック対象材料に比べて割引料金の対象となるものとする。

(8) 有毒な添加物を含まない認定された堆肥化可能な対象材料は、PRO の決定に従って割引料金の対象となるものとする。

(9) 有毒な重金属、病原体、又は添加物を含む対象物質は、追加料金の対象となる。

(f) 計画で承認された料金の年間スケジュールに加え、PRO 料金スケジュールには、特定の対象材料のカテゴリの参加生産者に請求される、特定の対象カテゴリの対象材料に課される特別な評価が含まれる場合がある。対象材料の性質が収集又は処理に異常なコストを課す場合、又はリサイクル、堆肥化、又は処理の成功への効果的なアクセスに対処するため、特別な措置を必要とする場合の生産者の要求、特別査定からの収入は、特別査定が適用された特定の対象材料又は製品のシステム改善を行うため使用されるものとする。

(g) サブディビジョン (a) に従って PRO に支払われる料金は、計画の実施と予算の資金調達に使用されるものとする。

42053.5. (a) (1) 2026~27 会計年度の終了時又はそれ以前、及びその後 3 か月に 1 回、PRO はカリフォルニア州のサーキュラーエコノミー管理費を部門に支払うものとする。部門は、この章の実施と実施にかかる部門及びその他の州機関の全費用をカバーするのに十分な金額で料金を設定するものとする。徴収される料金の合計額は、この章を実施及び実行するための州の実際の合理的費用を超えてはならない。これらの費用には、セクション 42051.1 に基づく生産者責任計画及びセクション 42051.3 に基づく年次報告書を提出する前に、この章に基づく規制活動に関連する実際の合理的費用が含まれる場合がある。

(2) PRO の場合、(1) 項に従って支払われる管理手数料は、PRO を構成する生産者が資金を提供するものとする。

(b) 部門は、サブディビジョン (a) に従って PRO が支払った管理手数料を、州財務省に設立されたカリフォルニアサーキュラーエコノミー基金に預けるものとする。州議会が予算を充当すると、基金の資金は、この章に従って部門の活動のために部門により支出され、この章に従って部門の活動の初期費用を賄うために使用された他の基金からの未払いのローンを返済することができる。基金の資金は、この章に列挙されていない目的のために使われることはない。

42054. (a) PRO は、PRO の活動と取引を明確に反映する議事録、帳簿、及び記録を保持するものとする。

(b) PRO の会計帳簿は、米国で認定され、PRO により保持されている独立した公認会計士によって、PRO の費用で暦年に少なくとも 1 回監査されるものとする。

(c) PRO は、セクション 42051.3 に従って要求される年次報告書とともに部門に監査を提供するものとする。部門は、この章への準拠とセクション 42051.1 に従って採用された計画との整合性について監査をレビューし、その監査をインターネット Web サイトに公開するものとする。部門は、コンプライアンスの問題又は不整合を PRO に通知するものとする。

(d) (1) 部門は独自の監査を実施することができる。

(2) PRO は、部門の監査の費用を部門に払い戻すものとする。

(3) PRO は、要求に応じ部門の監査のコピーを取得する場合がある。

(e) 部門は、セクション 42080 サブディビジョン (e) に記載されている範囲で、監査を秘密裏に保持するものとする。

42055. (a) サブディビジョン (c) に規定されている場合を除き、サブディビジョン (b) で指定されている、PRO 又はその参加者がとる行動は、カートライト法 (ビジネス職業法典ディビジョン 7 パート 2 の第 2 章 (セクション 16700 から始まる))、不公正慣行法 (ビジネス職業法典ディビジョン 7 パート 2 第 4 章 (セクション 17000 から始まる))、又、不公正競争法 (ビジネス職業法典のディビジョン 7 パート 2 の競争法 (セクション 17200 から始まる)) に違反しない。

(b) サブディビジョン (a) は、PRO 又はその参加者がとる次の全ての行動に適用されるものとする：

(1) この章に従って部門により承認された計画の作成、実装、又は管理、及び承認された計画に従って管理された対象材料の種類又は量。

(2) 承認された計画のコストと構造。

(3) この章の実施への資金提供に関連する料金の設定、管理、収集、又は支払い。

(c) サブディビジョン (a) は、次のいずれかを行う契約には適用されないものとする：

(1) 部門により承認又は条件付きで承認された、又はこの章に従って承認された計画への参加に関連する費用又は料金に関連する合意を除き、対象材料の又は対象材料への価格を固定する。

(2) 対象材料の払い出し又は生産を修正する。

(3) 対象材料が販売される地域、又は対象材料が販売される顧客、又は対象材料を購入できる場所又は人を制限する。

42056. (a) PRO は、その生産者責任計画の一部として、カリフォルニアに信託基金又はエスクロー口座を設定し、計画が終了又は取り消された場合、このセクションに従って使用するために全ての未使用の資金を預けるものとする。セクション 42051.1 サブディビジョン (f) に従って要求される閉鎖又は譲渡計画に従って、取り消されるか PRO が解散する。

(b) 計画が終了又は取り消された場合、サブディビジョン (a) に従って設定された信託基金又はエスクロー口座の受託者又はエスクローエージェントは、30 暦日以内に次の両方を行うものとする：

(1) 計画の終了又は取り消しされる前に、PRO に対して行われたはずの信託基金又はエスクロー口座への生産者からの直接支払いを受け入れる。

(2) 部門が書面で、最後に承認された計画を実施するように指示するので、信託基金又はエスクロー口座から支払いを行う。

(c) 終了又は取消し後、1 年以内に新しい計画が部門によって承認されなかった場合、部門は必要に応じて、以前に承認された計画に変更を加え修正された計画を実施するためのサブディビジョン (b) パラグラフ (2) に従って、信託基金又はエスクロー口座からの直接支払いを継続できる。

(d) PRO 資金を保有する受託者又はエスクローエージェントは、部門の指示に従って、承認された計画でそれらの資金を後継 PRO に譲渡するものとする。

42057. (a) (1) 2032 年 1 月 1 日までに、PRO の承認された計画の参加者に代わって行動する PRO は、州内で販売、販売への供給、又は配送された対象資料の場合、25%の重量削減及び 25%のプラスチック部品ソース削減要件を達成するための計画を策定及び実施するものとする。PRO は、このセクションを実装するため、承認された各計画参加者と強制力のある合意を確立するものとする。

(2) 発生源の削減は、PRO により次の方法で達成されるものとする：

(A) 参加生産者が州内で販売、販売への供給、又は配送するプラスチック対象材料の少なくとも 10%は、プラスチック対象材料を詰め替え可能又はリユース可能な包装又は食品サービスウェアに移行するか、プラスチックを排除することにより、発生源を削減するも

のとする。

(B) (i) サブパラグラフ (A) に従って達成されなかった、参加生産者によって州で販売、販売への供給、又は配送されたプラスチック対象材料の残りの発生源削減は、集中、適切なサイジング、軽量化、又は消費者が家庭用又は商業用のリユース可能な容器を補充できるバルク又は大型包装への移行、又はプラスチック対象材料から非プラスチック対象材料への移行により発生源を削減されるものとする。参加生産者が州内で販売、販売への供給、又は配送するプラスチック対象材料の 8%以下が、PRO が開発した、部門の承認を条件として、発生源の削減を提供する代替コンプライアンス方式、プラスチック対象材料に使用済みのリサイクル材を組み込む生産者に対する、使用済みのリサイクル材のプラスチックに対するバージンプラスチックの比率に基づくスライディングスケールでのクレジットにより発生源を削減するものとする。生産者は、ポストコンシューマーリサイクル材が検証可能であり、プラスチックリサイクル業者協会などの第三者により APR ポストコンシューマー樹脂認証プログラム又は承認された同様の第三者により検証された場合にのみ、この代替ソース削減クレジットを受け取るものとする。部門によるものであり、内容物には意図的に添加されたパーフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル物質は含まれてはならない。

(ii) 最適化、排除、適切なサイズ、濃縮、バルク又は大型包装への移行、又は非プラスチック対象材料への切り替えに取られた各アクションの結果として生じる発生源削減は、発生源削減要件を満たすため 1 回カウントされるものとする。

(C) 2027 年 1 月 1 日までに、PRO の情報ソースは、参加生産者によって州内で販売、販売への供給、又は配送されたプラスチック対象材料の 10%以上を削減し、プラスチック対象材料の 2%以上を販売し、リサイクル可能又は詰め替え可能な包装及び食品サービスウェアシステムへの移行により、販売へ供給されるか、参加者の生産者ソースにより州内で配送されるものとする。

(D) 2030 年 1 月 1 日までに、PRO は、参加生産者によって州内で販売、販売へ供給、又は配送されるプラスチック対象材料の 20%以上を調達し、プラスチック対象材料の 4%以上を削減し、参加者の生産者が州内で販売、販売への供給、又は配送するプラスチック対象材料は、リユース可能又は詰め替え可能な包装及び食品サービスウェアシステムへの移行により削減するものとする。

(b) 2025 年 1 月 1 日までに、部門は、販売、提供された対象材料に包装された製品の数を含む、2023 暦年に州で販売、販売への供給、又配送されるプラスチック対象材料の量に基づいて、サブディビジョン (a) に必要な 25%削減のベースラインを確立するものとする。

(c) 部門に提出された生産者責任計画、計画の更新、又は年次報告書の一部として、PRO は、各参加生産者により分解された次のデータを報告するものとする：

(1) プラスチック部品の数及びプラスチック対象材料の重量を含む、州内で販売、販売への供給、又は配送されたプラスチック対象材料及びプラスチック対象材料で販売された製品の量。

(2) 詰め替え可能又はリサイクル可能な包装又は食品サービスウェアにシフトしたプラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量。

(3) 削減されたプラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量。

(4) プラスチック対象材料から非プラスチック対象材料にシフトしたプラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量。

(5) 集中、適切なサイジング、及び消費者が家庭用又は商業用のリユース可能な容器を補充できるバルク又は大型包装への移行によって減少したプラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量。

(6) 対象材料のバージンプラスチックと比較した使用済みのリサイクル材の量。

(d) PRO のメンバーである生産者は、次の両方を含む個別の発生源削減計画を PRO に提出するものとする：

(1) 最初の個別生産者ソース削減計画では、生産者は、プラスチック部品の数と対象材料の重量によって、2013年1月1日以降に削減されたあらゆる量の対象材料を含めるものとする。

(2) プラスチック部品の数及びプラスチック対象材料の重量により、生産者は、2027年1月1日、2030年1月1日、及び2032年1月1日までに調達削減を計画しているプラスチック対象材料の量。次の各方法で多くのソースが削減される：

(A) プラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量が、詰め替え可能又はリユース可能な包装にシフトした。

(B) プラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量が排除された。

(C) プラスチック部品の数とプラスチック対象材料の重量が、プラスチック対象材料

から非プラスチック対象材料にシフトした。

(D) プラスチック部品の数と対象材料ソースの重量は、集中、適切なサイジング、軽量化、及び消費者が家庭用又は商業用のリユース可能な容器を補充できるバルク又は大型包装への移行により減少した。

(E) 対象材料のバージンプラスチックと比較した使用済みのリサイクル材の量。

(e) PRO は、PRO の承認された計画の参加者である生産者に、PRO がサブディビジョン (c) 及び (d) に従って必要な情報を報告するため必要なデータを PRO に提出することを要求するものとする。

(f) (1) 生産者責任計画の一部として、PRO は、このセクションの要件を満たすように設計された発生源削減計画を含めるものとする。発生源削減計画は、個々の生産者発生源削減計画に基づいて分解され、次の要件を全て満たすものとする：

(2) 発生源削減計画では、PRO は、2013 暦年から 2022 暦年までに達成された発生源削減のクレジットを生産者に与えるものとする。この金額は、サブディビジョン (a) の要件にはカウントされないものとする。この金額の割り当て、及びサブディビジョン (a) の要件を満たすための PRO ソース削減計画の要件により、PRO は、生産者に個々の生産者の発生源削減計画の改訂を要求する場合がある。

(3) PRO は、重大なリサイクル又は最終市場の課題に直面し、2032 年 1 月 1 日までにこの章に準拠するため、多額の投資を必要とするソース削減計画の材料タイプを特定する場合がある。詰め替え可能な、又は非可塑性の代替品は、サブディビジョン (a) の目的で発生源の削減と見なされるものとする。PRO は、このソース削減を集約された形式で報告する場合がある。

(g) 市場での公平性を確保するため、PRO は、PRO の承認後、生産者に新しい対象材料を使用し、包装を最適化し、不要な包装材料を含めないよう生産者に要求するものとする。PRO は、PRO により決定され、セクション 42051.1 サブディビジョン (j) に従って部門により承認された、最適化されていない新しい対象材料を使用する生産者のマルス料金を査定するものとする。

(h) 2032 年 1 月 1 日までに達成された発生源削減が、2032 年 1 月 1 日以降も失われないうようにすると同時に、事業の成長を可能にするため、部門は 2030 暦年から 5 年ごとに、よ

り大きな発生源削減を確保する行動が必要かどうかを判断するため、このセクションのプラスチック対象材料の評価を実施するものとする。プラスチック部品の数又はプラスチック対象材料の重量が増加した場合、部門はこの決定を行うものとする。プラスチック部品数又はプラスチック対象材料の総重量が増加したと部門が判断した場合、部門は次の措置を講じ、より大きな発生源の削減を確保するものとする：

(1) 参加生産者が、プラスチック対象材料をリユース可能又は詰め替え可能な包装又は食品サービスウェアにシフトするか、プラスチックコンポーネントを排除することにより、発生源削減率を高めるよう PRO に要求する。これらのより高い発生源削減率を要求する場合、部門は次の全てを考慮するものとする：

(A) 消費者の採用と受け入れ、食品の安全性への潜在的な影響、及びインフラストラクチャの可用性を評価することにより決定される、増加した発生源削減率の実現可能性。

(B) 使用済みのリサイクル材の使用。

(C) 消費者の利便性と採用を改善するため、インフラストラクチャへのリユースと補充が行われた程度。

(D) 他の法域におけるリユース及び補充システムと除去要件の例。

(E) 料金や必要な最適化など、PRO により実装され他のツールによって達成された削減。

(F) プラスチック部品数と対象材料の総重量の増加率。

(2) 新しい包装タイプが最適化されているかどうかを判断し、最適化されていない場合は、規制を通じて最適化要件を作成する。

(i) 発泡ポリスチレン製食品サービスウェアの生産者は、全ての発泡ポリスチレンが次のリサイクル率を満たしていることを部門に証明しない限り、州内の又は州への発泡ポリスチレン製食品サービスウェアの販売、販売への供給、配送、又は輸入を行ってはならない：

(A) 2025年1月1日以降、25%以上。

(B) 2028年1月1日以降、30%以上。

(C) 2030年1月1日以降、50%以上。

(D) 2032 年 1 月 1 日以降及びその後、毎年 65 パーセント以上。

(j) 部門は、報告及び収集の要件を含むがこれらに限定されないこのセクションを実装するための規制を採用ができる。

### 第 3 条 プログラム管理

42060. (a) 2025 年 1 月 1 日までに、部門は、この章を実装及び施行し、この章の要件、特にセクション 42050 で確立された要件及びセクション 41780.01 で確立された政策目標を確実にするため、必要な規則を採用するものとする。それは対象材料に関連する。規則には、次の全てが含まれるがこれらに限定されない：

(1) PRO が予算を完全に賄うことを含め、計画の実施に完全に資金を提供することを保証するため必要な規制。これには、この章を実装するため地域の管轄区域又は地域の管轄区域のリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用が含まれる。これには、消費者教育及び収集費用（関連する場合、コンテナの費用を含む）、及び対象物の処理、保管、輸送が含まれるがこれらに限定されない。費用は、人口密度又はその他の関連要因に基づいて変動する可能性があり、対象材料の処理及びマーケティングに関連する費用の増加から地方の管轄区域が料金支払者を保護できるようにするものとする。

(2) (A) 生産者、小売業者、卸売業者、又は生産者、小売業者、卸売業者に代わって運営されている PRO が、部門に登録して報告するための必須プロセスを確立する。

(B) プロセスには、規則の採択後に定期的な報告を開始するための適切なタイムラインを確立することが含まれるものとする。部門は、部門が適切と見なす他の要素とともに、タイムラインを作成する際に報告される情報の量を検討するものとする。

(C) (i) 部門によるデータ要求は、セクション 42061 サブディビジョン (a) に従って確立され、部門のインターネット Web サイトに掲載された対象材料のカテゴリと一致しているものとする。

(ii) 可能な限り、部門は、報告及び記録管理の要件によって課せられる負担を最小限に抑えつつ有効にするために、地域の管轄区域、生産者、小売業者、卸売業者、又は PRO、この章への準拠を判断する部門が既に維持している記録及び情報の使用に努めるものとする。

(D) 部門は、実行可能な範囲で、報告を、生産者又は他の包装拡大生産者責任プログ

ラムにより使用される他の認められた第三者報告システムと一致させるものとする。

(E) この章に従って部門が受け取った市場に敏感な企業秘密データは、データの提供者がセクション 40062 のサブディビジョン (b)、及び企業秘密であると主張される情報を特定するための実施規則に適合する限り、守秘扱いとしなければならない。

(F) 部門は、このサブディビジョンに従ってレポートを提出するのを容易にするため、オンライン登録様式を作成するものとする。適用法で許容される範囲で、部門は、廃棄物の特性評価、発生源の削減、及びリサイクルについて認められた基準を備えた独立した第三者のオンライン報告システムと契約できる。

(3) (A) 部門は、この章の目的のため使い捨てであると判断されたものに、この章を順守する上で固有の課題を提示する対象材料を特定するプロセスを確立するものとする。部門は、このサブパラグラフに従って特定された対象材料をこの章から除外できる。

(B) 固有の課題を提示していると特定され、サブパラグラフ (A) に基づいてこの章から免除される対象材料について、部門はいつでも対象材料をこの章の要件に段階的に導入する計画を立てることができる。

(4) 部門は、健康と安全上の理由から、又はリサイクルが安全でないために、この章に準拠できない対象材料を特定するプロセスを確立するものとする。部門は、その対象資料をこの章から免除する場合がある。

(5) 部門は、サイズ、収益、小売場所の数に基づいて、セクション 42050 サブディビジョン (b) の要件、小規模生産者、小規模小売業者、及び小規模卸売業者を除き、この章の要件を免除するプロセスを確立するものとする。このときの市場シェアは次の通り：

(A) サブパラグラフ (B) に従い、部門は、直近の暦年に州での総売上高が 100 万ドル (\$ 1,000,000) 未満であった生産者、小売業者、又は卸売業者を免除するものとする。

(B) サブパラグラフ (A) に従って特定の小規模生産者、小規模小売業者、又は小規模卸売業者を免除すると、対象材料の種類又は対象材料のカテゴリがこの章の要件に準拠する能力が妨げられると部門が判断した場合、部門は、特定の小規模生産者、小規模小売業者、又は小規模卸売業者がこの章の要件から免除されないと判断する場合がある。

(6) (A) 部門は、このセクションに従って採択された規則に従って、環境に入る被覆物質の量を減らすために必要なメカニズムを含めるものとする。

(B) 生産者が、生産者が対象材料を削減したことを部門の満足に示すことができ、この章及び第 5.5 章（セクション 42300 から始まる）に準拠するために行われた措置と一致している場合、部門は、生産者がこの章を遵守するための規則の発効日より前に生産者により達成された対象材料の削減を検討できる。

(C) サブディビジョン (a) に従って採択された要件を達成するため必要な削減を計算する際、部門はセクション 42057 に従って達成された発生源削減を考慮しなければならない。

(7) 部門は、PRO と、PRO の承認された計画の参加していない生産者の間、及び必要に応じて複数の PRO の間で調整を要求するプロセスを確立するものとする。これには、セクション 42064 で要求される収益を上げるため必要に応じて資金を按分するため、各 PRO がプラスチック対象材料の生産者に請求する金額を決定することが含まれる。

(8) 部門は、実行可能な範囲で、セクション 42041 サブディビジョン (ab) で定義された年間リサイクル率を計算する方法論とプロセスを確立するものとする。

(b) (1) 部門は、この章に従って採択された規制がガイドラインを考慮し、米国食品医薬品局及び米国農務省により発行された規制と矛盾しないことを保証し、他のカリフォルニア州機関により課される要件を考慮するものとする。

(2) 部門も PRO も、改ざん防止を対象とする法律又は規制を含むがこれらに限定されない、連邦法又は規制と直接矛盾する、リサイクル材の要件を含むがこれらに限定されない要件を課してはならない。連邦規則法典タイトル 21 セクション 211.132 に準拠した包装、連邦規則法典タイトル 16 第 II 章サブチャプター E パート 1700（セクション 1700.1 から始まる）に準拠した子供用耐性のある包装を対象とする法律又は規制、米国農務省又は米国食品医薬品局により発行された、農産物の包装、微生物汚染の要件、構造的完全性、又は連邦食品医薬品化粧品法に基づく包装の安全性に関連する規則又はガイドライン（21 U.S.C. Sec. 301 以降）、21 U.S.C. Sec. 2101 以降、連邦 FDA 食品安全近代化法（21 U.S.C. Sec. 2201 以降）、連邦家禽製品検査法（21 U.S.C. Sec. 451 以降）、連邦肉検査法（21 U.S.C. Sec. 601 以降）、又は連邦卵製品検査法（21 U.S.C. Sec. 1031 以降）を課さねばならない。リサイクル材の要件を確立する際、部門又は PRO は、有機廃棄物の量を考慮し、その有機廃棄物に関連する温室効果ガス排出量を分析するものとする。部門も PRO も、生鮮食品の対象材料に消費後のリサイクル材の要件を課してはならない。

(c) 規制を策定する際、部門は、欧州連合、インド、コスタリカ、中国、チリ、及びカナダを含むがこれらに限定されない他の州、地方、及び国における削減プログラム及びアプローチに関する関連情報、及び ISO 18602 を含むがこれに限定されない国際規格を検討するものとする。

(d) このセクションに従って規制を採用する場合、部門は規制を確保し、規制に従って実施される活動は、不利な立場にある又は低所得のコミュニティ又は農村地域への不均衡な影響を回避又は最小限に抑えるものとする。

42060.5. (a) サブディビジョン (b)、(c)、(d)、及び (e) に規定される場合を除き、全ての地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーは、セクション 42061 サブディビジョン (c) 及び (d) に基づいて公開されたリストに含まれる全ての対象材料を収集及びリサイクルプログラムに含めるものとする。このセクションは、まだ存在しない場合必須のルート収集サービスを要求することを部門に許可しない。このセクションは、地域の管轄区域がリサイクル又は堆肥化のため追加の材料を収集することを制限するものではない。

(b) 部門は、サブディビジョン (a) の要件の延長又は免除を許可される地域の管轄区域またはリサイクルサービスプロバイダーが、特定の理由である種の特定された対象材料に対して、地域の状況、環境、又は課題のため、要件への準拠が実行不可能であることを書面で示した場合、PRO が延長又は免除に反対する場合、PRO は、この章の実施から生じる対象材料の収集、処理、保管、及び輸送のための代替手段を手配する責任を負うものとする。部門は、付与された延長又は免除を 2 年ごとにレビューし、そのレビュー後に延長又は免除を更新できる。地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーの免除又は延長は、生産者又は PRO が章の要件を満たすことを決して軽減するものではない。

(c) 地方の郡又は地方管轄の郡監督委員会は、これらの用語がセクション 42649.8 で定義されるように、地方の郡又は地方管轄をこのセクションの要件から免除する決議を採択できる。地方の管轄区域が、完全に 1 つ以上の地方の郡内にある管轄区域で構成される地方機関である場合、地方機関の理事会は、このサブディビジョンで規定されるように、地方の管轄区域をこのセクションの要件から免除する決議を採択できる。地方の郡又は地方管轄区域の免除は、生産者又は PRO がこの章の要件を満たすことを決して軽減するものではない。

(d) 地域の管轄区域又はリサイクルサービスプロバイダーは、サブディビジョン (l) に記載される基準を満たさないセクション 42061 サブディビジョン (c) 及び (d) に従って公開されたリストに、リサイクル又は堆肥化のため、セクション 42051.1 の規定にあり、生産

者責任計画の廃品回収以外の方法で収集され、リサイクル又は堆肥化される材料を収集する必要はない。

(e) 地域の管轄区域は、リサイクル可能又は堆肥化可能な材料のリストを公開する前に、地域の管轄区域で対象材料の販売又は配送を禁止する、地域の管轄区域により可決された条例の対象となるセクション 42061 サブディビジョン (c) 及び (d) による材料カテゴリを収集する必要はない。

42061. 部門は、次の全てを行うものとする。

(a) (1) 2024 年 7 月 1 日までに、部門は対象材料のカテゴリのリストを作成し、インターネット Web サイトに掲載するものとする。部門は、カテゴリを決定するため、廃棄物特性評価研究又は材料特性評価研究で参照される材料の種類と形態を検討する場合がある。

(2) 部門は、カリフォルニアの埋立地で処分される対象材料のカテゴリの特性調査を実施し、インターネット Web サイトで公開するものとする。調査に含める適切な施設の部門の決定を含む、この段落に従った部門の活動は、政府法典タイトル 2 ディビジョン 3 パート 1 第 3.5 章 (セクション 11340 から始まる) から免除される。

(3) (A) (1) 項に従って実施された部門の最初の材料特性調査 (部門は 2025 年 7 月 1 日以前に完了する) について、部門は処分ベースの特性調査を実施して、カリフォルニアの埋立地で処分されることになる対象材料の凡その量を決定するものとする。

(B) 部門は、2024 年 1 月 1 日以前に、セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (2) のサブパラグラフ (A) 及び (B) の要件に関連する材料タイプのステータスに関する政府法典セクション 9795 に従って、州議会に報告するものとする。セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (1) サブパラグラフ (B) 条項 (ii) に従って情報を更新する場合、部門は、セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (2) のサブパラグラフ (A) 及び (B) の要件を満たす傾向にある、及び州全体のリサイクルプログラム又は回収システムなどの代替プログラムのいずれかによる州全体の収集及び選別率の測定可能な増加を示す材料を特定する場合がある。部門が決定する責任ある最終市場開発は、リサイクル可能な指定の消除により中断される。これらの材料の種類と形態は、州内でリサイクル可能と見なされ、材料の種類と形態が限り、セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (2) サブパラグラフ (A) 及び (B) に係らず、セクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (3) サブパラグラフ (A) から (D) を満たし、材料の種類と形式がセクション 42355.51 サブディビジョン (d) パラグラフ (6) に記載されている

るプログラムの一部であり、それに準拠するまで満たすとき、リサイクル可能としてラベル付けされる場合がある。

(4) 部門は、2028年、2030年、2032年、及びその後少なくとも4年ごとに、このサブディビジョンに従って必要とされる材料特性調査を更新するものとする。

(5) パラグラフ(2)及び(3)に係らず、部門は、材料のタイプ及び様式の適切な特性評価に関し、最新の定期的な材料特性評価研究の時点では入手できなかった追加情報を公開する場合がある。

(6) 州内の材料の種類と形態の代表的サンプルを調査する目的で、部門の要求から90暦日以内に、転送、処理、又はリサイクル施設は、指定された部門の代表者が、相互に合意した日時に、定期的にサンプリングを行うことを許可するものとする。転送、処理、又はリサイクル施設が過去24か月間にサンプリングされた場合、その施設を定期的にサンプリングする必要はない。

(7) このサブディビジョンに従って実施された各材料特性調査について、部門はそのインターネット Web サイトで調査の予備調査結果を公開し、公開会議を実施して予備調査結果を提示し、パブリックコメントを受け取るものとする。公開会議は、部門が予備調査結果を公表してから少なくとも30暦日後に開催されるものとする。パブリックコメントを受理し検討した後、パブリックミーティングから60暦日以内に、部門は調査結果を完成させ、インターネット Web サイトに公開するものとする。

(b) (1) 2026年1月1日までに、部門は、各対象材料のカテゴリについて、州で達成されている現在のリサイクル率を計算し、インターネット Web サイトに公開するものとする。これらのリサイクル率は、政府法典セクション11340.9サブディビジョン(g)の説明に適合していると思われ、行政法局の要請により、政府法典のセクション11343.8に従って提出できる。

(2) リサイクル率を決定する際、部門は、その修正を含め、以下のいずれかに従って収集されたデータを考慮する場合がある：

(A) 2015年制定法第746章。

(B) 第6章(セクション42370から始まる)。

(C) 制定法2016第395章。

(D) 第 5.5 章 (セクション 42300 から始まる)。

(E) デイビジョン 12.1 (セクション 14500 から始まる)。

(F) 第 5.7 章 (セクション 42355 から始まる)。

(G) 地域の管轄区域により自主的に提供されたデータ。

(H) 生産者から受け取ったデータと情報。

(I) 部門が受理したその他の関連データ及び情報。

(c) 2024 年 1 月 1 日までに、部門は、利用可能な収集および処理インフラストラクチャとリサイクル市場に基づいて、2024 年 1 月 1 日時点でリサイクル可能と見なされる対象材料のカテゴリのリストをインターネット Web サイトに公開するものとする。カリフォルニア規則法典タイトル 14 セクション 17989.2 の要件を満たしている場合、そのセクションは 2023 年 1 月 1 日に存在し、セクション 42355.51 であるため、リサイクル可能と見なされる。リストには、部門によって識別され、セクション 42355.51 のサブデイビジョン (d) パラグラフ (1) サブパラグラフ (B) 条項 (vi) に従ってリサイクル可能と見なされる対象材料のカテゴリが含まれる。

(d) 2024 年 1 月 1 日までに、部門は、2024 年 1 月 1 日時点で堆肥化可能と見なされる対象材料のカテゴリのリストを作成し、インターネット Web サイトに掲載するものとする。対象材料は、次のようにラベル付けする要件を満たしている場合、5.7 章 (セクション 42355 より始まる) に従って堆肥化可能と見なされる。

(e) 部門は、サブデイビジョン (c) 及び (d) に従って作成されたリストを更新し、サブデイビジョン (c) 又は (d) の全ての基準を満たすと見なされる対象材料のカテゴリを追加するプロセスを決定するものとする。サブデイビジョン (c) 又は (d) に従ってリサイクル可能又は堆肥化可能と見なされなくなった場合は、対象材料のカテゴリを削除する。プロセスの一環として、部門は少なくとも 2032 年 1 月 1 日まで毎年リストを更新するものとする。2032 年 1 月 1 日以降、部門は定期的に、しかし 2 年に 1 回以上、リストを評価し、リストがまだあるかどうかを判断するものとする。正確に、必要に応じて更新する。2032 年 1 月 1 日の時点でリサイクル可能又は堆肥化可能と見なされ、サブデイビジョン (c) 又は (d) に従ってリストされる対象材料のカテゴリは、部門が対象材料のカテゴリは、サブデ

イビジョン (c) 又は (d) の要件を満たしていないと見なすものとする。

(f) (1) 部門は、セクション 42060 サブディビジョン (c) に従って公開された料金を更新するプロセスを決定するものとする。部門は、リストを少なくとも 2 年ごとに更新し、定期的に、しかし 2 年に 1 回以上更新し、リサイクル率のリストを評価して、率が依然正確であるかどうかを判断するものとする。評価後、部門はリストを修正して、率を削除、追加、又変更する場合がある。部門は、リストの更新をインターネット Web サイトに掲載するものとする。

(2) 生産者は、部門のリストにあるリサイクル率を参照するか、別の方法で、特定の種類の対象材料が該当するリサイクル率を満たしているという証拠を部門に提出することにより、部門により承認されたメカニズムで、セクション 42050 サブディビジョン (c) の率に準拠していることを示すことができる。

(3) 率をリストに含めるか変更することを求める生産者、又は対象材料のカテゴリをリストに追加することを求める生産者は、リスト又はカテゴリを追加することの適切性により、部門がリストに含める率を決定する目的でデータを提出するよう要求される場合がある。

(4) このサブディビジョンに従ってリストの公開及び更新が行われると、政府法典タイトル 2 ディビジョン 3 パート 1 第 3.5 章 (セクション 11340 から始まる) が免除される。

42061.5. (a) 部門は、この章の要件及び以下の両方を満たす PRO を承認するものとする：

(1) PRO には、それらの事業体により上市された対象材料の多様性を代表する生産者で構成される運営委員会がある。運営委員会は、これらの重要な種類が組織によりカバーされている場合、重要な業界団体及び企業を代表する非投票メンバーを含むものとする。

(2) PRO は、資金の適切な管理を確保するため、不正防止措置及び監査スケジュールを含む、適切な財務責任及び財務管理が実施されていることを実証する。

(b) 2031 年 1 月 1 日以降、追加の PRO がこの章の要件を満たすのに有益であるとディレクターが判断した場合、部門は、この章の要件を満たし、次の全ての要件を満たす追加の PRO を承認することができる：

(1) 提案された PRO は、部門に提出し、新しい PRO を設立するための請願書をレビューする部門の費用を負担することに同意する。

(2) 提案された PRO は、この章の要件を共同で遵守するのに十分な数の特定の対象材料又は対象材料のカテゴリの生産者で構成されている。

(3) 特定の対象材料又は対象材料のカテゴリに対し提案された PRO は、提案された PRO 及びその参加者プロデューサーに適用されるこの章の全ての条項の費用をカバーすることに同意する。

(4) 特定の対象材料又は対象材料のカテゴリについて提案された PRO の対象となる生産者は、元の PRO の確立されたコスト配分に基づいて、部門によって決定された、セクション 42064 に基づく環境緩和資金に関連する比例配分された資金シェアをカバーすることに同意する。

(c) PRO が、サブディビジョン (a) に記載される要件を含め、この章の要件を満たさなくなったと部門が判断した場合、又は承認された PRO 計画を次の目的を達成する方法で実装及び管理しなかった場合、この章では、部門は PRO の承認を取り消すものとし、サブディビジョン (b) に係らず、サブディビジョン (a) に従って追加の PRO を承認できる。

42062. (a) 2026 暦年に開始し、その後 2 年ごとに、部門は諮問委員会と協議し、セクション 42050 サブディビジョン (c) で確立されたリサイクル率を調整する必要があるかどうか評価するため関連データを確認するものとする。部門は、その決定と理論的根拠を公開レビューに利用できるようにしなければならない。

(b) 部門が、サブディビジョン (a) に基づくレビューに従って、リサイクルインフラストラクチャの状態を含むがこれに限定されない、現在の予期せぬ異常な市況が、セクション 42050 のサブディビジョン (c) で確立されたリサイクル率の調整を保証すると判断した場合、部門は、次の両方の条件に従って、対象材料のカテゴリに高い又は低い率を課すことができる：

(1) 率は、その対象材料のカテゴリの州内の又は州への販売、流通、又は輸入のため製造されたプラスチック対象料の 10 パーセントを超えて調整されないものとする。

(2) 減額された料金は、2 年以内に有効になり、その時点で、料金はセクション 42050 サブディビジョン (c) で確立された適用料金に戻る。増額された料金については、部門は増加率を維持するか、又は増加率を部分的又は全体的にセクション 42050 のサブディビジョン (c) で確立された該当する率まで下げるかどうか、2 年ごとに決定できる。

(c) 部門は、各対象材料のカテゴリのリサイクル率が、セクション 42050 又はこのセクシ

ョンのサブディビジョン (c) に従って要求される率に準拠しているかどうかを判断し、インターネット Web サイトに掲載するものとする。

42063. (a) セクション 42051.2 及び 42051.3 に従い、部門は、この章に準拠するため PRO から提出された計画、修正計画、又は年次報告書を確認し、90 暦日以内に文書を承認、条件付きで承認、又は拒否するものとする。文書の受領を確認するか、追加の時間が必要かどうかを判断するため、タイムラインを PRO に通知する。

(b) (1) 部門が計画、修正計画、又は年次報告書を不承認にした場合、部門は計画、修正計画、又は年次報告書がどのように非準拠であるかを書面で説明し、PRO は 30 暦日以内に部門に追加情報、修正、又は修正を加えた計画、修正計画又は年次報告書を再提出するものとする。

(2) PRO により再提出された計画、修正計画、又は年次報告書が、依然このセクションの要件に準拠していないと部門が判断した場合、部門は文書に変更を指示し、PRO に 30 暦日以内に、計画、修正計画又は年次報告書を部門へ最提出するよう要求するものとする。

(3) PRO が計画、修正計画、又は年次報告書に変更を組み込んでいないと部門が判断した場合、部門は PRO がこの章に準拠していないと判断し、第 5 条 (セクション 42080 より始まる) による強制執行をとるものとする。

(4) PRO の更新された計画、修正計画、又は年次報告書が部門により拒否された場合、部門は以前に承認された計画の有効性を維持することを許可する場合がある。

(c) 承認された年次報告書及び承認された計画は、PRO により部門に報告された財務、生産、又は販売データがカリフォルニア公共記録法 (第 10 部 (政府法典タイトル 1 のセクション 7920.000 より始める)) を使用し、一般の検査に公開されないものとする。部門は、財務、生産、又は販売のデータを要約形式で公表するものとする。これにより、情報が、特定の生産者、小売業者、卸売業者、又はその他の組織に帰属することはない。

42064. (a) (1) このセクションにより課される追加料金は、歳入第 2 部の料金徴収手続き法 (パート 30 (セクション 55001 から始まる) 及び税法) に従って、カリフォルニア州税務局によって毎年徴収されるものとする。この章の目的上、料金徴収手続き法における「料金」への言及には、このセクションにより課される追加料金が含まれ、「料金支払者」への言及には、このセクションによって課される追加料金の支払いを要求される人が含まれるものとする。

(2) 手数料徴収手続法の控訴規定に係らず、人が追加料金を支払う必要があるという部門による決定、又はその追加料金の金額に関する部門による決定は、セクション 42064.01 に基づく審査の対象であり、カリフォルニア州税務局による再決定の申立ての対象ではない。

(3) 手数料徴収手続法の還付規定に係らず、カリフォルニア州税務局は、局による決定が追加料金の金額を不適切又は誤って計算したという主張に基づく還付請求を受け入れない、又はその決定が部門又は部門の決定を検討する裁判所により取り消されない限り、個人又は団体が追加料金の対象であると誤って決定したものとする。

(b) 年間追加料金は、カリフォルニア州税務局による査定日から 30 日以内に支払う必要があります。歳入税法第 2 部第 30 部第 3 章第 1.1 条（セクション 55050 から始まる）に係らず、追加料金は、カリフォルニア州税務局への電子送金によって送金されるものとする。

(c) 2027 年 3 月 1 日以前、及びその後毎年 3 月 1 日、部門は毎年、カリフォルニア州税務局に、このセクションに基づく追加料金の責任を負う各個人の適切な名前と住所を送信するものとする。査定される追加料金の金額と同時に、追加料金に関する質問に回答するため、請求書に印刷される部門の連絡先番号をカリフォルニア州税務局に提供するものとする。

(d) カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金は、これにより国庫に設立される。カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金は、このセクションに従って収集され、カリフォルニア州税務局に支払われる全ての追加料金、利子、罰金、及びその他の金額で構成され、カリフォルニア州税務局への払い戻し及び払い戻しの支払い、このセクションにより課される料金の管理及び徴収にかかる費用は差し引かれる。

(e) (1) PRO は、カリフォルニア州税務局の査定により、毎年 5 億ドル (5 億 \$) を支払うものとする。部門は、サブディビジョン (c) に従って、PRO の名前と住所、及び 5 億ドル (5 億 \$) の年間追加料金をカリフォルニア州税務局に送金するものとする。

(2) セクション 42051 サブディビジョン (a) に従って部門により承認された PRO は、2027 暦年から、毎年、(1) 項で指定された 5 億ドル (5 億 \$) をカリフォルニア州税務局、カリフォルニアプラスチック汚染緩和基金に預けられる料金管理に送金するものとする。

(3) (A) PRO は、PRO の参加者である生産者にプラスチック対象材料を販売するプラ

プラスチック樹脂メーカーから最大1億5000万ドル(1億5000万\$)を集めることができる。

(B) PROは、参加者に、対象材料に使用するプラスチックを販売しているプラスチック樹脂メーカーのリストを参加者に提供するよう参加者に要求する場合がある。

(C) PROがプラスチック樹脂メーカーから1億5000万ドル(1億5000万\$)の全部又は一部を徴収しない場合でも、PROは(2)項で指定された送金総額に対して責任を負う。

(f) (1) PROは、セクション42057の対象となるプラスチック対象材料を生産する参加者に、各生産者のプラスチックの市場シェアに基づいて、サブディビジョン(a)に従って資金を送金するため必要な金額の環境緩和追加料金を設定し、プラスチック部品の数と重量の両方を考慮し、対象材料に課すものとする。

(2) (1)項に従って課される追加料金は、2027暦年から毎年7月1日までに支払われるものとする。

(g) カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金の資金は、このセクション以外の法律により当事者に課せられた義務、又はニーズ評価で特定された費用をカバーするために費やされないものとする。

(h) (1) PROの承認された計画の参加者ではない生産者の場合、部門は、生産者が販売、販売のため供給、州内の又は州への配送、又は輸入するプラスチック対象材料の数と重量の両方に基づいて、生産者が支払う環境緩和追加料金の金額を決定するものとする。

(2) 2027年7月1日以降、毎年7月1日以降、PROに所属していない生産者は、部門が決定した追加料金を支払うものとする。部門は、サブディビジョン(c)に従って、生産者の名前、住所、及び追加料金の金額をカリフォルニア州税務局に送金するものとする。

(i) 2030暦年に、部門は、セクション42057サブディビジョン(h)に従って実施された評価に基づいて、このセクションに従って徴収される追加料金を増額するかどうかを決定するものとする。その評価でプラスチックの総数に変化が見つかった場合、州内のプラスチック対象材料のコンポーネント又は重量について、部門は、規制を通じ、PROがその変更按比例して徴収する追加料金の金額を調整するものとする。PROは、参加プロデューサーに課せられる追加料金を、部門により設定された追加料金の調整額に適合させるものとする。

(j) (1) 議会による充当に応じ、カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金の資金の 40% は、魚類野生生物局、野生生物保護委員会、州沿岸保護局、カリフォルニア沿岸委員会により支出されるものとする。海洋保護評議会、公園レクリエーション局、自然資源庁、カリフォルニア環境保護庁は、プラスチックが陸生、水生、海洋生物及び人の健康に及ぼす環境影響を監視及び軽減し、自然環境を保護する。

(2) (1) 項に従って割り当てられた資金の少なくとも 50% は、不利な立場にある、又は低所得のコミュニティ又は農村地域に住む居住者に利益を提供するものとする。

(3) (1) 項に従って割り当てられた資金は、部族、非政府組織、コミュニティベースの組織、土地信託、及び地方自治体への助成金を支援するため使用される場合がある。

(k) (1) 議会による充当時に、カリフォルニアプラスチック汚染軽減基金の資金の 60% は、戦略的成長評議会、カリフォルニア環境保護庁、天然資源庁、及び法務省により、プラスチックの歴史的及び現在の環境正義と公衆衛生への影響を監視及び軽減するように支出されるものとする。これには、不利な立場にある、又は低所得のコミュニティや農村地域に対するプラスチックの歴史的及び現在の影響を緩和することも含まれる。

(2) (1) 項に従って割り当てられた資金のうち、75% は、恵まれない地域又は低所得の地域に住む居住者に直接かつ主に利益を齎すものとする。

(3) (1) 項に従って割り当てられた資金は、地方の管轄区域、部族、非政府組織、及びコミュニティベースの組織への助成金を支援するため使用される場合がある。

(l) サブディビジョン (j) 及び (k) に従ってカリフォルニアプラスチック汚染軽減基金から割り当てられた資金は、サブディビジョン (j) 及び (k) に記載される活動を増加及び強化するため使用され、それらの目的のための他の資金とされる。従って、一般基金又は温室効果ガス削減基金について、魚類野生生物局、カリフォルニア沿岸保護局、カリフォルニア沿岸委員会、野生生物保護委員会、海洋保護評議会、公園レクリエーション局、戦略的成長評議会、法務省、カリフォルニア環境保護庁、及び天然資源庁は、2019 年予算法 (2019 年法令第 23 章) に規定されているレベルを下回ってはならない。

(m) このセクションに基づいて資金を受け取る各機関又は部門は、政府法典セクション 9795 に係らず、資金の使用方法、緩和目標に向けた進捗状況、及び関連する詳細について、州議会の関連する予算委員会に、緩和の目的で政府機関又は部門から資金提供を受ける可

能性のある第三者からの結果について年次報告書を提供するものとする。

(n) このセクションは、2037年1月1日までのみ有効であり、その日をもって廃止される。

42064.01. (a) セクション 42064 に従って課された追加料金がそのセクションにより支払われるべきであると決定された人は、決定の通知を受けて、サービス後 30 日以内にこの章がその人に適用されるかどうかの再決定を申請できる。30 日以内に再決定の申立てがない場合、30 日が経過した時点で確定した金額が確定する。

(b) このセクション又はセクション 42064 の適用の再決定の申請は書面で行われ、部門又はその被指名人に送付されるものとする。請願書は、請願書が作成された特定の理由を述べ、裏付けとなる文書を含むものとする。請願書は、部門が再決定の請願書に関し命令又は決定を発行する前のいつでも、追加の根拠を述べるか、追加の文書を提供するように修正される場合がある。

(c) 本条又はセクション 42064 の適用の再決定の申立てが 30 日以内に提出された場合、部門は追加料金が支払われるべきかどうかを再検討し、書面で決定するものとする。部門は、このセクション又はセクション 42064 が請願を提出した人に適用されないとの決定に基づいて、追加料金を撤廃することができる。

(d) 局は、カリフォルニア州税務局に通知と、再決定又は返金請求の各申請の結果を、提出日、報告期間、関連する手数料の額、及びカリフォルニア局に、還付者の徴収義務を実行するため税及び手数料管理の必要な詳細を含めて提供するものとする。

(e) サブディビジョン (a) に従って再決定の適時の請願が提出された場合、セクション 42064 に従って課された追加料金を徴収する全ての法的措置は、サブディビジョン (g) に従って部門が最終決定されるまで保留されるものとする。

(f) サブディビジョン (c) に基づく部門の決定の通知は、申立人とカリフォルニア州税務局に同じ日に配信されるものとする。

(g) 追加料金の再決定の申立てに関する部門の命令又は決定は、決定の通知の申立人のサービスの 30 日後に最終化されるものとする。

(h) このセクションに従って部門により支払われるべきであると決定されたセクション

42064 に従って課される追加料金は、それが最終的になるときに支払われるべきであり、支払われるべきときに支払われない場合、セクション 55086 に従って課されるペナルティ収入及び税法が適用されるものとする。

(i) このセクションで要求される書面による通知は、次のように提供されるものとする：

(1) 通知は封印された封筒に入れられ、郵便料金が支払われ、部門の記録に記載されるように、申立人の住所にある申立人に宛てられる。通知の発行は、米国郵政公社、又は米国郵政公社が定期的に維持又は提供する郵便受け、郵便局、変電所、メールシュート、又はその他の施設に通知を預け入れた時点で、何らかの理由で時間の延長は完了したと見なされるものとする。

(2) 郵送の代わりに、通知は、サービスを受ける人に配信することにより個人的に配信される場合があり、サービスは配信時に完了したと見なされるものとする。企業への個人的なサービスは、民事訴訟法で指定された人に、召喚状及び民事訴訟で苦情を申し立てて企業に提供する通知を送付することにより行うことができる。

(j) セクション 42064 に従って課される追加料金に関する係争は、このセクションのみに従って解決されるものとする。

(k) セクション 42064 に従って課された追加料金の全部又は一部の払い戻しを受ける資格があると部門が判断した場合、その人は第 5 章に従ってカリフォルニア州税務局に請求を行うものとする（収入及び税法ディビジョン 2 パート 30 セクション 55221）。

42065. (a) 部門は、セクション 42060 サブディビジョン (a) に基づく規制を採用する取り組みの説明、及び PRO が順調に進んでいるかどうかを含むがこれらに限定されない、それらの規制と PRO 計画に含まれる要件を満たすため、この章の実施における進捗状況を 2 年ごとに州議会に報告するものとする。政府法典のセクション 9795 に係らず、報告書は、各奇数年の 1 月 1 日までに州議会の関連する政策及び予算委員会に提出されるものとする。

(b) この章に基づいて確立された PRO 及び計画と同様の国家リサイクル PRO 及び生産者責任計画が実施される場合、部門は、国の PRO 及び生産者責任計画と、この章に基づいて確立された PRO 及び計画を検討、評価、及び比較するものとする。政府法典のセクション 9795 に係らず、部門は、この章に関連する推奨される変更を加えた報告書を州議会の関連する政策委員会及び予算委員会に提出するものとする。

42067. (a) 部門は、この章の要件を達成するため、対象材料のカテゴリごとに、対象材料

に必要な手順と投資を決定するように設計された 1 つ以上の州全体の初期ニーズ評価を準備するものとする。ニーズ評価又はそのコンポーネントは、5 年ごとに、又はこの章の要件が満たされていることを確認するため、必要に応じ更新されるものとする。特定の対象材料の初期ニーズ評価は、その対象材料を含む生産者責任計画の完了と承認の前に完了する必要がある。部門は、ニーズ評価を完了するため、独立した第三者の請負業者を選択する場合がある。部門又は第三者の請負業者は、ニーズ評価を作成する際、PRO 及び地域の管轄区域に相談するものとする。

(b) PRO は、ニーズ評価の開発及びニーズ評価の更新にかかる費用を部門に払い戻すものとする。

(c) 部門は、この章の対象となる 1 つ以上の対象資料に固有の複数のニーズ評価を作成するか、この章の対象となる全の対象材料を含む 1 つの包括的なニーズ評価を作成することができる。

(d) 部門は、PRO と協力して開発されるニーズ評価の開発を指導するものとする。これは、都市、郊外、及び農村コミュニティと様々な異なる人口密度と社会経済的視点、そしてニーズ評価の開発に参加することを選択する。

(e) ニーズ評価は、以下のすべてに準拠するものとする：

(1) PRO 予算と PRO 計画を通知するように設計されている。

(2) 対象材料及び対象材料のカテゴリに関し、次の全ての評価を含める：

(A) リサイクル、堆肥化、リユース、削減、及び回収に関連する州の目標の達成を支援するため、市場開発及び金銭的インセンティブに関連する既存の州法の規定及び資金ソース。

(B) 州内の現在のリサイクル、堆肥化、収集、運搬システム、及びシステムの強化に必要な拡張されたアクセスと追加のリサイクル又は堆肥化のオプション。

(C) 集合住宅のオンプレミスのリサイクルと堆肥化への既存のアクセス、及びそのアクセスを拡大する必要性。

(D) 州及び地域の処理能力とインフラストラクチャ、及び人工知能やロボット工学などの革新的で高度な技術がその能力を向上させる能力。

(E) 現在の市況と、州及び地域で実行可能な責任ある最終市場を創出する必要性。

(F) リサイクル、堆肥化、リユース、及び削減のための消費者教育のニーズ。

(G) リサイクル業者への支払い、市場インセンティブの支払い、又はこの章の要件を達成するため必要なその他の支払いを含む、この章の要件を達成するために必要な資金調達の必要性と行動。

(H) 収集、リサイクル、堆肥化、処理、及び実行可能な責任ある最終市場への輸送への十分なアクセスを提供するため必要な行動と投資。

(I) リサイクルされた対象材料の市場の利用可能性又は利用可能性の欠如、リサイクル又は堆肥化された材料の市場開発を奨励する必要性、及び対象材料がリサイクル又は堆肥化され、実行可能であることを保証するため必要な関連投資及び行動の評価セクション 42050 の要件を満たすのに十分な責任ある最終市場。

(J) 材料が再製造の品質要件を確実に満たすため、汚染を回避し、リサイクル及び堆肥化された材料を改善するため必要な汚染及び行動と投資に寄与する要因。

(K) 責任ある最終市場の利用可能性及び責任ある最終市場を特定及び拡大するメカニズム。評価には、リサイクルが行われる地域社会への環境及び公衆衛生への影響を回避及び最小化する対策の特定が含まれるものとする。

(3) 対象材料に関し、次の全ての評価を含める：

(A) 持続的な実行可能な責任ある最終市場を開発する可能性が低い対象材料のカテゴリから、実行可能な責任ある最終市場を有する、或いは持続的な実行可能な責任を開発する可能性が高い対象材料のカテゴリへの包装又は食品サービスウェアのシフトに関連するニーズエンドマーケット。

(B) リサイクル可能性と堆肥化可能性を改善するため対象材料の設計改善に必要な行動と投資。

(C) セクション 42057 で確立されたソース削減要件を実装するために必要な資金。これには、リユース及び補充インフラストラクチャを開発し、リユース可能なインフラストラクチャの使用を拡大及び販売するため、そのインフラストラクチャへの便利なアクセスを消費者に提供するために必要な投資、詰め替え可能な包装と食品サービスウェアが含まれ

る。

(D) リサイクルプロセス全体で対象物質の処分を特定、分類、追跡するため、人工知能を利用してデータ収集を改善する革新的で高度な技術を MRF 全体に統合する評価。

(E) 発生源削減要件を達成するのに効果的な行動と投資の評価。

(4) ニーズ評価は、セクション 40004 に記載されている意図に反する、又はセクション 40059 に従って締結された契約に違反する活動への投資を提案してはならず、特定された活動に資金を支払うメカニズムを含むものとする。

(5) ニーズ評価には、次の全てを達成する要素が含まれる場合があるが、これらに限定されない：

(A) 可能な限り、路上収集サービスへのアクセスの拡大又は改善。

(B) 廃品回収サービス又は路上収集サービスが実行不可能なその他メカニズムへのアクセスの拡大、又は必要に応じ、この章の要件を達成するため路上収集サービスを補完するため。

(C) 公共スペースでの収集サービスへのアクセスの拡大。

(D) 人工知能やロボット工学などの高度な技術を利用して、対象材料の識別と分類を改善するリサイクルセンター又は MRF 内で、革新的な強化された収集、堆肥化、リサイクルシステム及び革新的なリサイクルシステムの展開を提供又は実行可能性を促進する。

(E) 発生源削減要件達成に効果的な行動と投資の評価。

(F) 集合住宅のリサイクル又は堆肥化サービスへのオンプレミスアクセスの作成。

(G) 遠隔地又は農村地域から一元化された仕分け施設、ブローカー、又は実行可能な責任ある最終市場への資材の効率的な輸送に資金を提供、提出、又は促進する。

(H) 実行可能な責任ある最終市場を満たす望ましい材料の分離、処理、包装、リサイクル、堆肥化、再製造、及び輸送のコストをカバーするのに十分な品質インセンティブ支払い、助成金、及びその他メカニズムを開発することにより、既存の材料リサイクル又は堆肥化インフラストラクチャを強化する、又は堆肥化施設へのインバウンド夾雑物の割合を減

らす品質規格。

(I) リユース、補充、及び堆肥化インフラストラクチャへの投資を含むがこれらに限定されない発生源削減計画を実施するため必要なインフラストラクチャ又はその他メカニズム。

(J) 計画に基づく全ての対象材料のリサイクル率と堆肥化率を達成し、対象材料がリサイクル可能又は堆肥化可能であることを保証するため必要なインフラストラクチャ又はその他の活動。

(f) (1) 初期のニーズ評価、及び最新情報は、諮問委員会に提出されるものとする。

(2) このセクションに従った部門によるニーズ評価の開発は、政府法典タイトル 2 ディビジョン 3 パート 1 第 3.5 章（セクション 11340 から始まる）から免除される。

(g) 初期のニーズ評価及び更新は、部門が PRO、諮問委員会、及び一般の関心のあるメンバーに意見の機会を提供する少なくとも 1 回の公開会議を含む公開プロセスを通じて作成されるものとする。

#### 第 4 条 生産者責任諮問委員会

42070. (a) この章の実施において、部門は、この章と一致するサーキュラーエコノミーを作成するための障壁と解決策を特定し、この章の実施において部門、生産者、及び生産者責任組織に助言する目的で、生産者責任諮問委員会を設立するものとする諮問委員会は、次のカテゴリに規定されている 13 人の投票メンバーと 3 人の非投票メンバーで構成され、ディレクターによって任命されるものとする：

(1) 州全体の市協会により指名された 1 人の代表者。

(2) 州全体の地方郡協会により指名された 1 人の代表者。

(3) 環境保護団体の代表者 1 名。

(4) 海洋擁護団体の代表者 1 名。

(5) 環境司法機関の代表者 1 名。

(6) 不利な立場にある、又は低所得のコミュニティ又は農村地域からの 1 人の代表者。

(7) カリフォルニア州内にある材料回収施設の代表者 1 名。

(8) リサイクルサービスプロバイダーの代表者、又はリサイクルサービスプロバイダーの協会の代表者 1 名。

(9) カリフォルニア州で操業している堆肥化業界の代表者 1 名。

(10) 使用済みリサイクル材を利用した、様々な材料タイプの対象材料の 4 つのメーカーのそれぞれの代表者であり、そのうちの 1 つは第三者認定の堆肥化可能な対象材料を製造している。これらの理事会メンバーは、PRO の理事会メンバーであってはならない。

(11) 小売部門を代表する州全体の協会によって指名された代表者 1 名。この理事会メンバーは、投票権のないメンバーでなければならない。

(12) 食料品セクターを代表する州全体の協会により指名された代表者 1 名。この理事会メンバーは、投票権のないメンバーでなければならない。

(13) 生産者責任組織の代表者 1 名。この理事会メンバーは、投票権のないメンバーでなければならない。

(b) ディレクターは、2023 年 7 月 1 日以前にすべてのメンバーを諮問委員会に任命するものとする。ディレクターは、3 年の任期をずらしてメンバーを任命し、追加の任期でメンバーを再任することができる。諮問委員会は、最初の会議で、暦年の議長を務め、議長として再選される可能性のある議長を選出するものとする。

(c) 諮問委員会は、議長の招集又は投票メンバーの過半数の要請により、少なくとも年に 1 回会合するものとする。部門は諮問委員会に管理上のサポートを提供するものとする。

(d) 諮問委員会の会議は一般に公開され、Bagley-Keene 公開会議法（政府法典のタイトル 2 ディビジョン 3 パート 1 第 1 章第 9 条（セクション 11120 から始まる））の対象となる。

(e) (1) 諮問委員会は、PRO と部門、及び該当する場合、ニーズ評価を実施又は更新する第三者に、以下の全てに関する最初の推奨事項を提供するものとする：

(A) 諮問委員会の最初の会議から 1 年以内に、対象物質の回収率を高め、プラスチック

クの環境への漏出を減らすという目標を前進させるための主要な障壁と可能な解決策。これには、利用可能で実行可能な責任ある最終市場及び対象材料の市場開発に関連する主要な障壁と可能な解決策が含まれる。

(B) 対象材料のバージン材料の生産を減らし、対象材料の埋立てを減らすという目的を前進させるための主要な障壁と可能な解決策。

(C) リユース可能な包装と製品及び詰め替え可能なシステムに向けた主要な障壁と考えられる経路。

(D) この章の要件を満たすため対象材料に必要な主要な障壁及びその他の考慮事項。

(E) PRO が、この章の実装および計画の対象となる資料の管理に関連し、地域の管轄区域及び地域の管轄区域のリサイクルサービスプロバイダーが負担する費用をどのように負担するか。

(2) 部門は、この章の目的を前進させるためどの特定の行動が適切であるかを評価する際、(1) 項に基づいて提供される推奨事項を検討するものとする。

(f) 諮問委員会は、諮問委員会が適切とみなす場合、書面による勧告を通じて以下の行動のいずれかをとることができる：

(1) サーキュラーエコノミーを作成し、対象材料の汚染を減らすというこの章の目標をサポートする技術的な問題について、部門、生産者、又は PRO に助言する。

(2) この章で要求される規則の採用について部門に助言する。

(3) 諮問委員会又は部門により決定された、この章の実施におけるその他の関連事項について、部門、プロデューサー、又は PRO に助言する。

(g) セクション 42067 に従い、諮問委員会は、評価の受領から 90 暦日以内に提出されたニーズ評価又は改訂されたニーズ評価をレビューするものとする。

(h) セクション 42051.2 サブディビジョン (a) に従って提出された計画の受理から 60 暦日以内に、諮問委員会は計画を検討し、計画の修正案を含む可能性のある書面によるコメントを提出するものとする。

(i) 諮問委員会は、諮問委員会の投票メンバーの過半数が勧告を承認した場合のみ、書面による勧告を部門に提出するものとする。勧告を承認しない 1 人又は複数の諮問委員会メンバーは、少数派の意見を反映した別の書面による勧告を部門に提出できる。

(j) 影響を受ける事業者が、この章の要件を満たすために取られた特定の行動が、固形廃棄物収集プログラム、固形廃棄物リサイクル施設、又は地域の固形廃棄物処理要件に従ってサービスを提供する堆肥化施設の持続的な運用又は商業的実行可能性を混乱させるか、さもなければ悪影響を及ぼしていると主張する場合、影響を受ける事業者は、この主張を裏付ける懸念と証拠を諮問委員会に持ち込み、議論を求め、情報の予備評価を実施するよう諮問委員会に依頼できる。評価により、特定の行動が既存の業務を混乱させるか、さもなければ悪影響を及ぼしていることが示された場合、諮問委員会は、更なる分析のためこの懸念を部門に提出するものとする。部門は、諮問委員会から提供された情報を分析し、解決のための推奨事項を提供する場合がある。

## 第 5 条 施行

42080. (a) PRO が計画の要件を実装及び満たすことができないことを含むがこれらに限定されない、この章の要件に従わない場合、PRO、生産者、卸売業者、又は小売業者は、この条項に記載されている違反とされ、又は承認された計画を取り消される。部門は、生産者と PRO の業務、施設、記録を検査し、生産者と PRO の監査を実施して、事業者がこの章の要件に準拠しているかどうかを判断するなど、調査を実施する場合がある。

(b) 部門は、セクション 42054 に従って PRO が提供する監査に含まれる情報、又はセクション 42052 サブディビジョン (d) に従って PRO が維持する記録は、この章の要件の違反を立証するのに十分と見なすことができる

(c) 部門は、PRO、生産者、小売業者、又は卸売業者に、この章に準拠しない行為又は慣行、及び部門の監査で特定された不一致について通知するものとする。

(d) ディレクターが PRO、プロデューサー、小売業者、又は卸売業者の監査の完了を承認してから 15 暦日以内に、部門は監査対象の組織に監査が部門のインターネット Web サイトに掲載されることを通知するものとする。部門は、その通知を提供してから 45 暦日以内に、完了した監査を部門のインターネット Web サイトに掲載するものとする。

(e) 部門は、民法セクション 3426.1 サブディビジョン (d) に従って明確に識別され、貿易秘密を構成する情報が含まれている場合、又はカリフォルニア公共記録法（政府法典タイ

トル1 デイビジョン 10 (セクション 7920.000 から始まる)) に基づく開示が免除されている場合にのみ、監査を秘密裡に保持するものとする。監査が完了し、監査が部門のインターネット Web サイトに掲載されるという通知を部門から受理してから 15 暦日以内に、部門によって監査される PRO、生産者、小売業者、又は卸売業者は、営業秘密を構成または含め、監査の各部分を具体的に特定するものとする。セクション 40062 に従って公布された規則にこれとは反対の規定があるにも係らず、営業秘密として識別されない情報及び営業秘密として不適切に識別された情報は、別の法律の規定によって開示が免除されていない限り、カリフォルニア公共記録法 (政府法典タイトル 1 第 10 部 (セクション 7920.000 から始まる)) に従って開示の対象となるものとする。

42081. (a) (1) 部門は、この章に準拠していない事業体又は事業体がセクション 42061 サブデイビジョン (a) パラグラフ (5) の基準を満たさない限り、部門がこの章を実施するために採用する規則に違反を通知する。その場合、民事罰は 1 日あたり 25,000 ドル(\$ 25,000) を超えてはならない。

(2) 生産者又は PRO によるセクション 42050 の違反は、ブランド名、包装又は製品ライン、包装又は製品の形態、対象材料のカテゴリ、及び部門が準拠していないと見なす包装又は製品のサイズに基づいて判断されるものとする。

(3) PRO 又は生産者に対する罰則は、違反の通知から 30 暦日後まで、違反に発生し始めないものとする。

(4) 部門は、このセクションに従って収集された全ての罰則を、国庫に作成されたサーキュラーエコノミーペナルティアカウントに預けるものとする。サーキュラーエコノミーペナルティアカウントの金は、この章を更に進める目的で州議会が充当したときに利用できるものとする。

(b) (1) 罰則を評価するかどうかを決定する前に、部門は、生産者又は PRO がこの章に準拠する方法と時期を詳述した是正措置計画を作成し、部門に提出することを許可する場合がある。是正措置計画には、セクション 42050 サブデイビジョン (c) に従って要求されるリサイクル率を満たす対象材料のカテゴリに生産をシフトするなどの措置、部門によって設定された基準、又は材料のリサイクル率を高める対象材料の回収システム又は預金システムの確立が含まれる場合がある。部門は、生産者が是正措置計画に準拠している場合、罰則を評価してはならず、是正措置計画の対象材料についてセクション 42082 に従って生産者が非準拠としてリストされてはならない。生産者又は PRO は、他の生産者又は PRO と協力し、是正措置計画又は是正措置計画の要素を遵守するため、部門からの承認を要求で

きる。

(2) (A) 是正措置計画の期間は 24 か月を超えてはならない。部門が是正措置計画を遵守するための手順とスケジュールを定め、生産者または PRO が遵守するため相当な努力し合理的に防止された場合、部門は酌量すべき事情のために、是正措置計画を更に 12 か月まで延長することができる。

(B) この段落の目的において、「実質的な努力」を行うことは、是正措置計画を遵守するため実行可能な全ての措置を講じることを意味する。生産者又は PRO が是正措置計画を遵守するため合理的な措置を講じていない状況では、実質的な努力はなされていない。これには、遵守に必要なスタッフのリソースと資金の提供が含まれるが、これらに限定されない。

(3) 罰則を課し、是正措置計画を検討する本条に基づく部門の権限は、セクション 42051.2 に従って PRO 計画の承認を取り消す部門の権限に影響を与えず、部門は罰則を課し、又は承認された計画を取り消さずに生産者、PRO に対する是正措置計画を検討することができる。

(c) 部門は、罰金額を決定し、このセクションに基づいて罰則を評価するかどうかを決定する際、少なくとも次の全てを考慮するものとする：

(1) 違反の性質、状況、範囲、重大性、又は違反を引き起こす条件、及び公衆の健康と安全と環境の保護に主に重点を置いた、特定の状況で適切な様々な救済と罰則。

(2) 違反又は違反の原因となった条件が適時に修正されたかどうか、又は違反又は違反の原因となった条件を修正するため合理的な進展が見られたかどうか。

(3) 違反又は違反を引き起こす条件が、この章により又はこの章に従って採用された規則への違反のパターンを示しているかどうか。違反が最初の違反であり、違反の性質と重大性が大きいと見なされない場合、部門は 1 日当たり 25,000 ドル (\$ 25,000) を超えない罰則評価を検討するものとする。

(4) 違反または違反を引き起こす条件が意図的なものであったかどうか。

(5) 部門による調査又は監査の開始前に、違反又は違反を引き起こした条件が自主的かつ迅速に部門に報告されたかどうか。

(6) 違反又は違反を引き起こした条件が、生産者又は PRO の合理的制御を超えた状況

によるものであるか、又は市場の状況の予期しない変化を含むがこれに限定されない状況下で不可避であったかどうか。これには、廃品回収が利用できないか、対象材料の収集と処理に適さず、PRO 又は生産者が対象材料を収集又は処理するための他の手段に適切に投資又は開発できなかった状況は含まれない。

(7) 生産者又は PRO の規模と経済状況。

(8) 環境、人の健康、及び違反から合理的に予想される不利な立場にある又は低所得のコミュニティ又は農村地域への影響の大きさ。

42082. (a) 部門は、インターネット Web サイトに、この章に準拠していない、該当する場合、材料形式別、生産者別を含む、対象材料のカテゴリのリストを掲載するものとする。部門は、少なくとも 6 か月に 1 回リストを更新するものとする。

(b) 部門は、要求に応じ、この章に準拠している、該当する場合、生産者ごとに、対象材料のカテゴリのリストを提供できる。

42083. 生産者は、生産者が持っていることを部門に証明する場合、州内の対象材料のカテゴリの生産者の市場シェアに等しい金額の適用レートを達成した、セクション 42050 サブディビジョン (c) に従って確立されたリサイクル率を満たさない対象材料のカテゴリの対象材料を販売、販売への供給、配送、又は輸入することを申し出ることができる。

42084. (a) 部門は、生産者責任組織又は生産者がセクション 42050 又は 42057 に従って設定された目標を達成していないと判断した場合、公的プロセスを通じて、次の両方を行う規則を採用するものとする：

(1) セクション 42050 サブディビジョン (c) 又はセクション 42057 サブディビジョン (i) に従って確立されたリサイクル率を達成するため、PRO 又は生産者に要件を課す。

(2) セクション 42057 の要件を満たすため、重量と品目数の両方で削減を調達するよう生産者に要件を課す。

(b) 規則は、該当する場合、目標の日付の後、又は承認された是正措置計画の終了時に、PRO 又は生産者に適用されるものとする。

SEC.3. この法律のセクション 1 によって作成された公的資源法典セクション 41821.5 へのサブディビジョン (j) の追加は、既存の法律の変更を構成するものではないが、宣言的

である。サブディビジョン (j) を追加することは、廃棄されるか固形廃棄物を構成するかに係わりなく、セクション 41821.5 に記載され報告義務が材料に適用されることを明確にすることにある。

SEC.4. 州議会は、公的資源法第 30 部第 3 部に第 3 章 (第 42040 条から始まる) を追加するこの法律の第 2 条が、一般市民の会議へのアクセス権に制限を課していることを見出し、カリフォルニア州憲法第 1 条第 3 項の意味における団体又は公務員及び機関の文書を宣言する。その憲法の規定に従い、州議会は、この制限によって保護される利益とその利益を保護する必要性を実証するため、次の調査結果を出す。

使い捨て包装及び使い捨て食品サービスウェアの効果的な固形廃棄物管理及び実行可能な市場を確保するため、生産者、小売業者、卸売業者、及び固形廃棄物企業の専有情報を秘密に保つことにより、この法律のセクション 2 に基づいてこれらの事業者により報告された財務、生産、及び販売データを保護する必要がある。

SEC.5. カリフォルニア州憲法第 XIII B 条第 6 項に従い、地方機関又は学区が負担する可能性のある特定の費用について、この法律は新たな犯罪又は違反を生み出すため、この法律による払い戻しは必要ない。政府法典セクション 17556 の意味の範囲内で、カリフォルニア州憲法の第 XIII B 条のセクション 6 の意味する範囲内で、犯罪又は違反を排除するか、犯罪又は違反に対する罰則を変更するか、犯罪の定義を変更する。

ただし、州の義務委員会が、この法律に州が義務付けたその他の費用が含まれていると判断した場合、これらの費用の地方機関及び学区への払い戻しは、政府法典タイトル 2 ディビジョン 4 パート 7 (セクション 17500 から始まる) に従って行われるものとする。

カリフォルニア州 WTO 通報「G/TBT/N/USA/2081 SB 1013 新しい飲料容器の追加 非公式ルール作成 - ルール草案及びワークショップ」2024 年 1 月 4 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/USA2081.pdf&Open=True>

内容の説明: 規則案 - カリフォルニア州資源リサイクル回収局(CalRecycle)は、2023 年 12 月 18 日に非公式の公開ワークショップを開催し、規制文言の草案について、一般の人々、規制対象コミュニティ、その他の関係者からのフィードバックを求め、具体的な内容を実現した。公開ワークショップで、CalRecycle は、2024 年 1 月 1 日発効するカリフォルニア償還価値 (CRV) プログラムに新しい飲料と新しい容器を追加するため、SB 1013 法を施行する規則案を提示する。公開ワークショップでは次のトピックが取り上げられる：

- ワイン、蒸留酒、クーラー用の新しい容器タイプの追加
- 新しい容器タイプ及び 25 セント CRV のキャンセルを追加
- 新しい容器タイプのラベル及び機械読み取り可能なラベル
- 使用済みリサイクルプラスチックの要件及び新しい容器タイプの報告
- 新しい容器タイプに対する加工業者及びリサイクルセンターの運営要件
- SB 1013 に基づく製造業者及び販売業者の要件

告示の Web サイトでは、SB 1013 新しい飲料容器の追加、非公式ルール作成ワークショップのプレゼンテーション スライドをダウンロードできる：

<https://www2.calrecycle.ca.gov/PublicNotices/Details/5299>

「G/TBT/N/USA/2088 SB 54 プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法規則」2024 年 1 月 15 日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/USA2088.pdf&Open=True>

## 6. 内容の説明:

規則案 - CalRecycle は、SB54(Allen、2022 年法第 75 章)の実施に向けた規制文書草案を発表し、質疑応答セッションを主催する。このセッション中、CalRecycle は SB 54 の概要、今後の規則策定プロセス、規制文書草案を提示し、一般からの明確な質問に答えるよう努める。詳細な議題を含む詳細は、listserv を通じて発表される予定である。

CalRecycle は、今後 45 日間のコメント期間に向けてコメントを検討し、準備するための十分な時間を一般に提供することを目的としている。コメント期間は、CalRecycle が正式な規則作成プロセスを開始する数か月以内に開始される。詳細については、プラスチック汚染防

止及び包装生産者責任法 SB 54 を参照されたい。

<https://calrecycle.ca.gov/packaging/packaging-epr/>.

セッションの日時。対面又は Zoom で開催される。スペイン語の翻訳も可能である。

日付：2024 年 2 月 1 日(変更される可能性がある)

時間：午前 10 時から午後 2 時まで (太平洋時間)

対面の場所: Byron Sher Auditorium (1001 I Street, 2nd Floor, Sacramento, CA 95812)

「プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法規則 提案される法制テキスト案」

<https://www2.calrecycle.ca.gov/Docs/Web/126588>

「対象材料カテゴリ(CMC)リスト第 1 版 2023 年 12 月公開」

<https://www2.calrecycle.ca.gov/Docs/Web/126582>

公共資源法(PRC)セクション 42061(a)(1) は、CalRecycle に対し、SB 54 (Allen、第 75 章、2022 年法) の対象材料カテゴリリスト (「対象材料カテゴリ」と呼ばれる) を 2024 年 7 月 1 日までに作成し、掲載することを義務付けている。

PRC セクション 42061(c)及び 42061(d)は又、CalRecycle に対し、リサイクル可能及び堆肥化可能と見なされる対象材料カテゴリを 2024 年 1 月 1 日までに公表することを求めている。

以下の表は、第 5.7 章 (セクション 42355 以降) に基づく対象材料カテゴリ、及びそのリサイクル可能性及び堆肥化可能性の評価を示している。

各対象材料カテゴリは、材料タイプと対象材料を説明する形式の組合せを特定する。カテゴリは、対象材料それぞれの取外し可能なコンポーネントに個別に適用されることを目的としている。

表の 1 列目から 4 列目までは、各カテゴリの対象材料を説明している。

- 表の最初の列には、各対象材料カテゴリの識別コードがリストされる。
  - 各コードは、対象材料カテゴリの材料クラスを示す 1 つ又は 2 つの文字で始まる。
    - GC = ガラスとセラミック
    - M = 金属
    - PF = 紙と繊維

- P = プラスチック
  - WO = 木材及びその他の有機物
  - 「N」で終わる識別コードは、そのカテゴリがプラスチック部品を含まない材料であることを示す。
  - 「P」で終わる識別コードは、そのカテゴリがプラスチック部品を含む材料用であることを示す。
- 2列目は、材料のクラスを説明する。
  - 3列目は、材料のタイプを説明する。
  - 4列目は、対象材料にプラスチック部品が含まれるかどうかを含め、その対象材料カテゴリに含まれる対象材料の形式を説明する。
  - 5列目は、リサイクル性の評価を示す。CalRecycle は、製品固有の基準に基づいてリサイクル可能性を判断することはできない。CalRecycle は、各 CMC が PRC セクション 42355.51(d)(2)に従って潜在的にリサイクル可能と見なされるかどうかを評価することしかできない。この評価では、材料のカテゴリではなく特定の製品にのみ適用される PRC セクション 42355.51(d)(3)から(d)(6)は考慮されていない。この表に記載される情報は、PRC セクション 42355.51 に基づくリサイクルラベルの適格性又は合法性を判断するものではない。CalRecycle には、SB 343 に基づいてそうした決定を行う権限はない。
  - 6列目は、堆肥化可能性の評価を示す。42061 (d)に従い、対象材料は、第 5.7 章(セクション 42355 以降)に従って堆肥化可能と表示される要件を満たしている場合、堆肥化可能と見なされる。

規則の策定に関する最新情報を含む、SB 54 の詳細については、SB 54 の Web ページにアクセスし、SB 54 listserv にサインアップされたい。これにより、SB 54 の進捗に関する新しい情報が常に最新の状態に保たれる。

表 1 対象物質カテゴリリスト (2024 年 1 月 1 日現在)

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
GC1N	Glass and Ceramic	Glass	Bottles and Jars w/o plastic component	Y	N
GC1P	Glass and Ceramic	Glass	Bottle and Jars w/ plastic component	Y	N
GC2N	Glass and Ceramic	Glass	Other Forms w/o plastic component	N	N
GC2P	Glass and Ceramic	Glass	Other Forms w/ plastic component	N	N
GC3N	Glass and Ceramic	Glass	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	Y	N
GC3P	Glass and Ceramic	Glass	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	Y	N
GC4N	Glass and Ceramic	Ceramic	All Forms w/o plastic component	N	N
GC4P	Glass and Ceramic	Ceramic	All Forms w/ plastic component	N	N
GC5N	Glass and Ceramic	Ceramic	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	N	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
GC5P	Glass and Ceramic	Ceramic	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	N	N
M1N	Metal	Aluminum	Non-aerosol container w/o plastic component	Y	N
M1P	Metal	Aluminum	Non-aerosol container w/ plastic component	Y	N
M2N	Metal	Aluminum	Foil sheets w/o a plastic component	Y	N
M2P	Metal	Aluminum	Foil sheets w/ a plastic component	Y	N
M3N	Metal	Aluminum	Foil Molded Containers w/o plastic component	Y	N
M3P	Metal	Aluminum	Foil Molded Containers w/ plastic component	Y	N
M4P	Metal	Aluminum	Aerosol can w/ plastic component	Y	N
M5N	Metal	Aluminum	Other Forms w/o plastic component	N	N
M5P	Metal	Aluminum	Other Forms w/ plastic component	N	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
M6N	Metal	Tin/Steel/Bi metal	Non-aerosol container w/o plastic component	N	N
M6P	Metal	Tin/Steel/Bi metal	Non-aerosol container w/ plastic component	N	N
M7P	Metal	Tin/Steel/Bi metal	Aerosol can w/ plastic component	N	N
M8N	Metal	Tin/Steel/Bi metal	Other Forms w/o plastic component	N	N
M8P	Metal	Tin/Steel/Bi metal	Other Forms w/ plastic component	N	N
M9N	Metal	Other Nonferrous	All Forms w/o plastic component	N	N
M9P	Metal	Other Nonferrous	All Forms w/ plastic component	N	N
M10N	Metal	Other Ferrous	All Forms w/o plastic component	N	N
M10P	Metal	Other Ferrous	All Forms w/ plastic component	N	N
M11N	Metal	Metal	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	Y	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
M11P	Metal	Metal	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	Y	N
PF1N	Paper and Fiber	Kraft Paper	All Forms w/o plastic component	Y	Y <sup>5,6</sup>
PF1P	Paper and Fiber	Kraft Paper	All Forms w/ plastic component	Y	N
PF2P	Paper and Fiber	Molded Fiber	All Forms of Food Service Ware w/ plastic component	N	N
PF3N	Paper and Fiber	Molded Fiber	All Forms of Packaging w/o plastic component	Y	N
PF3P	Paper and Fiber	Molded Fiber	All Forms of Packaging w/ plastic component	N	N
PF4P	Paper and Fiber	Multi-Material Laminate	Aseptic Containers	N	N
PF5P	Paper and Fiber	Multi-Material Laminate	Gable-top Cartons	N	N
PF6P	Paper and Fiber	Multi-Material Laminate	Poly-coated food service ware	N	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
PF7P	Paper and Fiber	Multi-Material Laminate	Other Forms w/ plastic component	N	N
PF8N	Paper and Fiber	OCC	Waxed Cardboard w/o plastic component	N	N
PF8P	Paper and Fiber	OCC	Waxed Cardboard w/ plastic component	N	N
PF9N	Paper and Fiber	OCC	Cardboard w/o plastic component	Y	N
PF9P	Paper and Fiber	OCC	Cardboard w/ plastic component	Y	N
PF10N	Paper and Fiber	Paperboard	All Forms w/o plastic component	Y	N
PF10P	Paper and Fiber	Paperboard	All Forms w/ plastic component	Y	N
PF11N	Paper and Fiber	White Paper	All Forms w/o plastic component	Y	Y <sup>5,6</sup>
PF11P	Paper and Fiber	White Paper	All Forms w/ plastic component	Y	N
PF12N	Paper and Fiber	Other/Mixed Paper	All Forms w/o plastic component	Y	Y <sup>5,6</sup>

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
PF12P	Paper and Fiber	Other/Mixed Paper	All Forms w/ plastic component	Y	N
PF13N	Paper and Fiber	Paper and Fiber	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	Y	Y <sup>5,6</sup>
PF13P	Paper and Fiber	Paper and Fiber	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	Y	N
P1P	Plastic	PET (#1)	Bottles, Jugs, and Jars (Clear/Natural)	Y	N
P2P	Plastic	PET (#1)	Bottles, Jugs, and Jars (Pigmented/Color)	Y	N
P3P	Plastic	PET (#1)	Thermoformed Containers, Cups, Lids, Plates, Trays, Tubs	Y	N
P4P	Plastic	PET (#1)	Other Rigid Items (including containers)	Y	N
P5P	Plastic	PET (#1)	Flexible and Film Items	N	N
P6P	Plastic	HDPE (#2)	Bottles, Jugs and Jars (Clear/Natural)	Y	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
P7P	Plastic	HDPE (#2)	Bottles, Jugs and Jars (Pigmented/Color)	Y	N
P8P	Plastic	HDPE (#2)	Pails & Buckets	Y	N
P9P	Plastic	HDPE (#2)	Other Rigid Items (including containers)	Y	N
P10P	Plastic	HDPE (#2)	Flexible and Film Items	N	N
P11P	Plastic	PVC (#3)	Rigid Items	N	N
P12P	Plastic	PVC (#3)	Flexible and Film Items	N	N
P13P	Plastic	LDPE (#4)	Bottles, Jugs and Jars	N	N
P14P	Plastic	LDPE (#4)	Other Rigid Items	N	N
P15P	Plastic	LDPE (#4)	Clear Non-Bag Film	N	N
P16P	Plastic	LDPE (#4)	Other Flexible and Film Items	N	N
P17P	Plastic	PP (#5)	Bottles, Jugs and Jars	Y	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
P18P	Plastic	PP (#5)	Thermoformed Containers, Cups, Lids, Plates, Trays, Tubs	Y	N
P19P	Plastic	PP (#5)	Utensils	N	N
P20P	Plastic	PP (#5)	Other Rigid Items	Y	N
P21P	Plastic	PP (#5)	Clear Non-Bag Film	N	N
P22P	Plastic	PP (#5)	Other Flexible and Film Items	N	N
P23P	Plastic	PS (#6)	Expanded/Foamed Hinged Containers, Plates, Cups, Tubs, Trays, and Other Foamed Containers	N	N
P24P	Plastic	PS (#6)	Expanded/Foamed Cushioning and Void Fill	N	N
P25P	Plastic	PS (#6)	Other Expanded/Foamed Forms	N	N
P26P	Plastic	PS (#6)	Solid Hinged Containers, Plates, Cups, Tubs, Trays, and Other Solid Containers	N	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
P27P	Plastic	PS (#6)	Utensils	N	N
P28P	Plastic	PS (#6)	Other Solid Forms	N	N
P29P	Plastic	PS (#6)	Flexible and Film Items	N	N
P30P	Plastic	Plastics and Polymers Designed for Potential Compostability	Rigid Items	N	N
P31P	Plastic	Plastics and Polymers Designed for Potential Compostability	Flexible and Film Items	N	N
P32P	Plastic	Multi-Material Laminate	Mailing Pouches & Shipping Envelopes	N	N
P33P	Plastic	Multi-Material Laminate	Other Forms	N	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
P34P	Plastic	Other/Mixed Plastics	Textiles	N	N
P35P	Plastic	Other/Mixed Plastics	Rigid Items	N	N
P36P	Plastic	Other/Mixed Plastics	Flexible and Film Items	N	N
P37P	Plastic	Plastic	Small – No side greater than 2"	N	N
WO1N	Wood and Other Organic Materials	Wood	All Untreated Forms w/o plastic component	N	Y <sup>5,7</sup>
WO1P	Wood and Other Organic Materials	Wood	All Untreated Forms w/ plastic component	N	N
WO2N	Wood and Other Organic Materials	Wood	All Treated or Painted Forms w/o plastic component	N	N
WO2P	Wood and Other Organic Materials	Wood	All Treated or Painted Forms w/ plastic component	N	N
WO3N	Wood and Other Organic Materials	Other/Mixed Organic	Textiles w/o plastic component	N	N
WO3P	Wood and Other Organic Materials	Other/Mixed Organic	Textiles w/ plastic component	N	N

Category ID	Material Class <sup>1</sup>	Material Type <sup>1</sup>	Form <sup>2,3</sup>	Potentially Recyclable <sup>4</sup>	Potentially Compostable <sup>4</sup>
				Y = Yes N = No	Y = Yes N = No
WO4N	Wood and Other Organic Materials	Other/Mixed Organic	Other Forms w/o plastic component	N	N
WO4P	Wood and Other Organic Materials	Other/Mixed Organic	Other Forms w/ plastic component	N	N
WO5N	Wood and Other Organic Materials	Wood and Other Organic Materials	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	N	Y <sup>5,7</sup>
WO5P	Wood and Other Organic Materials	Wood and Other Organic Materials	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	N	N

脚注：

1 複数の材料で構成されるアイテムの場合、「材料クラス」及び「材料タイプ」は、アイテムの重量の最大の割合を構成する材料を指す。

2 小 – 2 インチを超える辺がないとは、長さ、幅、又は高さが 2 インチを超えない辺があることを意味する。伸縮性のあるアイテムの場合、平置きしリラックスした状態で計測している。

3 「プラスチック部品付き」と表示される形式は、プラスチックを含むが、プラスチックがアイテムの重量の最大の割合を占める材料ではないアイテムを指す。

4 このリストへの掲載は、リサイクル可能性と堆肥化可能性のカテゴリベースの評価を反映しており、製品固有のリサイクル可能性又は堆肥化可能性の決定を構成するものではない。

5 堆肥化可能とラベル付けされる格付けを得るには、特定の材料が、米国農務省の国家有機プログラム規則に基づいて許容される農業有機資材であるという要件を含む、PRC § 42357 の適用要件を満たさなければならない。許容される農業有機資材に対する国家有機プログラムの制限は連邦法の問題であり、変更される可能性があることに注意されたい。最新情報については、国家有機プログラムにアクセスされたい。

6 国家有機プログラムの下で許容される農業資材となるためには、このカテゴリの材料は新聞紙、未使用紙、又は再生紙でなければならず、光沢のあるコーティングや着色されたインクがあってはならない。国家有機プログラムの詳細については、脚注 5 を参照されたい。

。

7 国家有機プログラムの下で許容される農業資材となるには、材料は、合成物質が一切添加されていない未処理の木材（又はその他の有機材料）でなければならない。国家有機プログラムの詳細については、脚注 5 を参照されたい。

。

略語と頭字語のリスト

- CalRecycle: カリフォルニア州資源リサイクル回収局
- CMC: 対象となる材料カテゴリ
- HDPE: 高密度ポリエチレン
- LDPE: 低密度ポリエチレン
- OCC: 古い板紙
- PET: ポリエチレンテレフタレート
- PP: ポリプロピレン
- PRC: 公共資源法（カリフォルニア州法）
- PS: ポリスチレン
- PVC: ポリ塩化ビニル

「対象材料カテゴリ（CMC）補足資料」2023年12月

<https://www2.calrecycle.ca.gov/Docs/Web/126585>

資源循環・回収局 EPR 課、知識統合課

免責事項

このコミュニケーションは、最終的な法的カウンセリング、結論、又はアドバイスを意図したのではなく、いかなる形でもそのようなものではない。代わりに、このコミュニケーション及び分析、ガイダンス、又はその他の情報の内容は、このコミュニケーションの時点で、著者及び/又は CalRecycle に説明され、理解されている現在の既存の既知の事実および法的権限に基づいて提示された質問に客観的に対処することを目的としている。このコミュニケーションの時点で未開示又は不明である関連事実、又は法的当局が、ここに記載されている分析、ガイダンス、又はその他の情報に影響を与えたり、変更したりする可能性があることに注意されたい。更に、ここに記載されている分析、ガイダンス、又はその他の情報は、このコミュニケーションの時点以降、実際又は理解されている変更された事実又は法的権限に基づいて、変更及び/又は修正される可能性があることに注意されたい。ここに記載される分析、ガイダンス、その他の情報は、CalRecycle が利用できる権利や救済策を放棄するものとして解釈されるべきではない。このコミュニケーションの受信者は、現在の事実と状

況に基づいて適用される州法を遵守するため、弁護士の支援を求めることが推奨される。

#### この文書の概要と目的

パブリック リソース コード 42061(a)(1)では、CalRecycle が対象となる材料カテゴリのリストを作成し掲載することが求められる。SB 54 (Allen、第 75 章、2022 年法) に概説されている要件を参照されたい。

この文書は 2 つの部分で構成されている：

- パート I には関連する背景情報が含まれる。
- パート II には、CMC の最新リストと、2023 年 9 月 27 日公開ワークショップで示されたリスト草案に加えられた変更が含まれる。

#### パート I. 背景

CalRecycle は、2023 年 6 月 28 日開催された公開ワークショップで、対象材料カテゴリ リストの最初の草案の提示を含め、対象材料と対象材料カテゴリについて発表した。ワークショップの公告とディスカッション文書は、CalRecycle の公告ページにある。

CalRecycle は、2023 年 9 月 27 日の公開ワークショップで、対象材料カテゴリ リストの第 2 版草案を発表した。そのワークショップの公告とディスカッション文書は、この CalRecycle 公告ページに掲載されている。

以前のワークショップ情報は、SB 54 Web ページの「過去のイベント」でご覧いただける。

#### 略語と頭字語のリスト

- CalRecycle: カリフォルニア州資源リサイクル回収局
- CMC: 対象となる材料カテゴリ
- 部門: カリフォルニア州資源リサイクル回収局
- HDPE: 高密度ポリエチレン
- LDPE: 低密度ポリエチレン
- MCS: 材料特性評価研究
- OCC: 古い板紙
- PET: ポリエチレンテレフタレート
- PP: ポリプロピレン
- PRO: 生産者責任団体

- ・ PRC: 公共資源法(カリフォルニア州法)
- ・ PS: ポリスチレン
- ・ PVC: ポリ塩化ビニル

## 関連する定義

### 対象材料 – PRC 42041(e)

(1) 「対象材料」とは、以下の両方を意味する：

(A) 内容物が使用されるか、開封された後、日常的にリサイクル、廃棄、又は廃棄される使い捨て包装であり、通常は製造者によって詰め替えられたり再利用されたりすることはない。

(B) プラスチック製の使い捨て食品サービス器具。これには、プラスチックコート紙又はプラスチックコート板紙、製造プロセス中に意図的にプラスチックが添加された紙又は板紙、及び多層の軟質材料が含まれるが、これらに限定されない。このサブパラグラフの目的上、「使い捨て食品サービス器具」には次の両方が含まれる：

(i) トレイ、皿、ボウル、クラムシェル、蓋、カップ、調理器具、マドラー、ヒンジ付き又は蓋付きの容器、及びストロー。

(ii) 食品サービス施設によって販売又は顧客に提供される食品包装に使用されるラップ又は包装紙及び袋。

(2) (1)項に係わらず「対象料量」には以下のいずれも含まれない：

(A) 以下の製品のいずれかに使用される包装：

(i) 連邦食品医薬品化粧品法(21 U.S.C. セクション 321(g)、321(h)、及び 353(b)(1))に規定される医療製品及び機器又は処方薬として定義される製品。

(ii) 動物用の寄生虫駆除剤製品を含むがこれに限定されない、動物用医薬品に使用される薬剤。

(iii) 連邦食品医薬品化粧品法 (21 U.S.C. 第 301 条以降)、連邦ウイルス・血清・毒素法 (21 U.S.C. 第 151 条以降)、又は連邦殺虫剤、殺菌剤、及び殺鼠剤法 (7 U.S.C. 第 136 条以降)に基づいて動物の治療又は動物への投与に使用される動物用医薬品、生物製剤、殺虫剤、医療機器、又は診断薬として規制される動物向けの製品。

(iv) 米国法第 21 編第 321(z) 項に定義される乳児用ミルク。

(v) 米国法典第 21 編のセクション 360ee(b)(3)に定義される医療用食品。

(vi) がん、慢性腎臓病、糖尿病、栄養失調、又は成長不全に直接関連する特別な食事の必要性により、栄養ニーズを満たすため補足又は唯一の栄養源を必要とする人に使用される強化経口栄養補助食品。これらの用語は、国際疾病分類第 10 版又は部門が決定したその他の病状により定義される。

(B) 連邦殺虫剤、殺菌剤、及び殺鼠剤法 (7 U.S.C. 第 136 条以降) により規制される製品を収容するため使用される包装。

(C) 連邦規則法典第 49 編第 1 章サブタイトル B サブチャプター C パート 178 (セクション 178.0 以降)に基づいて危険物。又は危険物として輸送用に分類される製品を収容及び出荷するため使用されるプラスチック製の包装容器。

(D) 2012 年連邦労働安全衛生局の危険情報伝達基準(29 C.F.R. 1910.1200)によって分類された危険又は可燃性の製品を収容するため使用される包装。

(E) カリフォルニア州飲料容器リサイクル及びゴミ削減法(第 12.1 条(第 14500 条以降))対象となる飲料容器。

(F) 部門が決定した 5 年以上の耐用年数を持つ製品の長期保護又は保管に使用される包装。

(G) 第 7 部第 5 章 (セクション 48700 以降) に従って確立された建築用塗料回収プログラムの対象となる製品に関連する包装。

(H)

(i) 対象材料が以下の基準を全て満たしていることを生産者が部門に証明した対象材料：

(I) 対象材料は家庭用リサイクル回収サービスでは回収されない。

(II) 対象材料は、混合リサイクル処理施設において他の物質から分離されない。

(III) 対象材料は、責任ある最終市場でリサイクルされる。

(IV) 2027 年 1 月 1 日まで、生産者は毎年、その材料のリサイクル率が 3 年連続で 65 パーセントであることを部門に証明する。2027 年 1 月 1 日以降、生産者は、その材料のリサイクル率が年間 70%以上であることを 2 年ごとに部門に証明する。

(ii) 生産者によって州の中で又は州に向け販売される対象材料の一部のみが第(i)項の基準を満たす場合、第(i)項の基準を満たす対象材料の部分のみが本章から免除される。基準を満たさない部分は、この章の目的の対象となる。

#### 対象材料カテゴリ – PRC 42041(f)

「対象材料カテゴリ」とは、部門が決定した、同様の種類及び形式の対象材料を含むカテゴリを意味する。

#### プラスチック – PRC 42041(t)

「プラスチック」とは、有機物質の重合によって化学的に合成され、硬質及び軟質の様々な形状に成形できる合成又は半合成材料を意味し、コーティングや接着剤が含まれる。「プラスチック」には、ポリエチレンテレフタレート (PET)、高密度ポリエチレン (HDPE)、ポリ塩化ビニル (PVC)、低密度ポリエチレン (LDPE)、ポリプロピレン (PP)、ポリスチレン (PS)、ポリ乳酸 (PLA)、ポリヒドロキシアルカノエート (PHA) 及びポリヒドロキシ酪酸 (PHB) などの脂肪族バイオポリエステルが含まれるが、これらに限定されない。「プラスチック」には、天然ゴムやタンパク質やデンプンなどの天然ポリマーは含まれない。

#### プラスチック部品 – PRC 42041(u)

「プラスチック部品」とは、部分的又は全体的にプラスチックで作られた単一の被覆材料を意味する。プラスチック部品は、被覆材料全体を構成することも、被覆材料の別個のまたは分離可能な部分を構成することもできる。

#### 対象材料カテゴリの概要

PRC 42041(f) で定義されている対象材料カテゴリ (CMC) は、タイプ及び形式ごとに対象材料をグループ化したものである。対象材料カテゴリは、法定の多くの機能を果たす。例えば、生産者は対象材料カテゴリごとにデータを報告し、CalRecycle はリサイクル可能又は堆肥化可能と考えられる対象材料カテゴリのリストを公表する。

#### 法定の対象物質カテゴリの使用の概要 - CalRecycle の責任

- CalRecycle は、2024 年 7 月 1 日までに対象材料カテゴリのリストを作成し、掲載する – PRC 42061(a)
- CalRecycle のデータ要求は、確立された対象材料カテゴリと一致している必要がある – PRC 42060(a)(2)(C)(i)
- CalRecycle は、カリフォルニアの埋立地で処分される対象物質カテゴリの物質特性調査を実施し、その結果を Web サイトで公開する – PRC 42061(a)(2)
- CalRecycle は、2026 年 1 月 1 日までに対象材料カテゴリごとに州内で達成されているリサイクル率を計算して公表する – PRC 42061(b)
- CalRecycle は、2024 年 1 月 1 日までにリサイクル可能と判断された対象材料カテゴリのリストを公表する – PRC 42061(c)
- CalRecycle は、2024 年 1 月 1 日までに堆肥化可能であると判断された対象物質カテゴリのリストを公表する – PRC 42061(d)
- CalRecycle は、対象材料カテゴリごとに、対象材料に必要な手順と投資を決定するため設計されたニーズ評価を実施する – PRC 42067(a)
- CalRecycle は、SB 54 – PRC 42082(a)の要件に準拠していない対象材料カテゴリのリストを公表する。

#### 法定の対象材料カテゴリの使用の概要 – 生産者と PRO の責任

- PRO は、各カテゴリが必要なリサイクル率をより適切に満たすことができるよう、各対象物質カテゴリに十分に重点を置くことを保証するため、対象物質カテゴリごとの線引きを含む、小委員会又はその他の同様の構造を組織する必要がある – PRC 42051(e)
- 予算を作成する際、PRO は対象材料カテゴリに基づいて PRO が行う投資を決定することができる – PRC 42051.1(i)(4)
- PRO はデータを毎年報告する必要がある、その一部は対象材料カテゴリごとに報告され

る - PRC 42052

- PRO は、対象材料カテゴリごとに分類された料金体系を作成する必要がある - PRC 42053(d)

## パート II. CMC リストの更新

### CMC 項目 1：対象物質カテゴリのリスト作成の推定スケジュール

法令のセクション: PRC 42061(a)(1)、PRC 42061(c)、PRC 42061(d)

PRC 42061(a)(1)に従い、CalRecycle は、2024 年 7 月 1 日までに対象材料カテゴリのリストを作成し、掲載する。更に CalRecycle は、リサイクル可能及び堆肥化可能と見なされる対象材料カテゴリのリストを 2024 年 1 月 1 日までに公開する。このことは、事実上、対象材料カテゴリのリストを 2024 年 1 月 1 日までに確立する必要がある。

CalRecycle は、以下の情報を使用して、対象材料カテゴリのリストを作成した：

- (1) 既存の生産者報告システム及び使い捨て包装及びプラスチック製使い捨て食品サービス器具に関連するその他の分類；
- (2) SB 343 材料特性評価研究、及び SB 343 データ収集からのデータで使用される分類カテゴリ；及び、
- (3) 利害関係者からのフィードバック。

次のタイムラインは、CalRecycle が対象材料カテゴリのリストのドラフト版をフィードバック用に提供した時期と、CalRecycle が来年のリスト発行と更新を予定している時期に関する情報を示す。

タイムライン：

- 2023 年 6 月 28 日(6 月公開ワークショップ) - 対象材料カテゴリのリストの初稿が、関係者からのフィードバックのため提供された。
- 2023 年 9 月 27 日(9 月公開ワークショップ) - 対象材料カテゴリのリストの第 2 草案が、関係者からのフィードバックのため提供された。

- 2024年1月1日 – 対象材料カテゴリのリストとともに、リサイクル可能及び堆肥化可能と見なされる対象材料カテゴリのリストを公表する。

- 2024年7月1日までに – 対象材料カテゴリの最新リストを公表する。

## CMC 項目 2: 対象物質カテゴリのリスト

9月のワークショップで提供された対象材料カテゴリのリスト草案は、一般からのフィードバックと CalRecycle によって収集された追加情報に基づいて更新された。

更新されたリストには、対象材料カテゴリが 99 含まれており、第 2 草案の 110 のカテゴリと第 1 草案の 130 のカテゴリから減少した。

### 対象物質カテゴリのリストの構成

小さいアイテムを除く殆どの対象材質カテゴリは、そのカテゴリに含まれる対象材質を説明する 4 つの主要な特性によって定義される：

(1) 材料クラス – 対象材料が主に次で構成される材料の広範なカテゴリ：

- a. オプション：(1) ガラス及びセラミック、(2) 金属、(3) 紙と繊維、(4) プラスチック、(5) 木材及びその他の有機物

(2) 材料のタイプ – 材料のクラス内の、より具体的な材料のカテゴリ。対象材料は主に次で構成される：

- a. オプション：材料のクラス別の材料のタイプのリストについては、図 1 を参照されたい。

(3) 形状 – 形状及びその他の形状関連の要素に基づくカテゴリ。形状は材料のタイプに固有である。

- a. オプション：材料のクラス及び材料のタイプ別の形状については、以下の表を参照されたい。

(4) プラスチックの存在 – 除外されないプラスチック部品を含むアイテムは、プラスチック被覆材料カテゴリとして特徴付けられ、プラスチック部品を含まないアイテムは非プラスチック被覆材料カテゴリと見なされる。

- a. オプション：非プラスチック、プラスチック

図 1 – 材料クラス別の材料タイプ

Material Classes	Glass and Ceramic	Metal	Paper and Fiber	Plastic	Wood and Other Organics
Material Types	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Glass</li> <li>• Ceramic</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Aluminum</li> <li>• Tin/Steel/Bimetal</li> <li>• Other Ferrous</li> <li>• Other Nonferrous</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• OCC</li> <li>• Kraft Paper</li> <li>• Paperboard</li> <li>• White Paper</li> <li>• Molded Fiber</li> <li>• Multi-Material Laminates (Paper Dominant)</li> <li>• Other/Mixed Paper</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PET (#1)</li> <li>• HDPE (#2)</li> <li>• PVC (#3)</li> <li>• LDPE (#4)</li> <li>• PP (#5)</li> <li>• PS (#6)</li> <li>• Plastics and Polymers Designed for Potential Compostability</li> <li>• Multi-Material Laminates (Plastic Dominant)</li> <li>• Other/Mixed Plastics</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Wood</li> <li>• Other/Mixed Organic</li> </ul>

Note: Each Material Class has additional categories for small items with no side greater than 2" (with and without plastic component).

上で説明したカテゴリ構造に加え、辺が 2 インチを超えないアイテムである小型アイテムに対し、特定の対象材料カテゴリが作成された。小さいアイテムのカテゴリは、次の 3 つの特徴によって定義される：

1. 材料クラス – 対象材料の大部分を構成する材料の広範なカテゴリ。小さいアイテムのカテゴリでは、材質のタイプは考慮されない。
  - a. オプション: ガラスとセラミック、金属、紙と繊維、プラスチック、木材、その他の有機物
  
2. サイズ – 材料の側面の測定に基づいた 1 つのサイズ カテゴリ。
  - a. オプション: 2 インチを超える辺がない
  
3. プラスチックの存在 – 除外されないプラスチック部品を含むアイテムは、プラスチック被覆材料カテゴリとして特徴付けられ、プラスチック部品を含まない品目は非プラスチック被覆材料カテゴリと見なされる。
  - a. オプション: 非プラスチック、プラスチック

材料のクラス別の対象材料カテゴリのリスト

次のセクションでは、対象材料カテゴリを材料のクラスごとに表に示す。各テーブルには 4 つの列がある。

最初の列は、対象材料カテゴリそれぞれの識別コードである：

- 各コードは、対象材料カテゴリの材料のクラスを示す 1 文字又は 2 文字で始まる：

- GC = ガラスとセラミック
- M = 金属
- PF = 紙と繊維
- P = プラスチック
- WO = 木材及びその他の有機物

・ 識別コードの末尾が「N」の場合、対象材質カテゴリがプラスチック部品を含まない材質であることを示す。識別コードの末尾が「P」の場合、対象材質カテゴリがプラスチック部品を含む材質であることを示す。

2 列目は材料のタイプを説明し、3 列目は、対象材料カテゴリに含まれる対象材料の形式（対象材料にプラスチック部品が含まれるかどうかを含む）を記述する。最後の列は、その被覆材料がプラスチック又は非プラスチック被覆材料のカテゴリと見なされるかどうかを示す。

**Table 1. Covered Material Categories within the Glass and Ceramic Material Class**

CMC ID	Material Type	Form	Plastic or Nonplastic CMC
GC1N	Glass	Bottles and Jars w/o plastic component	Nonplastic
GC1P	Glass	Bottle and Jars w/ plastic component	Plastic
GC2N	Glass	Other Forms w/o plastic component	Nonplastic
GC2P	Glass	Other Forms w/ plastic component	Plastic
GC3N	Glass	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	Nonplastic
GC3P	Glass	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	Plastic
GC4N	Ceramic	All Forms w/o plastic component	Nonplastic
GC4P	Ceramic	All Forms w/ plastic component	Plastic
GC5N	Ceramic	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	Nonplastic
GC5P	Ceramic	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	Plastic

主な変更点：

追加

- ・ なし

統合

- ・ なし

削除

- ・ なし

**Table 2. Covered Material Categories within the Metal Material Class**

CMC ID	Material Type	Form	Plastic or Nonplastic CMC
M1N	Aluminum	Non-aerosol container w/o plastic component	Nonplastic
M1P	Aluminum	Non-aerosol container w/ plastic component	Plastic
M2N	Aluminum	Foil sheets w/o a plastic component	Nonplastic
M2P	Aluminum	Foil sheets w/ a plastic component	Plastic
M3N	Aluminum	Foil Molded Containers w/o plastic component	Nonplastic
M3P	Aluminum	Foil Molded Containers w/ plastic component	Plastic
M4P	Aluminum	Aerosol can w/ plastic component	Plastic
M5N	Aluminum	Other Forms w/o plastic component	Nonplastic
M5P	Aluminum	Other Forms w/ plastic component	Plastic
M6N	Tin/Steel/Bimetal	Non-aerosol container w/o plastic component	Nonplastic
M6P	Tin/Steel/Bimetal	Non-aerosol container w/ plastic component	Plastic
M7P	Tin/Steel/Bimetal	Aerosol can w/ plastic component	Plastic
M8N	Tin/Steel/Bimetal	Other Forms w/o plastic component	Nonplastic
M8P	Tin/Steel/Bimetal	Other Forms w/ plastic component	Plastic
M9N	Other Nonferrous	All Forms w/o plastic component	Nonplastic
M9P	Other Nonferrous	All Forms w/ plastic component	Plastic
M10N	Other Ferrous	All Forms w/o plastic component	Nonplastic
M10P	Other Ferrous	All Forms w/ plastic component	Plastic
M11N	Metal	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	Nonplastic
M11P	Metal	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	Plastic

主な変更点：

追加

- なし

統合

- なし

削除

- アルミニウム「プラスチック部品のないエアゾール缶」を削除
- ブリキ/スチール/バイメタル「プラスチック部品を含まないエアゾール缶」を削除

名前の変更

- ブリキ/スチール/バイメタルを「プラスチック部品を含まない非エアゾール容器」に改名

- 以前: ブリキ/スチール/バイメタル「プラスチック部品なしの缶 (非エアゾール)」
- ブリキ/スチール/バイメタルを「プラスチックコンポーネント付き非エアゾール容器」に改名
  - 以前: ブリキ/スチール/バイメタル「プラスチックコンポーネント付き缶 (非エアゾール)」
- アルミニウムを「プラスチック部品を含まない非エアゾール容器」に改名
  - 以前: アルミニウム「プラスチック部品なしの缶 (非エアゾール)」
- アルミニウムを「プラスチックコンポーネント付き非エアゾール容器」に改名
  - 以前: アルミニウム「プラスチック部品付き缶 (非エアゾール)」

**Table 3. Covered Material Categories within the Paper and Fiber Material Class**

CMC ID	Material Type	Form	Plastic or Nonplastic CMC
PF1N	Kraft Paper	All Forms w/o plastic component	Nonplastic
PF1P	Kraft Paper	All Forms w/ plastic component	Plastic
PF2P	Molded Fiber	All Forms of Food Service Ware w/ plastic component	Plastic
PF3N	Molded Fiber	All Forms of Packaging w/o plastic component	Nonplastic
PF3P	Molded Fiber	All Forms of Packaging w/ plastic component	Plastic
PF4P	Multi-Material Laminate	Aseptic Containers	Plastic
PF5P	Multi-Material Laminate	Gable-top Cartons	Plastic
PF6P	Multi-Material Laminate	Poly-coated food service ware	Plastic
PF7P	Multi-Material Laminate	Other Forms w/ plastic component	Plastic
PF8N	OCC	Waxed Cardboard w/o plastic component	Nonplastic
PF8P	OCC	Waxed Cardboard w/ plastic component	Plastic
PF9N	OCC	Cardboard w/o plastic component	Nonplastic
PF9P	OCC	Cardboard w/ plastic component	Plastic
PF10N	Paperboard	All Forms w/o plastic component	Nonplastic
PF10P	Paperboard	All Forms w/ plastic component	Plastic
PF11N	White Paper	All Forms w/o plastic component	Nonplastic
PF11P	White Paper	All Forms w/ plastic component	Plastic
PF12N	Other/Mixed Paper	All Forms w/o plastic component	Nonplastic
PF12P	Other/Mixed Paper	All Forms w/ plastic component	Plastic
PF13N	Paper and Fiber	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	Nonplastic
PF13P	Paper and Fiber	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	Plastic

主な変更点：  
追加

- (紙/繊維)多材料「ポリコーティング食品サービスウェア」を追加

統合

- なし

削除

- (紙/繊維)多材料ラミネート「プラスチック部品を含まないその他の形状」を削除
- (紙/繊維)多材料ラミネート「プラスチックコンポーネント付きのホットカップ及びコールドカップ」を削除(現在は「ポリコーティングされた食品サービス器具」に分類される)

**Table 4. Covered Material Categories within the Plastic Material Class**

<b>CMC ID</b>	<b>Material Type</b>	<b>Form</b>	<b>Plastic or Nonplastic CMC</b>
P1P	PET (#1)	Bottles, Jugs, and Jars (Clear/Natural)	Plastic
P2P	PET (#1)	Bottles, Jugs, and Jars (Pigmented/Color)	Plastic
P3P	PET (#1)	Thermoformed Containers, Cups, Lids, Plates, Trays, Tubs	Plastic
P4P	PET (#1)	Other Rigid Items (including containers)	Plastic
P5P	PET (#1)	Flexible and Film Items	Plastic
P6P	HDPE (#2)	Bottles, Jugs and Jars (Clear/Natural)	Plastic
P7P	HDPE (#2)	Bottles, Jugs and Jars (Pigmented/Color)	Plastic
P8P	HDPE (#2)	Pails & Buckets	Plastic
P9P	HDPE (#2)	Other Rigid Items (including containers)	Plastic
P10P	HDPE (#2)	Flexible and Film Items	Plastic
P11P	PVC (#3)	Rigid Items	Plastic
P12P	PVC (#3)	Flexible and Film Items	Plastic
P13P	LDPE (#4)	Bottles, Jugs and Jars	Plastic
P14P	LDPE (#4)	Other Rigid Items	Plastic
P15P	LDPE (#4)	Clear Non-Bag Film	Plastic
P16P	LDPE (#4)	Other Flexible and Film Items	Plastic
P17P	PP (#5)	Bottles, Jugs and Jars	Plastic
P18P	PP (#5)	Thermoformed Containers, Cups, Lids, Plates, Trays, Tubs	Plastic
P19P	PP (#5)	Utensils	Plastic
P20P	PP (#5)	Other Rigid Items	Plastic
P21P	PP (#5)	Clear Non-Bag Film	Plastic
P22P	PP (#5)	Other Flexible and Film Items	Plastic
P23P	PS (#6)	Expanded/Foamed Hinged Containers, Plates, Cups, Tubs, Trays, and Other Foamed Containers	Plastic
P24P	PS (#6)	Expanded/Foamed Cushioning and Void Fill	Plastic
P25P	PS (#6)	Other Expanded/Foamed Forms	Plastic
P26P	PS (#6)	Solid Hinged Containers, Plates, Cups, Tubs, Trays, and Other Solid Containers	Plastic
P27P	PS (#6)	Utensils	Plastic
P28P	PS (#6)	Other Solid Forms	Plastic
P29P	PS (#6)	Flexible and Film Items	Plastic
P30P	Plastics and Polymers Designed for Potential Compostability	Rigid Items	Plastic

P31P	Plastics and Polymers Designed for Potential Compostability	Flexible and Film Items	Plastic
P32P	Multi-Material Laminate	Mailing Pouches & Shipping Envelopes	Plastic
P33P	Multi-Material Laminate	Other Forms	Plastic
P34P	Other/Mixed Plastics	Textiles	Plastic
P35P	Other/Mixed Plastics	Rigid Items	Plastic
P36P	Other/Mixed Plastics	Flexible and Film Items	Plastic
P37P	Plastic	Small – No side greater than 2"	Plastic

主な変更点：

追加

- PVC (#3) 「剛体アイテム」を追加した。
- PVC (#3) 「フレキシブル及びフィルムアイテム」を追加した。
- PS (#6) 「固体ヒンジ付きコンテナ、プレート、カップ、タブ、トレイ、及びその他の固体容器」を追加した。
- PS (#6) 「その他の固体形状」を追加した。
- PS (#6) 「フレキシブル及びフィルムアイテム」を追加した。
- 堆肥化の可能性を考慮して設計されたプラスチックとポリマー「硬いアイテム」を追加した。
- 堆肥化の可能性を考慮して設計されたプラスチックとポリマー「フレキシブル及びフィルムアイテム」を追加した。

統合

- PET (#1) 「ヒンジ付き蓋付き容器（熱成形）」及び「カップ及び蓋」を「プレート及びトレイ」に組合せた。
- PET (#1) の「フレキシブルアイテム」と「フィルムアイテム」を組合せ、「フレキシブルアイテム及びフィルムアイテム」という新しいカテゴリを形成した。

- HDPE (#2) の「バッグ、サック、ポーチ (フィルム)」及び「バッグ以外のフィルム」を「その他のフレキシブルアイテム」と組合せ、新しいカテゴリ「フレキシブル及びフィルムアイテム」を形成した。
- LDPE (#4) 「バッグ、サック、ポーチ (フィルム)」を「その他のフレキシブルアイテム」と組合せ、新しいカテゴリ「その他のフレキシブルアイテム及びフィルムアイテム」を形成した(「クリア非バッグフィルム」の区別は維持)。
- PP (#5) 「ヒンジ付き及び蓋付き容器 (熱成形)」を「プレート、トレイ、カップ、蓋、タブ」に組合せた。
- PP (#5) の「バッグ、サック、ポーチ (フィルム)」を「その他のフレキシブルアイテム」と組合せ、新しいカテゴリ「その他のフレキシブルアイテム及びフィルムアイテム」を形成した(「透明な非バッグフィルム」の区別は維持)。
- その他/混合プラスチックの「フィルムアイテム」と「フレキシブルアイテム」を組合せ、「フレキシブル及びフィルムアイテム」という新しいカテゴリを形成した。

#### 削除

- (プラスチック) 多材料ラミネートの「その他のポーチ」を削除した(現在は「その他の形式」に分類)。
- PVC (#3) 「全ての形式」を削除した。
  - PVC (#3) 「全ての形式」が「硬質アイテム」と「軟質アイテム」の 2 つのカテゴリに拡張された。
- PS (#6) 「高密度化されたヒンジ付き容器、プレート、カップ、タブ、トレイ、及びその他の高密度化された容器」を削除した。
  - 「高密度化」を「ソリッド」に置き換えた。
- PS (#6) 「その他の高密度フォーム」を削除した。
  - 「高密度化」を「ソリッド」に置き換えた。
- 堆肥化の可能性を考慮して設計された「その他の形態」のプラスチックとポリマーを除去した。
  - 潜在的な堆肥化可能性を考慮して設計されたプラスチックとポリマー 「その他の形態」

は、「硬質アイテム」と「軟質フィルムアイテム」の2つのカテゴリに拡張された。

**Table 5. Covered Material Categories within the Wood and Other Organics Material Class**

CMC ID	Material Type	Form	Plastic or Nonplastic CMC
WO1N	Wood	All Untreated Forms w/o plastic component	Nonplastic
WO1P	Wood	All Untreated Forms w/ plastic component	Plastic
WO2N	Wood	All Treated or Painted Forms w/o plastic component	Nonplastic
WO2P	Wood	All Treated or Painted Forms w/ plastic component	Plastic
WO3N	Other/Mixed Organic	Textiles w/o plastic component	Nonplastic
WO3P	Other/Mixed Organic	Textiles w/ plastic component	Plastic
WO4N	Other/Mixed Organic	Other Forms w/o plastic component	Nonplastic
WO4P	Other/Mixed Organic	Other Forms w/ plastic component	Plastic
WO5N	Wood and Other Organic Materials	Small – No side greater than 2" w/o plastic component	Nonplastic
WO5P	Wood and Other Organic Materials	Small – No side greater than 2" w/ plastic component	Plastic

主な変更点：

追加

- なし

統合

- なし

削除

- 「竹 — プラスチックコンポーネントを含む全ての形式」を削除
- 「竹 — プラスチックコンポーネントのない全ての形式」を削除
  - 竹が例として「その他/混合有機物 - プラスチック成分を含む他の形式」及び「その他/混合有機物 - プラスチック成分を含まない他の形式」に追加された。

出版番号 DRRR-2023-1729

現在の文書の日付 2023年12月28日

原本の日付 2023年12月28日

ウェブに公開 2023年12月28日

カテゴリ 包装

メディアタイプ 報告書

説明

公共資源法 (PRC) セクション 42061(a)(3)(B) に拠り、CalRecycle は PRC 42355.51(d)(2)(A) から(B)までの要件に関連する材料タイプのステータスに関する報告書を議会に発表した。この報告書は、カリフォルニア州における使い捨て包装及び使い捨てプラスチック食品サービス器具のリサイクル可能性に関する情報を提供する。

「対象材料カテゴリのリサイクル可能性の状況 SB 54 議会への報告」2023年12月

<https://www2.calrecycle.ca.gov/Publications/Download/1905>

Circular Action Alliance 「サーキュラー・アクション・アライアンスがカリフォルニア州の生産者責任団体に選ばれる」2023年1月8日

<https://circularactionalliance.org/news-feed/kgdtubl054ujphh5d43vm2b0ju-ywzja-zaln5>

CAA はカリフォルニア州とコロラド州で拡大生産者責任法を施行し、メリーランド州で生産者を代表することを承認された

Circular Action Alliance(CAA)は、CalRecycle により、州のプラスチック汚染防止包装材料生産者責任法 (SB 54、Allen、第 75 章、2022 年) の生産者責任組織(PRO)に選ばれた。CAA は、最初の単一 PRO として、使い捨て包装及びプラスチック食品サービス器具の全ての生産者が、カリフォルニア州の拡大生産者責任 (EPR) 法の要件を満たし、プラスチック汚染の防止及び循環経済の構築という州の目標を推進できるよう支援する。

SB 54 は、家庭用及び商業用の使い捨て包装及びプラスチック食品サービス器具の製造者に PRO への参加を義務付け、PRO を通じてこれらの材料のリサイクルに資金を提供し、その他の耐用年数終了の考慮事項を管理することを義務付けている。

「カリフォルニア州の EPR プログラムの実施に CAA が選ばれたことは非常に光栄であり、全米規模で包装の循環経済を構築するという私たちのビジョンを更に前進させます」と CAA 理事長兼キューリグドクターペッパーのサステナビリティ担当シニア ディレクターチャーリー・シュワルツは述べている。「CAA は、食品、飲料、消費財、小売の分野で最も評判の高い企業で構成されており、これらの企業が連携して、調和のとれたクラス最高のコンプライアンスサービスを提供し、イノベーションを拡大し、企業と消費者の両方が無駄を減らし、無駄を省くのに役立つシステムを構築しています。もっとリサイクルしましょう。」

CAA は、2022 年の組織設立以来、生産者をサポートし、SB 54 実施の準備に協力してきた。2023 年を通じて、CAA は CalRecycle の非公式ルール作成プロセスに参加し、地元の利害関係者との関係を構築し、組織能力を開発した。

2023 年、CAA はコロラド州公衆衛生環境局からコロラド州の単一 PRO に任命され、米国で紙と包装の EPR プログラムの導入を承認された最初の PRO となった。CAA は又、メリーランド州環境省によって生産者の利益を代表し、州生産者責任諮問委員会の唯一の PRO としての役割を果たすために選ばれた。更に、CAA はオレゴン州で PRO になるための EPR プログラム計画を提出する予定である。

サーキュラー・アクション・アライアンスについて:

Circular Action Alliance (CAA) は、紙と包装に関する拡大生産者責任 (EPR) 法の成功を支援するため設立された 501(c)(3)に基づく非営利の生産者責任組織である。CAA は、紙と包装に関する EPR 法を制定した州で PRO として活動し、調和のとれたクラス最高のコンプライアンス サービスを提供し、イノベーションを拡大し、企業と消費者の両方が無駄を減らし、より多くのリサイクルを行うのに役立つシステムを構築する予定である。CAA は、カリフォルニア州、コロラド州、メイン州、オレゴン州での EPR 法の可決を受けて、食品、飲料、消費財、小売業界 18 社によって設立された。これらの企業は、米国全土で紙と包装の循環経済を構築するというビジョンで団結している。詳細については、[www.circularactionalliance.org](http://www.circularactionalliance.org) を参照されたい。

「G/TBT/N/USA/2088/Add.1 SB 54 プラスチック汚染防止包装材料生産者責任法規則」  
2024 年 1 月 25 日  
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN24/USA2088A1.pdf&Open=True>

説明: CalRecycle は、2024 年 2 月 1 日に SB 54 (Allen、第 75 章、2022 年法規) の実施に向けた規則文書草案に関する質疑応答セッションを開催する(告示を参照)。このセッション中、CalRecycle は、SB 54 の概要、規則作成プロセスの概要、規則文書草案全体の概要を示し、規則文書草案に関する明確な質問に答えるよう努める。

質疑応答セッションでは次のトピックが取り上げられる。

パート I: : SB 54 の概要 (Allen、第 75 章、2022 年法規)

プログラムの目標と目的、生産者の要件、法定スケジュール、部門の責任など、SB 54 の概要。

## パート II：カリフォルニア州の規則制定プロセスの概要

カリフォルニア州のルール作成プロセスの概要、CalRecycle が SB 54 でこのプロセスに取り組んでいる状況。

## パート III：規則草案の概要

第 11.1 章「プラスチック汚染防止と包装製造者の責任」(15 件の条文)、及び第 11.5 章「環境マーケティングとラベリング」(1 件の条文)を含む、規則文書草案に関する条文ごとのワークスルー。

このセッションの目的は、一般の人々が規則草案について明確な質問をする機会を提供することであり、規則に関する公式のパブリックコメントを提供することではない。CalRecycle は、今後 45 日間のコメント期間に向けてコメントを検討し、準備するための十分な時間を国民に提供することを目的としている。コメント期間は、CalRecycle が正式な規則作成プロセスを開始する数か月以内に開始される。

セッションには昼食のため 1 時間の休憩が含まれる。議題全体はこのメールに添付されている。